

令和4年 朝日村議会

9月定例会会議録

令和4年 9月6日 開会

令和4年 9月16日 閉会

朝 日 村 議 会

令和4年朝日村議会9月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月6日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○議案第55号から議案第66号まで及び認定第1号から認定第7号まで並びに 報告第4号の上程	7
○議案提案説明	7
○健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について	20
○令和3年度決算審査報告	21
○議案内容説明	27
○散 会	28
○署名議員	29

第 2 号 (9月13日)

○議事日程	31
○出席議員	31
○欠席議員	31
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	31

○事務局職員出席者	3 1
○開 議	3 2
○議事日程の報告	3 2
○会議録署名議員の指名	3 2
○諸般の報告	3 2
○一般質問	3 3
林 邦 宏 君	3 3
中 村 文 映 君	4 4
齊 藤 勝 則 君	5 8
小 林 弘 之 君	6 6
塩 原 智 恵 美 君	7 5
羽多野 美 映 君	9 0
高 橋 良 二 君	1 0 4
清 沢 正 毅 君	1 0 6
高 橋 廣 美 君	1 2 0
○散 会	1 3 0
○署名議員	1 3 1

第 3 号 (9月16日)

○議事日程	1 3 3
○出席議員	1 3 3
○欠席議員	1 3 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 4
○事務局職員出席者	1 3 4
○開 議	1 3 5
○議事日程の報告	1 3 5
○会議録署名議員の指名	1 3 5
○諸般の報告	1 3 5
○議案第55号から議案第66号まで及び認定第1号から認定第7号までの質疑、 討論、採決	1 3 6

○議案第 6 7 号から議案第 6 9 号まで及び諮問第 1 号並びに報告第 5 号の上程……………	1 4 4
○議案提案説明……………	1 4 4
○議案内容説明……………	1 4 5
○議案第 6 7 号から議案第 6 9 号まで及び諮問第 1 号の質疑、討論、採決……………	1 4 6
○議員派遣について……………	1 4 8
○閉会中の継続調査の申出について……………	1 4 8
○村長挨拶……………	1 4 9
○閉 会……………	1 4 9
○署名議員……………	1 5 1

令和4年朝日村告示第126号

令和4年朝日村議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和4年9月1日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和4年9月6日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

不応招議員（なし）

令和4年朝日村議会9月定例会 第1日

議事日程(第1号)

令和4年9月6日(火) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

(付議事件)

第 4 議案第55号 朝日村議会議員及び朝日村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第56号 朝日村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第57号 朝日村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第58号 朝日村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第59号 工事請負契約の締結について

第 9 議案第60号 工事請負契約の締結について

第10 議案第61号 令和4年度朝日村一般会計補正予算(第5号)について

第11 議案第62号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

第12 議案第63号 令和4年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第2号)について

第13 議案第64号 令和4年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算(第2号)について

第14 議案第65号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計補正予算(第2号)について

第15 議案第66号 令和4年度朝日村下水道事業会計補正予算(第2号)について

第16 認定第 1号 令和3年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定について

第17 認定第 2号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 第18 認定第 3号 令和3年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 認定第 4号 令和3年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第 5号 令和3年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第 6号 令和3年度朝日村簡易水道事業会計決算認定について
- 第22 認定第 7号 令和3年度朝日村下水道事業会計決算認定について
- 第23 報告第 4号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について
- 第24 議案第55号から議案第66号まで及び認定第1号から認定第7号まで並びに報告第4号の議案提案説明
- 第25 令和3年度決算審査報告
- 第26 議案第55号から議案第66号まで及び認定第1号から認定第7号まで並びに報告第4号の議案内容説明

出席議員（10名）

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	越 川 豪 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	代表監査委員	上 條 良 久 君
会計管理者兼 総 務 課 長	上 條 晴 彦 君	企画財政課長	清 沢 さおり 君
住民福祉課長	上 條 裕 子 君	建設環境課長	大 池 守 君
産業振興課長	清 沢 光 寿 君	教 育 次 長	上 條 靖 尚 君

保 育 園 長 上 條 浩 充 君

事務局職員出席者

議会事務局長 山 本 珠 明 君 書 記 北 林 薫 君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年朝日村議会9月定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

6番 林 邦 宏 議員

7番 中 村 文 映 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（北村直樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月16日までの11日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、代表監査委員、副村長、教育長、各課長であります。

入札結果調書及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第55号から議案第66号まで及び認定第1号から認定第7号まで並びに報告第4号の上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第4、議案第55号から日程第15、議案第66号まで及び日程第16、認定第1号から日程第22、認定第7号まで並びに日程第23、報告第4号の議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第24、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日、令和4年朝日村議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、御礼を申し上げます。

また、村民の皆様方には、4回目となるワクチン接種にご協力いただきまして、ありがとうございます。感謝を申し上げます。

初めに、今定例会は決算議会でもあり、決算認定についてご審議をいただきますが、令和3年度の一般会計決算案でございますが、歳入決算額は37億4,312万円、歳出決算額は35億7,522万円となり、歳入歳出とも前年比約7%の減となりました。

なお、歳入歳出差引額は1億6,790万円の黒字となり、健全化判断比率は4つの財政指標とも健全財政範囲内の結果でございました。

次に、朝日村のコロナ第7波の状況ですが、6月は8人、7月は41人、8月は75人の方が感染され、感染力の強さが際立っております。私もその1人となり、大変ご迷惑をおかけいたしました。4回目のワクチンを打っておりましたので、おかげさまで軽症で済みました。

感染者数が拡大し、病床使用率が跳ね上がってきたこの夏に、医療従事者の皆さんは、感染防護服を着用し、PCR検査等で炎天下を飛び回って活動されています。ここで改めて、医療従事者の労苦に対して感謝の意を表したいと思います。

なお、朝日村といたしましても、村民の皆さんへの抗原検査・PCR検査は、要望に臨機応変に応えられる体制で臨んでおりますので、心配な方は早めに役場に相談をして、自己検査をしていただきたいと思います。

次に、農業の関係ですが、今年も梅雨の長雨による農業への影響を危惧いたしました。初めは大した雨もなく猛暑が続き、その後は梅雨らしい雨が続き、野菜生産には生産調整や廃棄等、大きな影響が今年も出てしまいました。7月下旬に行われたJA野菜販売対策会議では、数量、金額とも、ほぼ昨年並みの状況とお聞きしましたので、今後の秋作に期待し、台風や秋雨の影響がないことを祈ります。

次に、防災・減災関係でございますが、6月中旬に今年度の土砂災害防災訓練を横出ヶ崎地区で行い、多くの皆さんに避難訓練と防災講習会に参加をいただきました。

なお、横出ヶ崎地区で3年前に指定されました土砂災害警戒区域の一部が住宅にかかる場所でございますが、対策の事業化に向けて、県と協議を進めております。

7月下旬、朝日村社協主催の災害ボランティア視察研修に参加をさせていただきました。視察先は茅野市で、昨年9月の集中豪雨により下馬沢川が氾濫した現場です。大変な災害で

したが、住民の声かけによる避難がなされ、人的被害はなくて済みました。

朝日村でも、昨年のお盆の長雨は記憶に新しいところですが、いつ何どき、こんなところ
でと思う場所で大災害に見舞われるやもしれませんので、視察先を教材に、日頃のKYT、
危険予知訓練と各種対応マニュアルの整備は欠かせないと思った次第でございます。

また、一昨日行われました地震総合防災訓練では、自主防災組織が新たに編成され、初め
での訓練となりました。初めての防災組織の活動でありましたから、課題は多かったと思わ
れます。命を守る行動ができたかどうか、反省会を各地区自主防災会組織で持っていただい
て、次につなげていただきたいと思っております。

次に、主立った行事の関係ですが、5月、7月、8月の下旬に地区ボランティア活動を3
年ぶりをお願いをし、全地区で約550名の参加をいただき、除草等をお願いいたしました。
おかげさまで、美しくすがすがしい朝日村となり、また、日頃の美化活動と併せ、感謝を申
し上げます。

8月上旬、夏の行事がそれぞれ3年ぶりに再開されました。

第4回鉢盛山登山マラソンには、全国各地より209人が参加し、健脚を競いました。沿道
で応援して大会を盛り上げていただいた皆さんに感謝を申し上げます。参加者のご意見によ
りますと、独特な登山マラソンとして認知度が上がってきて、朝日村の顔になってきたかと
いうふうに思われます。

同じく、お夏まつりが再開され、今回は花火大会のみで行われましたが、多くの皆さんの
感動を呼ぶ花火大会となりました。同じく、ヤマメ釣り大会が再開され、親子連れ等150人
が釣りを楽しまれました。

一方、地区対抗野球大会とソフトテニス大会は今年も中止となり、来年は再開されること
を願っております。

それぞれの行事で、主催スタッフ、ボランティアの皆さんには、準備から当日の運営まで
ご苦労いただき、感謝を申し上げます。今後、秋の諸行事が続きますが、感染防止を図りな
がら再開されていくことを望んでおります。

次に、経済情勢ですが、連日放送されておりますロシアのウクライナ侵攻、そして中国の
台湾への覇権行使は一層深刻な状況となり、日本の安全保障や経済への影響は計り知れませ
ん。

物価の高騰、特に肥料や資材の高騰等農業を取り巻く環境は、さらに厳しさを増しており
ますので、国の支援策を見定め、朝日村として支援策を関係団体と協議中でございますので、

早めの方針を打ち出していきたいと思います。

そのほか、電気代の高騰が挙げられます。朝日村の公共施設で使用する電気代は、当初予算で総額約3,700万円でございますが、今定例会で補正予算を約1,000万円お願いをし、約30%ほどのアップになります。

プライムスキー場における送水ポンプや降雪機に関しても大きな電力が必要でして、電気代の高騰が課題です。また、各家庭におきましても同様でございます。今後まだ増える予測もございます。

続きまして、各課ごと、トピックスについて報告いたします。

まずは総務課関係でございます。

旧第5分団詰所の解体工事と整地工事が終了し、8月上旬、土地を西洗馬区にお返しをいたしました。第5分団詰所に隣接する朝日村防災センター建設事業でございますが、建設委員会を7月上旬に開催し、測量設計業務を8月中旬に発注いたしました。基本設計が11月末、実施設計が来年2月になる予定でございます。

旧役場跡地の拠点避難地整備事業でございますが、小野沢区において基本設計図を全戸配布し、現在意見を集約中でございます。近々に村の住民説明会を開催し、その結果を受け、実施設計を9月末に予定しております。

次に、企画財政課関係でございます。

公共交通施策といたしまして、広丘線バスの帰りの複便化が8月より開始され、利便性の向上が図られました。

J Aの生活店舗が11月で閉店となりますので、買物弱者対策として、くるりん号のエリア拡大や買物バスの見直しなど、検討を進めてまいります。

村民のDX推進につきましては、スマートフォン活用講座を8月から2月まで開催する予定でございます。

旧おひさま保育園跡地を、村の重要課題であります人口減少問題への対応策として有効活用させていただきたいとして、村営住宅建設を提案してまいりました。計画説明会を周辺住民の皆さん、本郷地区、下洗馬地区、三ヶ組地区、西洗馬区運営委員会の皆さんに行ってまいりました。アンケートの結果のフィードバックを含め、今後も引き続き説明会を行うとともに、全村民を対象とした説明会も計画をしてまいります。

次に、住民福祉課関係でございます。

朝日村の4回目のワクチン接種状況ですが、7月23日から接種を開始し、終了は9月末を

見込んでおります。現在、60歳以上で接種を終了した方は1,383人で、対象者の83.9%となっております。

子育て世帯生活支援特別給付金事業ですが、児童1人5万円支給を12世帯に対し、6月下旬に支給ができました。

マイナンバーカードの普及率ですが、現在47.4%で、2,123人に交付済みでございます。今後も普及活動を継続してまいります。

次に、建設環境課関係でございます。

圃場整備の関係ですが、くりあげ場工区の換地計画案の取りまとめに入りました。今後、工事設計基準と設計を進め、来年度工事着工を目指します。同じく、本郷工区でも換地の割り込み作業の準備段階となり、来年度着工を目指します。

新大尾沢浄水場の工事請負契約の承認を今議会でいただければ、3年間の工事に入ってまいります。竣工は令和7年春を予定しています。

次に、産業振興課関係でございます。

この秋から、来春の風食防止対策の実証実験を昨年に引き続き行います。下古見地域の約40ヘクタールを重点対策区域に設定し、昨年の7倍の面積に麦を播種し、来年3月末まで麦を維持していただく計画で、耕作者へのご協力をお願いしてまいります。

松くい虫防除対策でございますが、9月中旬より、小野沢河岸段丘のアカマツの樹種転換事業に取り組みます。

次に、教育委員会関係でございます。

令和3年度教育委員会事務事業に関し、法に基づく教育事務点検評価が行われ、今議会中に報告書の提出を行います。

朝日小学校では、長寿命化計画に基づき、プール棟の改修設計を行ってまいりました。今議会最終日に契約議決をお願いする予定でございます。

通学路安全対策では、関係者による通学路安全点検が8月に行われました。今まで県に要望してまいりました中組バイパスから旧おひさま保育園の3差路までの間の歩道設置が、事業化される見通しとなりました。工期は現在未定ですが、今年度に調査が行われます。

公民館事業につきましては、今後の公民館の運営や事業の在り方などを検討する公民館在り方検討会を発足させ、検討に入りました。

保育園の関係ですが、ICT化が遅れておりましたが、保育園支援システムの構築を進めます。10月よりテスト運用を開始し、全て手書きであった保育記録を電子化し、保護者への

リアルタイムな連絡・情報共有もなされ、サービスの向上が図られる見通しでございます。

報告関係は以上でございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました案件は、条例4件、契約2件、予算6件、決算の認定7件、報告1件の計20件でございます。

初めに、議案第55号 朝日村議会議員及び朝日村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきましては、朝日村議会議員及び朝日村長の選挙における選挙運動用自動車の使用等に要する経費の限度額を引き上げるものでございます。

次に、議案第56号 朝日村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、印鑑登録証明書のコンビニ交付に関する規定を追加するものでございます。

次に、議案第57号 朝日村職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第58号 朝日村手数料徴収条例の一部改正につきましては、住民票等のコンビニ交付の手数料を追加するものでございます。

次に、議案第59号 工事請負契約の締結につきましては、簡易水道事業大尾沢浄水場建設工事の土木建築工事に当たり、一般競争入札により、4億4,825万円で岡谷組・清沢土木特定建設工事共同企業体と仮契約が締結されましたので、条例の定めにより、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第60号 工事請負契約の締結につきましては、簡易水道事業大尾沢浄水場建設工事の機械設備工事に当たり、一般競争入札により、3億9,050万円で甲信商事株式会社と仮契約が締結されましたので、条例の定めにより、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第61号から第66号までは補正予算でございます。

初めに、議案第61号 令和4年度朝日村一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ9,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,120万円とするものでございます。

歳入の主なものは、普通交付税8,659万3,000円、国庫支出金6,862万円を増額し、繰入金3,936万8,000円、村債2,673万円を減額するものでございます。

歳出の主なものは、財政調整基金積立金7,571万1,000円、新規就農育成に関する補助金210万円のほか、施設電気料の増額、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業の財

源組替えをするものでございます。

次に、議案第62号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,300万円とするものでございます。

主なものは、出産育児一時金126万円を増額するものでございます。

次に、議案第63号 令和4年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,790万円とするものでございます。

主なものは、過年度実績に基づく介護給付費交付金等返還金325万9,000円を増額するものでございます。

次に、議案第64号 令和4年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,960万円とするものでございます。

主なものは、暖房用の地下タンク撤去工事206万円、電気設備へのPCB含有調査費52万円を計上するものでございます。

次に、議案第65号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出に215万5,000円を追加し、総額を1億1,569万4,000円とし、資本的支出から200万円を減額し、総額を2億2,388万4,000円とするものでございます。

主なものは、大尾沢浄水場修繕費96万8,000円、電気料70万6,000円を増額、本年度償還金確定による精査をするものでございます。

次に、議案第66号 令和4年度朝日村下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的支出に170万円を追加し、総額を2億6,416万5,000円とするものでございます。

主なものは、電気料150万円の増額、本年度償還金確定による精査をするものでございます。

次に、認定第1号から第7号までは、令和3年度決算認定でございます。

初めに、認定第1号 令和3年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額37億4,312万円、歳出決算額35億7,522万円、歳入歳出差引額1億6,790万円から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額1億1,362万4,000円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第2号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまし

では、歳入決算額 4 億 8,502 万 2,000 円、歳出決算額 4 億 8,162 万 8,000 円、歳入歳出差引額 339 万 3,000 円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第 3 号 令和 3 年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額 5 億 7,381 万 6,000 円、歳出決算額 5 億 6,037 万 2,000 円、歳入歳出差引額 1,344 万 4,000 円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第 4 号 令和 3 年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額それぞれ 4,985 万 6,000 円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第 5 号 令和 3 年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入歳出決算額それぞれ 4,201 万 8,000 円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第 6 号 令和 3 年度朝日村簡易水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入決算額 1 億 5,086 万 3,000 円、収益的支出決算額 1 億 1,298 万 5,000 円、資本的収入決算額 8,449 万 1,000 円、資本的支出決算額 1 億 2,393 万 7,000 円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、認定第 7 号 令和 3 年度朝日村下水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入決算額 3 億 1,236 万 8,000 円、収益的支出決算額 2 億 6,171 万 4,000 円、資本的収入決算額 2 億 767 万 4,000 円、資本的支出決算額 2 億 8,188 万 1,000 円について、決算の認定に付するものでございます。

次に、報告第 4 号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告につきましては、令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率を報告するものでございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） ここで、決算書について説明があります。

上條会計管理者。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、私からは、認定第 1 号から第 7 号までの一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算認定につきまして、補足説明をさせていた

できます。金額につきましては、千円単位を切り捨て、万単位で説明をさせていただきます。

また、決算の歳入歳出決算額、歳入歳出差引額につきましては、先ほど村長が申し上げましたので、ここでは省略をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、決算書添付資料の決算明細書によりましてご説明を申し上げます。

青い表紙の決算書の後ろのほうにピンクの仕切り紙がございますけれども、そこから後ろの説明になりますので、お願いをいたします。

最初に、決算書の8-2ページのほうをお願いいたします。

令和3年度会計別歳入歳出決算総括表になります。

令和3年度は、一般会計のほか4つの特別会計、また簡易水道事業会計、下水道事業会計につきましては、地方公営企業法を適用した会計として予算を執行しております。

一般会計、国民健康保険特別会計、また介護保険特別会計では、それぞれ歳入歳出差引額は黒字の決算となっております。

続きまして、8-13ページをご覧ください。

一般会計の歳入の款別決算額でございます。

歳入の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきますので、ここでは収入未済額について説明をさせていただきます。

収入未済額の総額は1,073万円でございます。内訳でございますが、1款の村税が574万円で、主に固定資産税、村民税の未収金によるものでございます。

続いて、13款使用料及び手数料の4万円でございますが、督促手数料の未収金でございます。

次に、14款国庫支出金の272万円、15款県支出金の12万円、21款村債の210万円につきましては、それぞれ繰越事業の特定財源として、翌年度へ繰り越したものでございます。

続きまして、8-14ページのほうをご覧ください。

一般会計の歳入の決算状況で、前年度との比較になります。

主な内容を説明させていただきます。

1款の村税は5億8,951万円、1.7%の減でございます。固定資産税等の減によるものでございます。

9款の地方特例交付金は1,576万円、133.3%の増で、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金によるものでございます。

14款の国庫支出金は5億881万円、44.1%の減で、前年度、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施をされました特別定額給付金事業の減によるものでございます。

20款の諸収入は7,103万円、33.8%の減で、こちらも前年度ございました土地開発公社事業資金貸付金元利収入の減によるものでございます。

21款の村債は3億720万円、32.1%の減でございます。前年度から、辺地対策事業、公共施設等適正管理推進事業債の減によるものでございます。

続きまして、8-17ページのほうをお願いいたします。

一般会計の歳出の款別決算額でございます。

翌年度への繰越額は5,922万円でございます。6月定例会で報告をさせていただきました旧おひさま保育園解体事業のほか4事業の繰越しに伴うものでございます。

続きまして、8-18ページをお願いします。

一般会計歳出の決算状況で、前年度との比較になります。

主な内容を説明させていただきます。

まず初めに、2款の総務費は4億8,575万円、49.8%の減で、こちらは、先ほども申し上げました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施されました特別定額給付金の補助金事業の減によるものでございます。

8款の土木費は2億6,767万円、55.1%の減で、村道古見57号線工事請負費、向原地域住宅団地内道路取得費の減によるものでございます。

10款の教育費は5億514万円、29.5%の増で、前年度から繰越しをいたしました小学校トイレ改修工事請負費、中央公民館アスベスト除去事業によるものでございます。

11款の災害復旧費は1,137万円、43.5%の減で、前年度繰越しで行いました農業用施設災害復旧事業の減によるものでございます。

続きまして、13款諸支出金は4億1,196万円、153.6%の増で、財政調整基金積立てによるものでございます。

それでは、続きまして、令和3年度決算の主要事業について、各課ごとに申し上げます。

決算書のほうは、戻りまして8-3ページをお願いします。

詳細につきましては、後ほど各課より説明をいたしますので、ここでは主なものを申し上げます。

初めに、総務課関係でございます。

公共施設等総合管理計画の改定事業に311万円、システム整備事業として繰越事業で行い

ましたテレワークシステム構築事業に3,056万円、新型コロナウイルス感染症対策として行いました公共施設等の公衆トイレの洋式化に528万円。

一番下になります、緊急防災減災事業として繰越事業で行いましたヘリコプター離着陸場整備工事に3,029万円。

8-4ページをお願いします。

同じく緊急防災減災事業として実施をしました移動系防災行政無線の更新事業に6,592万円、同じく防火水槽設置工事に1,861万円が主な内容でございます。

次に、企画財政課関係でございます。

旧役場庁舎解体事業に3,151万円、地方創生テレワーク交付金を活用しましたテレワークセンターの建設補助に4,500万円、地域公共交通の運行経費補助金に2,967万円。

8-5ページをお願いします。

国の住民税非課税世帯給付金2,236万円が主な内容でございます。

次に、住民福祉課関係でございます。

個人番号カードの普及促進事業に249万円、障害者の地域生活支援推進事業に1億1,823万円、国の子育て世帯生活支援特別支援事業に6,230万円。

8-6ページをお願いします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業に3,564万円が主な内容でございます。

続いて、8-7ページをお願いします。

建設環境課関係でございます。

まず初めに、農業農村整備事業として、県営中山間地域総合整備事業等の負担金に2,054万円、村道小野沢幹1号線の道路舗装事業に1,882万円、橋梁点検個別施設計画策定業務など道路橋梁修繕事業に1,714万円。

8-8ページをお願いします。

簡易水道事業会計では、三ヶ組の減圧弁設置工事に1,202万円、下水道事業会計では、朝日処理区マンホールポンプ機械電気整備工事に1,958万円が主な内容でございます。

続いて、8-9ページをお願いします。

産業振興課関係になります。

まず初めに、松くい虫防除対策事業に1,291万円、朝日村地域活性化商品券発行事業に4,502万円、住宅リフォーム補助事業に406万円。

8-10ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策として実施しました飲食業者等事業者支援給付金に430万円、同じく観光施設トイレ洋式化工事に467万円が主な内容でございます。

8-11ページをお願いします。

次に、教育委員会関係でございます。

新型コロナウイルス感染症対策として実施しました学生応援商品券配布事業に324万円、第2次朝日村教育大綱の策定に101万円、小学校のICT推進事業に1,084万円。

8-12ページをお願いします。

向原地域埋蔵文化財発掘調査委託事業に2,157万円が主な内容でございます。

主要事業の説明につきましては以上でございます。

続きまして、ページは飛びますけれども、8-51ページのほうをお願いします。

村債の状況になります。合計金額で申し上げます。令和3年度の起債額でございますけれども、3億720万円、元金償還金でございますけれども、2億6,307万円でございます。令和3年度末残高につきましては20億6,187万円となっております。

続きまして、8-54ページをお願いします。

基金の状況でございます。基金につきましては、財政調整基金へ4億610万円の積立てを行いまして、財政調整基金は19億9,557万円となっております。

総額につきましては、前年度から4億1,155万円増の27億8,701万円となっております。

続いて、特別会計について申し上げます。

9-1ページのほうをお願いします。

国民健康保険特別会計でございます。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税が1億3,004万円で、令和2年度に国保税の税率改正を行っております。その関係で、前年度に比べ2.9%の増となっております。

歳出の主なものは、2款保険給付費が3億1,544万円で、前年度から2.9%の増、3款国民健康保険事業費納付金が1億3,781万円で、前年度から5.9%の減となりました。

9-5ページをお願いします。

国民健康保険事業の財政調整基金でございます。令和3年度は2,072万円の積立てを行いまして、令和3年度末現在高が6,711万円となっております。

続きまして、10-1ページをお願いします。

介護保険特別会計でございます。

歳入の主なものは、1款介護保険料が1億2,407万円で、前年度より27.7%の増となって

おります。

歳出の主なものは、2款保険給付費が5億607万円で、前年度より6.4%の増でございます。介護サービス給付費は、増加傾向が続いている状況でございます。

10-7ページのほうをお願いします。

介護保険支払準備基金になります。令和3年度につきましては、709万円の積立てを行いまして、3,198万円の現在高となっております。

続きまして、11-1ページをお願いします。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入の主なものは、1款後期高齢者保険料が3,769万円で、前年度より4.8%の減でございます。

歳出は、2款広域連合納付金が4,942万円で、前年度より2.5%の減でございます。

続きまして、12-1ページをお願いします。

あさひプライムスキー場事業特別会計でございます。

歳入の主なものは、2款一般会計繰入金が3,901万円で、5.8%の減でございます。

歳出の主なものは、1款事業費1,517万円でございまして、主にリフト施設等の修繕費となっております。

2款公債費は2,684万円でございます。

続きまして、事業会計でございます。

決算書は戻りまして、6-2ページのほうをご覧ください。

簡易水道事業、それと下水道事業会計につきましては、収益的収支と資本的収支の2つに区分され、収益的収支とは1年間の営業活動の収支、資本的収支とは施設の更新や建設等に係る収支等を示しております。

最初に、簡易水道事業会計でございますが、収益的収入の主なものは、第1項営業収益で8,202万円、これは主に簡易水道の使用料になります。

収益的支出の主なものは、第1項営業費用で9,850万円のうち、減価償却費が6,598万円となっております。

資本的収入の主なものは、第1項企業債が3,940万円、第3項負担金等が3,811万円で、一般会計からの繰入金、負担金になります。

資本的支出の主なものは、先ほど主要事業で申し上げましたとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、7-2ページをご覧ください。

下水道事業会計でございます。

収益的収入の主なものは、第1項営業収益で9,852万円、下水道使用料になります。

収益的支出の主なものは、第1項営業費用で2億2,449万円のうち、減価償却費が1億5,121万円となっております。

資本的収入では、第2項企業債が1億5,950万円、第3項負担金等が3,517万円で、こちらが一般会計からの負担金になります。

資本的支出の主なものにつきましても、先ほど主要事業で申し上げましたので、省略をさせていただきます。

それでは、以上で、一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算認定につきまして、補足説明を終わらせていただきます。

◎健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（北村直樹君） ここで、関連がありますので、日程第23、報告第4号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告があります。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、私のほうから、報告第4号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率について報告をさせていただきます。

お配りしました議案の後ろのほう、決算認定の後、決算審査報告書の前になりますので、よろしくをお願いします。

報告第4号 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率について報告をするものでございます。

めくっていただきまして、別紙となりますけれども、令和3年度決算に基づく健全化判断比率等でございますが、まず健全化判断比率につきましては、実質赤字比率は数値なし、連結実質赤字比率につきましても数値なし、実質公債費比率につきましては4.0%、将来負担

比率につきましては数値なしとなっております。

また、公益業会計の資金不足比率につきましては、簡易水道、下水道、スキー場、それぞれ数値なしとなっておりますので、よろしくお願いたします。

健全化判断比率等の報告につきましては以上でございます。

◎令和3年度決算審査報告

○議長（北村直樹君） 日程第25、ここで代表監査委員から、令和3年度決算審査報告を求めます。

なお、清沢議員は監査委員席へ移動し、着席を願います。

上條代表監査委員。

〔代表監査委員 上條良久君登壇〕

○代表監査委員（上條良久君） 監査委員の上條です。

私から、令和3年度の決算審査報告をさせていただきます。

このたびの決算審査、清沢正毅監査委員さんと共にさせていただきました。

報告は報告書に沿い、各会計、概要の部分は省略をさせていただき、審査意見を中心に簡略に報告をさせていただきますが、ご容赦をいただきます。

早速ですが、報告書の2ページをご覧ください。

報告書の前文をご覧ください。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和3年度朝日村一般会計及び特別会計4会計並びに公営企業会計2事業会計の決算につき、決算書並びに関係諸帳簿及び証書類を審査したので、その結果を意見を付して、8月17日に小林村長に報告をさせていただきました。

第1、審査の対象です。

1、令和3年度の朝日村一般会計歳入歳出決算と2、令和3年度朝日村国民健康保険、3、令和3年度朝日村介護保険、4、令和3年度朝日村後期高齢者医療、5、令和3年度あさひプライムスキー場事業、4つの特別会計歳入歳出決算、公営企業会計は2会計で、6、令和3年度朝日村簡易水道事業、7、令和3年度朝日村下水道事業会計決算です。それから、基金の運用状況です。

第2、審査の期間ですが、令和4年8月3日から8月16日までの期間、審査を行いました。
3ページをご覧ください。

審査の方法です。

審査に当たっては、村長から審査に付された決算書類が法令の規定に準拠して策定され、かつ計数が正確であるかを確認するとともに、予算執行及び公営企業の経営、財産運営が適正かつ効率的になされたか、定期監査、また例月出納検査等の結果を参考にし、関係諸帳簿等及び証書類との照合等、審査を実施いたしました。

また、基金の運用が目的に照らし、確実かつ効果的に運用されているか等を主眼として、担当課長をはじめ職員の皆さんから説明をいただき、実施をいたしました。

第4、審査の結果です。

審査に付された決算書類及び基金運用の状況は、関係諸帳簿、証書類と照合の結果、適正であり、計数的に正確であるとともに、予算執行を含め、事務事業が適正に行われたことを認めました。

第5、決算の概要及び審査意見、これに関しましては、先ほど申し上げましたが、各会計これから、概要につきましては省略をさせていただき、審査意見のみ報告申し上げますので、お願いをいたします。

1、一般会計です。

8ページをご覧ください。

一般会計の(9)審査意見です。

1点目、アですが、令和3年度決算について。

令和3年度の決算額は、歳入が37億4,312万円で前年度比7%の減、歳出は35億7,522万円で前年度比7.2%の減となりました。減少の主な要因は、コロナ関連の対策事業費減少に伴うものです。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は73.5%、前年度対比8.3%減、財政力指数は0.286、前年度対比0.015ポイントの減、実質公債費比率4%、前年度対比0.9%減となりました。

財政主要指標は健全財政範囲内の数値であり、財政の健全化に努めたことは評価するものです。引き続き財政の健全化に努めてください。

2点目、イです。新型コロナウイルスの感染症対策について。

令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の予防対策で、ワクチン予防接種が全村民対象で計画的に3回実施されました。また、PCR検査等の検査費用を助成するという対

策を図るなど感染拡大防止を図り、経済面では商品券配布事業等、村民の生活支援を適時対応したことは評価するものです。

新型コロナウイルス感染症は収まるどころか、今後さらなる感染拡大が見込まれます。引き続き、感染状況に応じての対応・対策に努めてください。

3点目、ウです。行政改課の取組・推進について。

朝日村第6次総合計画を基盤とし、その計画目標を達成するために、行政組織の在り方、改善に向けた方策、村民の皆さんと連携しながら取り組むことをまとめた行政改革大綱・行政改革アクションプランの推進取組が令和3年度から始まりました。住民意見を政策へ反映させるよう、民間有識者で構成されている行政改革推進委員会にて評価・検証を行い、PDCAサイクルを軸とした展開の下、次年度予算へ反映し事業推進していくというシステムにつきましては、今後も堅持するよう切望いたします。

しかし、評価基準の点で統一されていない部分が見受けられますので、統一した評価基準を設定するよう改善に努めてください。

4点目、エです。協働の村づくり推進取組について。

朝日村第6次総合計画の村づくりの基本理念として、住民の参画による協働の村づくりが定義されています。協働のむらづくり指針、協働のハンドブック、いずれも作成されているものの、現状、協働の村づくりの目的・目標の意識が、行政と住民の間で共有されていないと感じます。

今後、懇談会等を再々重ねるなどし、理解を深めていっていただくとともに、本来の任務が地域づくりである集落支援員とも意識を共有し、行政と住民との目的・目標が共有されるよう、協働の村づくり推進に努めてください。

9ページです。

5点目、オです。土地改良施設整備対策事業の取組について。

個別施設計画作成に取り組み、農業水利施設（頭首工、水路）の健全度ランクがS-2（劣化度大）からS-5（劣化度小）の4段階で長寿命化の実態が明確に示され、今後、S-2の早急な対応、S-3の改修・修繕に取り組む計画になっています。

事業費は、国・県が69%、村・地元負担は31%とのことでありますが、実施に当たっては、事前に地元負担分の考え方を明確にし、事前説明会で地元の理解浸透を図った上で実行するよう努めてください。

6点目、カ、松くい虫防除対策事業の取組について。

松くい虫の感染範囲が拡大している状況において、年々駆除本数も増加しており、早期発見・早期処理に努め、感染鈍化にご苦労されています。新たな感染対策として、樹種転換へ取り組み、推進しているとのことですが、毎年、伐倒薫蒸処理に係る費用が増大し、固定費化しつつある中で、どこの自治体でも抜本的な対策に苦慮しているのが現状です。今後のさらなる駆除効果に結びつく最適な施策の構築に向けて、県とも共同して取り組んでいただくよう努めてください。

7点目です。キ、地方創生交付金事業の取組について。

アグリ・ビジネスセンターの設置による新たな農業の担い手創出事業は、令和3年が最終年度であり、朝日アグリ・チャレンジセンターの運営により、援農・小規模流通・新規就農の3課題の解決に向けて取組を実施してきました。

令和4年度からは、アグリ・チャレンジセンター機能は農政係の一担当として運営されるとのことですが、アグリ・チャレンジセンターは当初から独立した機能として位置づけられたものと認識しております。農政係の一部になったとしても、その機能が希薄化することなく、当初の目的が達成でき、目指す成果に結びつけられることを期待します。

また、新たに作成された農業ビジョン、その遂行においても位置づけを明確にし、ビジョンの実現に向けたアグリ・チャレンジセンター機能発揮に努めてください。

8点目、クですが、公民館活動（入三分館）について。

令和2年度の決算審査報告の審査意見でも申しました入三分館の活動継続困難の課題に関しては、令和3年度の定期監査の際にも、今後の新たな朝日村公民館活動のあるべき姿としての最重要課題であることから、早期に地域との懇談の機会を持ち、関係機関と再編等の審議を深め、令和4年度から新たな公民館活動をスタートさせてくださいと監査意見を申したところですが、これまでのところ、誠意ある対応がされておらず、大変遺憾に思います。

様々な問題はあるにせよ、これからの公民館活動、よい方向での在り方について、一刻も早く万全を期しての対応に努めてください。

9点目です。ケ、朝日村子育て世代包括支援センターの運営について。

朝日村子育て世代包括支援センターが、母子保健分野と子育ての分野で切れ目のない支援を行う目的で、令和2年度に設置されました。センターの窓口及び事務局は教育委員会ですが、これまで運営に関して、関係機関、関係者が一堂に会しての会議は開催されておりません。センターのよりよい効果的な運営に当たっては、厚生労働省の業務ガイドラインに、母子保健や子育て支援に携わっている関係機関・関係者との連携が欠かせない。より一層の連

携強化が求められると示されていますので、P D C Aサイクルの基本理念に沿ったセンター運営を期待いたします。

一般会計に関しましては以上です。

11ページをご覧くださいますが、2、国民健康保険特別会計です。

下段ですが、(3)の審査意見。

令和2年度の国民健康保険の1人当たり医療費は、県全体の市町村中59位と低水準を維持している状況です。今後も加入者への急激な保険料の負担増は避ける等の配慮ある取組対応に努めてください。

12ページ、3、介護保険の特別会計。

下段ですが、(3)審査意見。

昨年度策定した老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づいた事業推進と、社協とも十分連携し、介護保険予防事業等への取組強化に努めてください。

13ページ、後期高齢者医療特別会計。

下段の(3)審査意見。

1人当たりの医療費は、県全体の市町村中59位と低水準を維持している状況です。引き続き、老人福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づいた事業推進と地域包括支援センター機能の充実に努めてください。

14ページ、5、あさひプライムスキー場事業特別会計。

下段(3)の審査意見。

新たな指定管理者によるスキー場運営が2シーズン目となりますが、新型コロナ第6波の影響を受けて、当初予定していた小学校のスキー教室等が開催できず、来場者数が思うように確保できなかったことは非常に残念なことであります。そんな中、感染対策を徹底し、スキー教室を行う学校の確保に尽力され、誘客活動を図ってこられたことは大いに評価するものであります。

今後も指定管理者の豊富なノウハウを生かし、様々なメディアや媒体のツールを活用して、あさひプライムスキー場事をアピールし、引き続き多くの方に愛されるスキー場として事業継続に努めていただくことを期待します。

15ページ、6の簡易水道の事業会計です。

下段の(3)審査意見ですが、計画していた主要事業は予定どおり執行されていることを確認いたしました。また、8月の災害による古見配水池復旧事業も、一部令和4年度に繰越

しとなりましたが、滞りなく終了、今年2月に発生した大尾沢導水管事故への対応もタイムリーに仮設導水管の設置を行い、安全で安定した給水体制の確保に取り組んできました。

事業経営に当たっては、令和4年度から使用料増額の条例改正を行い、今後の経営の健全化にも着手され、計画的・効率的な事業運営への努力がうかがえます。

16ページ、続きますが、令和4年度から、大型投資となる大尾沢浄水場の改良及び耐震化工事に着手されます。同時に、大尾沢導水管管理設工事も事故により、当初計画より前倒ししての工事となりますが、事業実施に当たっては、大尾沢林道愛護会ははじめ利害関係者との連携を十分に考慮して取り組んでいただくことを望みます。

また、近年、簡易水道事業に当たっては、国・県とも広域化の動きが具現化してきております。村においても、広域化の動きを視野に入れた簡易水道事業経営戦略の適正な見直しに努めてください。

7、下水道事業会計です。

17ページをご覧ください。

(3) 審査意見です。

令和3年度の主要事業である大原マンホールポンプ更新工事、松ノ木マンホールポンプ機器電気整備工事も、予定どおり執行されていることを確認をいたしました。事業経営に当たっては、令和4年度から使用料増額の条例改正を行い、今後の経営の健全化にも着手され、計画的かつ効率的な事業運営への努力がうかがえます。

村も今後の下水道事業の大きな課題として捉えている広域連携による広域化・協働化について議論を深め、経営の健全化に配慮した計画的・効率的な事業運営に努めてください。

次ページの18ページからは、令和3年度決算に基づく朝日村健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率に関する審査報告です。

まず前文のところをご覧くださいですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく朝日村健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく朝日村公営企業会計に係る資金不足比率について審査をいたしましたので、その結果を8月17日に意見を付して、小林村長に報告をさせていただきました。

1、審査対象です。

令和3年度決算に基づく朝日村健全化判断比率、公営企業会計に係る資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類ということです。

2、審査期間は、令和4年8月3日から8月16日までの期間です。

3、審査結果です。

審査に付された健全化判断比率は、実質赤字比率なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費比率4%、将来負担比率なし、資金不足比率なしであり、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類は計数的に正確であることを認めました。

4、審査意見です。

1点として、(1)です。法令等に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないこと。

2点目、(2)法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられていること。

3点目、(3)財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されていること。

4点目、(4)客観的事実の妥当性を判断した上で、財政指標の算定を行う場合において公正な判断が行われていること。

以上4点、それぞれを認めました。

次ページですが、19ページ、20ページ、これは資料でつけてありますが、資料1、資料2の状況表につきましてはご覧をいただきたいと思います。

以上、決算審査報告とさせていただきます。

○議長（北村直樹君） 清沢監査委員は自席へお戻り願います。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第26、ただいま提出されました議案第55号から議案第66号まで及び認定第1号から認定第7号まで並びに報告第4号の議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時35分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

ここで、引き続き全員協議会で議案内容説明を行います。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 4時35分

[全 員 協 議 会]

再開 午後 5時01分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 5時02分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年朝日村議会9月定例会 第2日

議事日程(第2号)

令和4年9月13日(火) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

出席議員(10名)

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	副 村 長	越 川 豪 君
教 育 長	百 瀬 司 郎 君	会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君
企画財政課長	清 沢 さおり 君	住民福祉課長	上 條 裕 子 君
建設環境課長	大 池 守 君	産業振興課長	清 沢 光 寿 君
教 育 次 長	上 條 靖 尚 君	保 育 園 長	上 條 浩 充 君

事務局職員出席者

議会事務局長	山 本 珠 明 君	書 記	北 林 薫 君
--------	-----------	-----	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

8番 齊藤勝則 議員

9番 小林弘之 議員

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（北村直樹君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申合せの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせします。お含みおきください。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（北村直樹君） 最初に、6番、林 邦宏議員。

林 邦宏議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、1問について質問させていただきます。

熊の出没と鳥獣被害防止柵の管理について。

告知放送では日々、熊の出没目撃情報が報じられ、外出時や屋外作業での注意喚起や夜間外出の自粛などと報じられております。この放送を聞いた住民の受け取り方は、人それぞれではないかと思いますが、少なくとも不安な気持ちが漂い、憂鬱感に見舞われると考えられます。

過日、上組地区の養蜂場に出没したと報じられた際、向陽台地区の方から、ついの住みかと定めたのに、熊の出没する箇所に近い分譲地だったとはと心配顔でしたが、鳥獣被害防止柵が張り巡らされているから一定の安全は確保されておりますと申し上げますと、多少は安堵できますと申しておりました。

今年は春、古見の古川寺付近での目撃情報から始まり、キャンプ場、そして上組地区の養蜂場と、あちらこちらの出没情報が報じられておりますが、行政の対応はどのようになっているかお伺いします。

1として、熊は鳥獣被害防止柵を乗り越えて、集落側に出没する行動は取らないと伺っております。どのような経路で出没すると想定されておりますか。

2番目としまして、熊の目撃情報を得たとき、行政はどのような体制を取られているのですか。

3としまして、熊出没時、注意喚起を呼びかけるだけでなく、ツキノワグマの習性に詳しい専門家を招致し、学習会の開催を提案します。いかがでしょうか。

6月下旬、筑北村から鳥獣被害防止柵の敷設を計画したいという方々4名が訪れ、上組武居城公園～上組～本郷地区～スケート場～一ノ沢～北村～大石原～大石原橋まで、鳥獣被害防止柵の維持管理状況を見て回りました。柵の金網に絡まるつる草が全くなく、管理の行き届いた区域、つる草が金網に絡みつき、管理の行き届いていない区域、樹木の枝が垂れ下がり電撃柵に接触しそうな箇所、様々な管理形態でした。

この見回りで感じたことは、管理体制にあまりにも格差が生じている実態でした。現状では、鳥獣被害防止柵は塩尻市原口から横出ヶ崎まで全長22キロに及び、村内の5地区と村との6団体で管理しているとのこと。管理体制の格差是正処置には、どのように対応するのかお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、林議員ご質問の熊の出没と鳥獣被害防止柵の管理についてお答えいたします。

まず、議員ご承知のとおり、今年度は春先から、古見や西洗馬地域において熊が出没し、村民の皆様には、告知放送により注意喚起させていただいたところでございます。

今年もキノコ採取の時節となり、山に入る機会も増えてまいります。入山される際には、熊に遭遇しないよう、笛、鈴、ラジオなど音の出るものを携帯いただき、身の安全を確保いただきますようお願いいたします。

それでは、1つ目のご質問でございますが、熊がどのような経路で出没すると想定しているかということでございますが、鳥獣被害防止柵を乗り越えてまでの集落への出没は、ほぼないと捉えてございます。しかし、侵入経路としましては、考えられるのは河川沿い、沢の部分だというふうに捉えてございます。

なお、鳥獣被害防止柵につきましては、スキー場、キャンプ場及び中俣の親水公園の部分につきましては設置してございませんので、その部分については獣の出入りが常時あるという状況でございます。

次に、熊の目撃情報を得たときの行政の体制でございます。

産業振興課におきまして、即座に現場に向かい、人身被害、農作物被害、また野生動物保護という、この3つの観点で確認をいたします。熊の有無等に応じ、猟友会、県、これは松本地域振興局の林務課でございます。警察に連絡し、対応方法を協議いたします。

現場の状況により適宜対応いたしますので、地域住民への周知、告知放送、またパトロール、出没経路の確認、誘因物の有無の確認と適正な処理、教育委員会への連絡、通学時間帯における安全対策でございます。そして、電気柵や防護柵の設置、おりの設置など、その都度、その状況に応じた中で最善の対応を実施し、特に人身被害の回避に向け、迅速な対応を心がけているものでございます。

次に、熊について、専門家による学習会の開催の提案につきましては、今後必要性を見極め、今後の検討とさせていただきます。これまでどおり、告知放送やホームページ、観光施設や鉢盛山登山者への注意喚起等、熊についての情報は啓発してまいります。

次に、鳥獣被害防止柵の管理につきましては、議員ご承知のとおり、区と協議会が連携を図り管理してございます。昨年度、各区の管理区間が不明確であったため、協議会において管理区間の明確化を図りました。また、今年度より、協議会で除草剤を準備し、各区に管理をお願いしているところでございます。

なお、各区において、どの区間をいつ作業されておられるのか、実態把握はつかめてございません。

そこで、本年度は、各地域から実施日、実施人数の報告をいただくこととしており、その管理実態を踏まえ、協議会において管理体制の検証を実施する予定でございますので、ご理解をお願いいたします。

熊が里山に出没する要因に、一つは、山に熊が好んで食べるドングリ、ブナやコブラ、ミズナラなどの落葉広葉樹林が減少している点、もう一つは、山に人が入らず、熊が人を恐れる機会が減少しているとともに、我々人間が住む生活圏と熊の生息圏の境界が曖昧になってきていることが起因として捉えてございます。それらを踏まえ、柵周辺や河川沿いの下草刈りなど管理の徹底を、村民の皆様の理解と協力により実施してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） まずお伺いしたいのは、柵を乗り越えるとかと、そういうことはまずないということで、柵の敷設が不可能な箇所、もしくは敷設していない箇所から出てくるといようなことなんですけれども、特に河川みたいなところは、当然河川の、要するに流水のある上は張れないといようなことで、そういう箇所というのは、非常に出没しやすい、そういう状況下にあるんじゃないかなと思います。

だから、そういうところに、要するに出没したら何らかの形で、監視カメラなり、そこを通過した物体があれば、それで信号発信できるような、そういう設備なんかを即設置して、そして、出没が早い時間でキャッチできるような、そういう体制を構築したらいかがかなと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） ただいまの林議員のご質問にお答えいたします。

今ご提案いただきましたカメラの関係、設置し、より熊の形跡を確認していければということだと思っています。

今回も、つい最近、熊が出没した経過がございました。そちらも、猟友会の皆様と足跡の形跡を確認したりした結果、やはり行けば足跡は、猟友会の皆さんはすぐ分かりますので、じゃそこにおりを設置しようとかといことは明確になりますので、そんなところで今回もおりを設置できました。そして、捕獲に成功したという事例がございました。

また、どうしても分からないところについてはカメラを設置いたしました。そこでやはり、夜中に熊が出没している状況を把握してございましたので、そんなところにおりを設置して、餌をどうしようとかといことは、対応策をやっておりますので、引き続きカメラ等を活用しながら、猟友会の皆さんにご協力いただきながら、やっていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 有害鳥獣の防護柵を境に、すみ分けをしているんじゃないかなと思

ます。

それで、村民の安心・安全を確保するためには、柵の内側、要するに里へ出てきたものに関して、それ相応の駆除をする、野獣というふうに理解していいんじゃないかなと思ってはいますが、それに対しては、どういう対応を取り、そして、出没情報がキャッチされたときは、それに対して、有害鳥獣の防護の行動隊というのがあるんですけども、実施隊ですか、それがあるといことなんですけれども、その辺で、どういう対応を取られたのか、今までの経緯で、ちょっとお聞きしたいなと思いますけれども。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、3回目のご質問にお答えいたします。

まず、熊の関係でございます。一番私どもも、人身に対する対応が瞬時に行われるものだという事は理解してございますので、そちらを優先に考えてございます。

その中で、一つご理解いただきたいのは、熊というものの存在でございます。ツキノワグマにつきましては、県の第2種特定鳥獣管理計画、こちらは第5期ツキノワグマ保護計画という計画が県にございます。この計画に基づく保護動物であるということの認識は、ご理解を賜りたいと思っております。

被害発生等が起きたとき、予察しての、初めに熊を何頭殺してもいいですよという許可は全く出ておりません。熊はそういう保護動物であるという認識だけは、ご理解を賜ればと思っております。

しかし、先ほど申されました人身等に対する対応については、村のほうでも、また県のほうでも対応いただけるという基準がございますので、その対応の中でしっかり対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 出没した際、それ相応の対応するという事で、保護動物であるということをお前提においても、やはり里へ出てくれば、考えられるのは、一歩間違えば、熊の感情というのか、そのときの対応で、そのときに、人間様と接触じゃないけれども、対面する

と、それ相応の行動が起こされるんじゃないかということで、それは一步間違えば人身につながるというようなことで、出沒した際に、実施隊は今、朝日には10名が名前を連ねていると思うんですけれども、その中に猟友会の方がどのくらいおられて、他の方はどういう構成になっているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思えますけれども。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、4回目のご質問にお答えいたします。

村の実施隊の関係でございます。実施隊は、昨年度より3名増えまして、猟友会員、現在13名になりました。その13名の方々が、実施隊ということでご活動いただいております。

ですので、猟友会の皆さんは非常に協力していただきまして、常に瞬時に対応いただいておりますので、13名の中でご対応いただき、また、そこに職員が加わるという形でやっております。今の人数いけば、対応は実施できているというところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 告知放送では、9月のここまで朝夕、朝の6時と、それから夜の8時には、必ず目撃情報が放送されていまして。そうすると、こんなにたくさん出ているのかなという、そういう、場合によってはイメージもあるんですけれども、それは別としましても、今回の今日まで、どのぐらいの実施隊が出動されて、今年度200万の予算を計上しておりますけれども、現在どのぐらいの費用がかかっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、林議員のご質問にお答えいたします。

まず、告知放送でございますけれども、今回、非常に頻繁に長くやっております。というのは、やはり熊1頭捕獲された部分はございましたが、さらに、カメラに映ったといった点もありましたので、もしかしたら数頭いる可能性もあるといった認識がございましたので、

少し長い長期間にわたって、また告知放送させていただきました。

それについては、やはり人身という部分の、私たちも基本的には人身という部分で考えていますので、その部分を重点に置けば、やはり告知放送し、住民に意識していただきたいという思いがございましたので、そちらについては、そういった状況でやらせていただいております。

今後は、山にキノコに入るということで、少し文面を変えさせていただき、今、1週間に3回くらいの程度で、今度は山の関係で、ぜひ鈴を持っていきながら入ってほしいというような告知放送に変えてございます。そんなところで、少し啓発を進めていきたいと思っております。

続いて、実施隊等の出金でございますが、まだお金のほうは、最終的な精算になりますので、前半部分、後半部分と精算が出ましたらになりますので、全ての実績について、私自身も認識してございませんので、お願いいたします。

熊の関係につきましては、春先から、大きな被害としては2件、御馬越のほうの地区と今回の上組地区の2件が大きなものとして、熊の被害が発生してございますので、その点に対して、猟友会の皆さん、それぞれ出ているというところで、ご認識いただければと思います。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 熊が出没した時点で、足跡の追跡調査とか、これがどちらの方向へ行ったとか、そういう熊の行動というようなことには、調査なり、そういう対応までされているのかどうか、その辺もちょっとお聞きしておきたいと思っておりますけれども。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、ご質問にお答えいたします。

熊の足跡につきましては、先ほども申し上げましたが、非常に猟友会の皆様、非常に狩猟の関係も豊富な方々が多い中で、私たち職員が行っても、なかなか足跡を探すことさえ、ちょっと分からない部分がございます。そんなときは、猟友会の皆様に徹底的に周辺を捜索し

ていただきまして、足跡の調査をしていただいております。

ですので、今回も足跡等の手がかりの下、おりを設置したところにやはり来たというところで、1頭の捕獲ができたということの事例もございましたので、引き続き猟友会の皆様にご協力いただき、やっていきたいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 先ほど、四、五頭というような、カメラにはそういう映像があるというような表現されていましたが、現時点では、9日までで一時、10日とか11日のところは、目撃情報があるとは放送されていませんでしたが、そんなことで、実際はどのような実態になっているのか、その辺お聞きしておきたいと思っておりますけれども。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、ご質問にお答えいたします。

今の、特に上組地域の状況だと思っております。放送し始めてから、猟友会の皆さん、また役場職員、朝必ず巡回をしてございました。そんな中で、カメラに映った時点で、もう1週間様子を見ようということで、毎日の巡視とカメラの状況を確認しながら、出てくるかどうかという確認をいたしました。ここ数日、出てこないという判断をさせていただきました。

当然、それを誘引してしまう農作物等ございますので、そんな中で、地権者の皆さんともご相談する中で、今、ちょっと多分来ない、被害はないということの判断の中で、今現在は巡視等、また告知放送は取りやめ、キノコのシーズンになりましたので、そういった形での熊の告知放送をさせていただきます。

ただし、おりのほうは、今はキノコ取りで山に人が行くものですから、熊も少し警戒を始めたという段階だと思っております。ですので、この1か月くらいは、もしかしたら出てこないと捉えてございますので、またその後、出てくる可能性はあります。冬眠前におなかを膨らませる可能性がありますので、それに向けて、一時おりのほうは、一旦蓋を閉めて、一旦そこに置いておきますが、また状況を見て、かけるとかということが瞬時にできるように、

そんなことも猟友会の皆様と先日お話をさせていただきました。

そんなことで対応してまいりますので、よろしく申し上げます。ですので、今は上組地域は出ていないということで捉えてございますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） それでは、熊のことは取りあえずあれにしまして、有害鳥獣の防護柵の管理について、ちょっとお伺いしたいと思います。

村を含めて5地区、村を含めて6団体に、メンテナンスなり維持管理を依頼しているということなんですけれども、入三、針尾、それから古見、小野沢、西洗馬、それから村と、これ、全長で22キロぐらいあるということなんですけれども、どのぐらいの距離をそれぞれの区で担当しているのか。その距離が分かりましたら、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、林議員のご質問にお答えいたします。

申し訳ございません、距離につきましては約2.4キロでございますが、各区ごとの何メートルとかというのは、ちょっと正直、細かな数字は持ってございませんので、それぞれの世帯数に応じた、大体人数の中でできる距離となっております。

特に奥の入三地域については、やはり人口的にいらっしゃいませんので、その部分については協議会のほうでカバーするという形の中でやってございますので、協議会の中でも特に異論等ございませんので、その中でできる範囲ということで、お認めいただきながらやっているということの認識でございます。お願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 今現在、防護柵の施工の対応は、全長距離の8割というふうに聞いていますけれども、あと2割増えるわけなんですけれども、その2割増えたときの管理はどう

いう方法を取られるのか、その辺ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、ご質問にお答えいたします。

以前、100%にならず、80%以上ということでのご報告でございました。先ほど申しましたが、一部スキー場、キャンプ場、そしてまた、中俣のせせらぎ公園の部分の一部につきましては、協議会の中で今、一旦やらないという形になってございますので、全村を一つ全て電気柵で囲んでしまうということはやらないという形になってございます。

その点につきましても、どうしても必要だということであれば、また協議会の中で話していきますが、今はその中で、この状態の中で管理をしていこうということで決まっておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 各地区にメンテ依頼をお願いしているわけなんですけれども、その出来栄のフォローとか、そういうことに関しては、行政ではどのように考えているのか。私がたまたま、実際見たのは6月26日でしたけれども、それだけの差が出ているということは、やはりしっかりとしたマニュアルがあって、それに基づいてやっているのか、それぞれの区の思いでやっているのか、その辺がちょっと定かでないものですから、こんな質問を申し上げているわけなんですけれども、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、ご質問にお答えいたします。

各電気柵の鳥獣柵の管理についてのご質問でございますが、先ほど申しました、村として管理を区のほうにお願いをしてございましたけれども、正直しっかりと、管理をどういうふうに行われているのかということを確認していなかったのは事実でございますので、昨年、今年と明確化を進めているところでございます。

議員おっしゃられるとおり、私も春先に1回やれば、じゃ夏も秋もいいかという、やっぱり草が伸びて、非常にツタに覆われているというところもございますので、何かやはり方策は必要だと思ってございます。

ですので、今年度、皆様方がボランティアとしてやっていただいている期間を報告いただくようになっていきますので、その期間の中で、実際できない部分についてはどうするかということを含めて、協議会の中でしっかり決めて、来年はそれに向けてやっていきたいというふうに捉えてございますので、そういった部分については、今年度の課題と、今年の課題というふうに捉えていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） ぜひその辺、対応をお願いしたいと思います。

いずれにしても、有害鳥獣の防護柵の金網には、どうしても除草剤をまいても、やはりそれに対して抵抗力のあるつる草みたいのははい上がってきます。現実では、電撃柵は猿には全く機能を果たしていないのも実態なんですけれども、設置してある以上は、やはりその維持管理は、あるべき姿に置かないといけないんじゃないかなど。

せっかくの電撃柵の、最高で9,000ボルトという話は聞いていますけれども、その有効電圧が発生できないような状態では、やはりせっかくの設備の機能が発揮できませんから、それはぜひ、そういう対応に持って行っていただけるように指導していただきたいなと思います。

それとあと、関連質問になりますけれども、先ほど、猟友会のメンバーは13名ということで、当村の猟友会の方は高齢であり、対応があるというようなことで、現在の会員の最高齢者は何歳ぐらいで、最年少者はどのぐらいなのか、その辺ちょっとお聞きしたいのと、もう一つ、猟友会への勧誘するための支援はどんなことが考えられるのか、今後どうしていきたいのか、その辺も併せてお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、議員のご質問にお答えいたします。

猟友会員の皆さんの、申し訳ございません、年齢まで、ちょっと確認取れてございませんので、また調べてご報告いたしますが、昨年3名の方が入って、13名になったということでございますが、また若い方々に入っていただきましたので、継続性という部分では非常にありがたいというふうに捉えてございます。

昨年、私どもも、確かに猟友会員が増えないという部分は非常に危機的なものでございますので、広報に載せたりということで、新たな取組はさせていただきました。もしかしたら、そんな中で、そういったものをお読みいただいて、申し込んでいただいたのかなというふうに捉えている面もございます。

また、今現在、これが全てがいいのかどうかという部分は分かりませんが、猟友会に入る際は猟友会の講習を受けるわけですが、そういったテキスト代等を含めて1万円の補助をしております。それが本当にいいのかどうかという部分も含めて、今職員の中で検討していますので、そんなものの拡充が必要ならば、拡充しながら、また増やしていきたいというふうに捉えてございますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 87%が山林を控えていて、その周辺に集落があるというのが朝日の現状なんですけれども、やはり有害鳥獣の防護柵だけでは、有害獣に関しては対応できないということで、猟友会の存在と継続はぜひ必要なことだと思います。だから、それなりきの、やはり会員が、若い方が入ってくださったということはありがたいことなんですけれども、よりそういう方たちが入会できるような、そういう環境づくりに、ぜひ行政も一肌脱いでいただいて、対応していただきたいなと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） これで、林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、7番、中村文映議員。

中村文映議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 7番、中村文映です。

本日は、4項目について質問させていただきます。

まず、1項目め、高齢者の補聴器購入時の費用の助成について伺います。

加齢とともに徐々に聞こえが悪くなる病気に老人性難聴があります。厚生労働省は2017年1月に、痴呆症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、認知症の危険因子の一つとして難聴を認めています。

また、同じく2017年1月に開催された難聴と認知症・うつ病に関するシンポジウムにおいて、聴覚障害が起こると高齢者が社会的に孤立して、認知症、鬱病を発症しやすくなるとの報告・講演がされています。このような老人性難聴に対し、聞こえの支援として、他市町村の中には、難聴により生活に支障が生じている高齢者に補聴器購入に係る費用の一部を助成する制度を実施しています。

その目的は、補聴器を使うことで、高齢者の認知症やフレイル、加齢により心身が老い衰えた状態のことをいうようですが、フレイルの進行を緩やかにし、生活の質を維持し、社会との交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう支援することです。

ぜひとも朝日村でも、高齢者の生活支援として導入していただきたいと思いますが、村のお考えを伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 住民福祉課長、上條と申します。一般質問が初めての答弁となります。至らないところもあると存じますが、ご了承いただきたいと思います。

それでは、中村議員の高齢者補聴器購入費用の助成について、ご質問にお答えします。

ご質問にございますように、厚生労働省は認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、認知症の危険因子の一つとして難聴を認めております。難聴は、WHOのガイドラインにおいても認知症の危険因子とされております。補聴器の使用につきましては、認知機能低下や認知症のリスクの低減に有効かどうかは明らかになっておりませんが、コミュニケーション能力を改善するために補聴器を推奨しております。

老人性難聴では、高周波・高音域の低下が著しく、また、会話に使われる言葉の聞き取りが低下することが特徴と言われております。相手との会話がスムーズにできなくなるということから人との会話を避けるなど、外部からの刺激が少なくなることで脳機能が低下し、認知症や孤立による鬱状態に陥ってしまうリスクも指摘されているということでございます。日常生活や会話の改善には、専門医の診断に基づく、ご自身に合った補聴器の使用が有効とされております。

現在、村における高齢者への補聴器の購入助成につきましては、身体障害者手帳が交付された方が、法律の規定に基づき必要と認められる場合に、日常生活の機能向上を図ることを目的として、補装具費の支給を受けることができます。身体障害者手帳の対象とならない方につきましては、現在のところ、補聴器の購入に当たっての助成制度はございません。

また、中軽度の難聴の高齢者への補聴器購入に当たっては、国や県による助成制度がないのが実情でございます。現状におきまして、村単独での助成となりますので、制度の導入につきましては、近隣の状況も参考に、財政的な観点も含めた検討が必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、課長のほうから説明していただきましたけれども、基本的にちょっと、検討していただけるのか、今後そういうことに取り組んでいただけるかというふうに、私、具体的なところを聞きたいんですけれども、いかがですか。

○議長（北村直樹君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條裕子君登壇〕

○住民福祉課長（上條裕子君） 検討していただけるか、実施の方向でということでございますけれども、まだ制度的には、近隣の状況を見ましても、まず制度の具体的な検討から入るべきと私としては捉えておりますので、検討していく段階と思っております。

以上になります。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 非常に歯切れが悪くて、やっていただけるのか、やっていただけない

のか、よく分からないんですけども、ここにチラシを持ってきたんですけども、見ますと、片耳で10万とか、両耳やると25万とか、高いのは40万、50万みたいになっているんですよ。やっぱりそれを見ると、すごい高いなど。

実際私なんかも、生活するにおいて、やはり年齢的なものか、この頃聞きにくかったりすることがあります。会議の中において説明いただいても、ちょっと聞き取りにくいなんていることがあります。

先日、木曾町の議員さんと話をする機会がありまして、木曾町のほうは3万円補償してくれていると。その議員さんもやっぱりやっていました。やっぱり安心だと、何か聞き漏らしたりすることがないかと思って、そこに神経を使っていたんですけども、今は非常に聞きやすくなったという話をされていました。

私も含めてですけども、村民の中においては、やはり生活の中で、そういう思いをしている方も結構あるかと思うんですよ。また村長の公約を持ち出すといけないんですけども、みんなの声を聞いてつくる福祉事業という表現、それからまた、よいアイデアを取り入れて支援するという、それが村長の言う福祉の村に近づける方策だというふうな、当初の公約でございますので、ぜひ前向きに検討していくと、近隣の状況も含めて検討していくというふうなご回答をいただければありがたいんですが、村長、いかがですか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 中村議員の非常にありがたいご提案、ありがたく思います。

私も早速いろいろ調べました。そうしたら、結構の自治体で、そういった補償、支援制度、補助制度を取り入れているということが本当に分かりました。今おっしゃられるように、二、三万円というところが結構多いですね。

そういったことで、ちょっと担当課長のほうでも歯切れが悪かったかと思いますが、私としては、高齢者福祉の充実という切り口で、じゃ何歳ぐらいから、どういう条件でとかいう仕組みづくりも必要ですので、そういった基本的なルールをつくって検討してまいりたいと思いますので、予算申請時にはぜひご協力ください。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ありがとうございます。

もちろん、やっぱり予算があつて、また、実際に高齢者の皆さんのご意見も伺って、どん

な制度にしたらいいか、また他市町村の研究もしていただかなければいけないと思いますので、ぜひ近い将来導入されることを期待しまして、私の1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 特定外来植物の状況と村の対応について伺います。

SDGsの取組が進む中で注目されるキーワードに、生物多様性があります。地球上に生息する全ての生き物たちが支え合い、バランスを保っている状態のことをいいますが、この生物多様性の保全上で最も重要な課題の一つが、外来種問題の解決とされています。また、河川及び河岸段丘などの水域は、生物多様性の保全上、重要なエリアとされています。

朝日村は現在、生態系や景観を損ない、環境にも悪影響を与える松くい虫対策に注力をしています。しかし、村内を見渡したところ、鎖川の河川敷や河岸段丘では、特定外来生物のアレチウリに覆われ、要注意外来生物に指定されているセイタカアワダチソウも、以前よりは少なくはなっていますが、見かけます。また、5月から7月にかけては、栽培も移動も禁止されている、違反したら懲罰や罰金が科せられる特定外来生物のオオキンケイギクが、家庭の庭先に黄色い花を咲かせているのを見かけます。

このような特定外来生物に対する対策及び広報活動を、村は現在どのような考えで進めているかを伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） ただいまの中村文映議員ご質問の特定外来植物の状況と村の対応につきましてお答えいたします。

現在、環境省の日本外来種対策とされている特定外来生物等一覧では、令和3年8月現在、10分野118種が指定されております。その中で、今回、中村議員ご質問の植物は19種類になります。

質問に記されたアレチウリは、朝日村でも身近に見られ、河川、荒れた土手など急激に繁殖をしてきました。長野県でも増繁殖当初は、周知やキャンペーンにより、一斉に駆除しておりました。朝日村でも例外ではなく、当時の議員さんや環境関係で駆除作業などを実施し、

小学校の夏休みに合わせ、鎖川に親しむ会などで、外来種の勉強会などを行った経過もあります。

現在、村内では、繁茂した経過状況や、適切な草刈りや駆除により、河川敷では一時期に比べ減少傾向にあります。毎年実施しております地区ボランティアの皆さん、朝日鎖川河川愛護会による河川・河川敷の清掃や道路敷の草刈りなどにより、種子のつく前の駆除につながっていると考えられます。

残念なことに、ここ数年、コロナ禍により、地区ボランティアの皆さんによる河川・河川敷の清掃、草刈りなどが中止や回数の削減のため、アレチウリなどが繁茂しているところもあるかもしれませんが、ボランティアの皆さんの力は大きなものと考えております。改めて、多くの村民の方々にお礼を申し上げたいと思います。

さて、もう一方のオオキンケイギクですが、高速道路ののり面などにワイルドフラワーとして使われ、今では強靱な性質のため、全国で野生化し、特に長野県や近隣県での報告が多くされております。

現在、朝日村で野生化しているところは見受けられません。ほかにはオオハンゴンソウなどが朝日村でも見受けられますが、駆除となるような繁殖は見受けられません。このような種類にあっては、同族による園芸種などが販売され、家庭での観賞用になっているため、野生化とならなければ、現時点では問題ないと考えております。

一方、セイタカアワダチソウは、晩秋に花が咲き、種をつけるため、昔はこの辺で繁殖しにくいとされてきました。しかし、最近の温暖化で、朝日村管内の鎖川下流敷で多く見られるようになりました。これは、環境省で特定とはされていないため、今後の状況を注視していきたいと考えます。

今回、中村議員からは、特定外来植物についてですが、私たちの身近にいる動物にも目を向けますと、セイヨウオオマルハナバチやウシガエル、モズクガニ属の全種なども特定外来種に指定されており、ハチは農家の受粉用、カエル、カニ類などは食用として利用された一方、繁殖力があり、在来種絶滅の危惧をするものであります。また、近年では、記憶に新しいヒアリなども、人間に及ぼす被害があるため、指定をされております。

これらの動植物については、県を通じて、各市町村に調査・報告などがあり、全国での分布図に反映されております。

このように、私たちの身近にある動植物について、今後の気候変動を注視しながら、住宅、農地、河川、林野など多岐にわたり、皆さんの協力を得ながら、朝日村の自然環境を保持し

ていかなくはないと考えております。

また、先ほど中村議員のおっしゃられたとおり、村民の方への周知というものも、回覧板、ホームページ、広報などで行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、課長のほうから、非常に丁寧にご説明いただきました。

実は私、朝日村を桜の里にしようという朝日村の桜プロジェクトに参加しています。河川敷に桜を植えさせていただいて、それで、その管理を会員の中で、年何回か草刈りとかしているんですけども、ここちょっと、アレチウリがどんどん木に絡まってきて、20人ぐらいの方たちで作業しているわけですが、これは20人ではいかんともし難い、高齢化というものあるんですけども、非常に苦しい状況になってきています。

果たしてこのまま放置していいのか。先ほどの課長の説明では、入ってきた当初は、かなり積極的に駆除作業もされたということですが、今はどちらかというと、ほぼ諦めた状態になっちゃっているのかなというような感じを受けます。

何とかやっぱりしていかないと、近い将来、景観が変わっちゃうと思うんですよね。今も土手なんかに行くと、覆いかぶされたじゅうたん状態というか、だんご状態といいますか、従来の植物が見えないような状況になっちゃっていますので、これはやっぱり自然環境を大切にする朝日村にとっては、このままじゃいけないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。何らかの対応を取らなくちゃいけないと思うんですけども、検討会をすとか何かしていただきたいと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 今の中村議員のご質問、ありがとうございます。

私たちのほうでも、ちょっとアレチウリの状況、まだ河川敷等しか把握をしていないものですから、村内の状況を把握しまして、当初行ったようなことができるかどうか、ちょっと分かりませんが、アレチウリの状況を見まして対応させていただきたい。また、村民の方たちにも、アレチウリの駆除等ご協力いただければ、積極的に広報していき、駆除のほ

うへ向けていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 8月23日の信濃毎日新聞の記事の中に、乗鞍高原のカフェ、観光客に協力を呼びかけるという記事があったんですが、これは観光客に来ていただいたら、観光客の中にも非常にそういう自然環境に興味がある方がいらっちゃって、その方たちに抜き取ってもらう、外来生物を抜き取ってもらう、そして、その抜き取ってもらうことによって、ここでやっている、松本市でやっている売店なりでサービスをするという、そういう内容の記事なんですけれども、何か発想を変えて、例えばよく、ハブを捕まえたなら幾らとかあるんですけれども、何か、やっぱり春先にアレチウリの根を村民の皆さんに抜いてもらって、例えば100本抜いたら100円とか、何か面白い、子供もゲーム感覚でできるような取組とか、何か工夫してやっていただきたいなというふうに思うところでございます。

それから、先ほど、オオキンケイギクについては園芸種も出ている、それは私も知っているんですけれども、ところがどう見ても、やっぱりオオキンケイギクだなと思うのが、庭先とか道路端にあることを見かけるんですよね。皆さん、きっと村民の方、きれいな花ですので、これが大変なキクなんだ、植物なんだということを理解していないというふうに思うわけですよ。

これは環境省が出しているパンフレットなんですけれども、非常に分かりやすいと思うんですよね。ですから、村としても広報で、あまり目を引かないような状況じゃなくして、こういうパンフレットを利用するとか、そんな形でぜひ広報していただきたいと思うところで

す。実は私も気がついているんですけれども、なかなか知り合いの家に、これは駄目だよと、作っちゃいけないよと、気が弱いもので言えないんですよね。ですから、そういうことは、やっぱり行政のほうでやっていただけたらなというふうに思うところで。いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） ありがとうございます。

中村議員ご指摘のパンフレット等、多分国のホームページがあると思いますので、そういうところへリンクしたり、広報していきたいと思います。

また、庭先にあるようなもの、村のほうでも、もし中村議員から情報提供いただいて、何件かそういうところを見かけるところがありましたら、行政のほうでちょっと確認をさせていただいて、そのお家の方に指導していくような形を取らせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ぜひ、今課長言われたとおり、広報活動に積極的に取り組んでいただければなというふうに思います。

以上で2問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 中村議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 保育園のおむつの持ち帰りについて伺います。

コロナによる感染症の対策意識の高まりもあって、全国的に保育園の使用済みのおむつの持ち帰りの見直しの動きが広がっています。近隣では、松本市の6月定例会一般質問で、持ち帰りをやめて一括処理できないかとの質問があり、それに対して、市長の決断で、園で一括処理するとの回答がありました。そして、9月の定例会には、各園に一時保管のためのボックスを購入する費用の補正予算案が出ると聞いています。

そこで、伺います。

朝日村の保育園では、おむつの処理は現在どのようになっていますか。長引くコロナ禍において、全国的に衛生管理の観点から、園での一括処理が増えています。残念ながら、長野県は全国的に見て、一括処理が最も進んでいない県ですが、実施している市町村の保護者からは歓迎の声が多くあるようです。

おむつの持ち帰りは、保護者が子供の排泄物で健康状態を確認するという目的もあるようですが、これについての専門家の現在の見解は、保育士さんが記入する園児の生活状況を記入した連絡帳で十分、衛生上もそこまでの必要性はないとの見解のようです。また、保育現場からは、保育士の業務の負担軽減にもつながるとの意見が多いようです。

あさひ保育園でも実施をしていただけたらと考えますが、当局の見解を伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條保育園長。

〔あさひ保育園長 上條浩充君登壇〕

○あさひ保育園長（上條浩充君） それでは、中村議員の保育園のおむつの処理についてお答えさせていただきます。

現在、あさひ保育園では、ほかの保育園と同様に持ち帰りをしていただいております。ただいま中村議員から質問がございました、松本市が保育園での一括処理を始めたこと、私たちが情報を仕入れて把握しております。

この持ち帰りというか、保育園での一括処理につきましては、都市部の私立保育園で園児の獲得の手段として始まったサービスが全国的に広がって、多くの保育園で実施されたということとされてきております。県内の取組では、ごく少数の自治体ではございますけれども、これからは保育サービスの一つにつながる時代になってきているのではないかなと思っております、保育園での一括処理についてですね。

こちらとしても、今、塩尻市や東筑摩郡内の動向、実施している自治体などから、衛生管理、保管方法、処理などの方法など情報を得るなどして、前向きに検討を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、園長のほうから、前向きに検討していきたいという回答をいただきました。なかなかすぐにはできないことだと思います。

ただ先日、質問するに当たり、保育園の状況をお聞きしたんですけれども、保護者の方が一枚一枚おむつに名前を書いてお持ちいただくとか、それから、一人一人のおむつを別々に処理して、それを20個も30個もトイレに置いて管理すると、そして、間違いなく保護者に渡さなきゃいけないというような話をお聞きしますと、これはどうかなというふうに感じたところです。

また、大妻大学の調査によりますと、おむつの持ち帰りの理由を保育園に尋ねたところ、一番が、やはり体調管理と答えたところが43%、2番目が30%で、何と、ずっとしてきた、理由は分からないというような回答だったらいいんですよ。ですから、今現在のおむつになる前、布おむつをしていた時代は、やっぱり持ち帰って洗って使うというのが原則だったの

で、何かそれを、ずっと以前からやっているんでという、そういうような習慣が今残ってしまっているのではないかというふうにも考えるところでございます。

ぜひ今後、保護者の皆様のご意見も聞き、保育士の皆さんと検討していただいて、前向きに検討していただければと思います。

以上で3問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 中村議員の3問目の質問は終わりました。

4問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） それでは、小学校へのゲノム編集トマトの苗配布について伺います。

ゲノム編集といった最先端の技術を使い、大学や研究機関、企業が新しい商品や品種の開発に現在乗り出しています。新聞やテレビでは、ゲノム編集はIT産業に次ぐ次世代産業だと取り上げています。私自身も、すごい技術・研究だと思っていますし、将来の医療などへの活用に大いに期待するところです。

しかし、ゲノム編集食品については、現在その評価が定まっておらず、EUでは遺伝子組換え食品と同じとして、厳しい基準を設けて規制しています。一方、日本政府は2019年10月より、ゲノム編集技術を使って作られた食品のうち、別の生物の遺伝子が挿入されていないものについては、遺伝子組換えではないので安全であるとして、何の規制もなく生産することや、ゲノム編集食品であることを表示しないで流通することを認めました。しかし、それでも心配なのか、一応、開発企業に対して自主的な届出を求めて、その受付を開始しています。

このゲノム編集の技術を使って誕生した新品種に、シシリアンルージュハイギャバというトマトがあります。このトマトは、普通のトマトに比べ、ギャバ、アミノ酸の一種ですが、血圧を下げる効果が5倍ぐらい高いと言われています。2020年12月に届出がされ、政府に受理されました。開発企業と販売企業は、2021年春から、消費者にゲノム編集食品を受け入れてもらうためか、一般家庭にトマトの苗の無償配布を始めました。また、今年度は、福祉施設に無料配布を行っています。そして、来年2023年からは、小学校へ配布する計画を発表しています。

現在、小学校への配布がどのくらいの規模で、どの地域で実施されるかは不明ですが、ゲノム編集はまだまだ新しい研究技術であり、安全性を含めて解明されていない部分がありま

す。目的以外のDNAを切断してしまったり、意図しない改変が起こることがあると言われて
います。この意図しない改変により、タンパク質が変質する可能性があり、その毒性やア
レルギーの発症が懸念されています。また、ゲノム編集された作物を栽培することで、周辺
での交雑が進み、環境にも取り返しのつかない影響を与えることも考えられます。

このような安全性が確認されないものを、未来をつくる子供たちに食べさせたり育てさせ
たりすることは、現時点ではいかがなものかと私は考えます。もし朝日小学校に苗の配布の
アプローチがあったら、ぜひ受け取らないでいただきたいと思いますが、教育委員会のお考
えを伺います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 私からは、中村文映議員の4番目のご質問、小学校へのゲノム編集
トマトの苗配布についてお答えをいたします。

昨年、遺伝子を自在に操作できるゲノム編集の技術を使って品種改良されたトマトの一般
への販売が国内で初めて始まりました。ゲノム編集は、遺伝子を文章を編集するように自在
に操作する技術で、近年、世界中で研究が進められているところであります。

これまで、農作物など品種改良を行うには、期待される性質を獲得するまでに何世代も掛
け合わせる必要があることから、長い時間がかかっておりました。しかし、ゲノム編集を行
うと、このプロセスを大幅に短縮できるというものでございます。

このゲノム編集の技術を使って開発された食品の流通には、国がルールを決めているとこ
ろであります。例えば、遺伝子の改変の方法、あるいは毒性物質が増加していないかなど、
様々な観点から安全性の審査を受けることとなります。また、販売する際には、遺伝子組換
え食品であることの表示が義務となります。しかしながら、先ほど議員おっしゃるとおり、
今回のゲノム編集食品は、ゲノム編集を行っていても、別の生物の遺伝子が組み込まれずに
品種改良をただけであれば、通常の商品と区別できないため、表示をする義務はなく、任
意となっています。

これに対して、表示を求める声もあり、消費者庁は、販売が始まったトマトは、厚生労働
省に届出があれば、事業者に対して積極的な表示を強く求めたいとしております。

議員のおっしゃる小学校現場にこの苗が配布されるのお話でございますが、長野県の教
育委員会に確認したところ、現段階では、そのような働きかけや情報はつかんでいないとい

うことでございます。

ゲノム編集トマトにつきましては、教育委員会内で検討してはおりませんので、現段階では私の個人的な見解ではございますが、現段階で、その安全性が十分に確認されたとは言い難いと認識しておりますので、子供たちに教材あるいは食材として提供する段階にはないと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今、教育長のほうから答弁していただきまして、ありがとうございます。今の段階では安全性が確認されていないので、個人的な見解ではあるが、受け取らない方向だという答弁をいただきました。

確かにまだ仮定の話です。実際どうなるか分からない、県の教育委員会でも確認していないということなんですけれども、ただ長野県の一部の市町村の教育委員会では、既に討議がされたりとか、また、議会に請願が出される、消費者団体とかのほうからそういう請願が出されているという話もお聞きしていますので、近い将来、少なからず身近な問題にどんどんなってくると思うんですよね。そして、先ほども言ったとおり、ゲノム編集の商品が、自分たちが知らないうちに自分たちの食卓に上がったとか、それから学校給食の食材として使われたりすることが、やっぱり私はあってはいけないのかな、現段階ではあってはいけないのかなというふうに思っています。

ですので、先ほど、教育委員会ではこの問題について、今のところ話す予定がないというようにお話があったんですけれども、やはり教育長の認識だけじゃなくて、教育委員の皆さんにもこういうことがあるということ、ゲノム編集食品とはどういうものか、方向性をやっぱり委員の中でぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） 中村議員の2回目の質問にお答えをします。

このゲノム編集について、最近、研究が世界中でかなり進んできているという現状は承知をしているところでございます。また、この安全性については、やはり長期的な健康管理、健康障害などについては、まだ調査を待つ段階であるというふうに考えています。

そういった意味で、これからの状況がどう展開してくるのか、ちょっとまだ分かりません

が、教育委員会としては、やはりこれが学校現場に入ってくるという可能性も視野に入れながら、今後またその話題については検討していくということになるかと思えます。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） ありがとうございます。

ぜひ、委員の皆さんで話し合っただけでことが非常に大切だと思うんですね。朝日村は農業立村、例えば、知らないうちに隣の家でそういうゲノム編集された作物を作っていたら、いつ何どき交雑が起こるかも分からないような状況もあります。

私は村としても、やはりゲノム編集食品については研究していただいて、農業という観点から、ぜひとも、条例とまではいかないにしても、何らかの作物を作るに当たっては、村に届けるとか許可を受けるとか、何らかの規制をすることが必要ではないかなというふうにも思っているんですけれども、唐突で申し訳ないんですけれども、村長は農産物として捉えたとき、どんなふうにお考えになるか、お聞きできればと思うんですが。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今のお話ですけれども、私もゲノム編集というのを、すみません、よく知りません。ですから、もし環境に影響があるようだったら、それはそれとして、農協とも話をしたり、いろんなところと話をしながら、今後いろんな展開があるんだろうなというふうに思っています。注視してまいりたいと思います。

○議長（北村直樹君） 中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 確かに、まだゲノム編集は新しい技術でございます。ただ、よく私どもが知っている、ジャガイモが日に当たると青くなって毒を発生するみたいなところ、そういうものをカットする技術だとか、それから多収穫のお米を作ったりとか、そういう、今食料危機でもありますので、技術としては非常に、今後も研究していかなきゃいけないことだと思いますけれども、先ほど教育長がおっしゃったとおり、長期的に見たときに、まだ結論が出ていない、安全なのかというところが分からないような技術でもまだありますので、その辺慎重に取り組んでいただきたい。

また今回は、こんなことも身近な問題としてあるんだよということを知っていただけたら
という思いもありまして質問をさせていただきました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。

ここで休憩を入れたいと思います。

再開を10時30分といたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時30分

○議長（北村直樹君） それでは、一般質問を再開いたします。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（北村直樹君） 次に、8番、齊藤勝則議員。

齊藤勝則議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 8番、齊藤勝則であります。

私は、2問について質問させていただきます。

先ほど中村議員も言っていましたとおり、フレイルな状態で、年取って加齢で、どうも
まく質問ができないんじゃないかとちょっと心配ですけれども、そこら辺を加味して聞いて
いただければありがたいと思います。

それでは始めます。

1番目としまして、今後の朝日農業の在り方と世界を見据えた農政をどうしていくのか、
こういうことであります。

今、ロシアのウクライナ軍事侵攻で、世界各地で軍事面、経済面、あるいは穀物面、資材
面、エネルギー、その他全ての面で大きな不安を与えているのは、とてもゆゆしきことであ
ります。その中で、私が今回取り上げたのは資材面、殊にその中でも肥料についてでありま

す。

そこで、この点については今回、専門用語でエクメーネ、いわゆる何でもそろ国、富資源国、あるいは貧資源国、アネクメーネというのに、世界はいやが応でも分かれているわけでございますけれども、日本はどちらかというと後者、資源がない国で、いろいろ世界のそういう情勢が我が国の情勢に影響を与える、こういうことが多いわけでありまして。

そこで、私が質問したいのは、この戦いが長引けば長引くほど、日本、殊に農業立村の朝日村にとって、肥料の価格が高騰することが心配であります。以前、新聞では、180%から200%の大変な値上がりになるだろうということを書いてあった新聞がありましたが、政府としても、ただ手をこまねいているわけではなく、少しこの点でも、上下は最近になってありますけれども、それでもまだまだ非常に高い値段で推移しているのが現状であります。このままでいくと、私は、やはり高値安定で推移していくのではないかと、こういうことが非常に心配であります。

困ったことにロシアも中国も、殊に肥料についての輸出は、大きな輸出国の2つの国であります。そこで最近、肥料価格について農協の方にお聞きしまして、ここに一覧表を今日配ったんですけれども、農協の方が最近のやつを調べてくれた中での推移を出していますが、軒並みやはり肥料が高騰しているということでありまして。

また逆に、今、葉洋菜を見ますと、青々として、朝日は立派な作物が本当に多いです。見た感じ、本当に立派な作物が多いということは、逆に肥料もそれだけ要るということですが、果たしてその肥料とか消毒とか、いろいろ資材にかかった分が販売価格に反映できるかといったら、本当に反映はできないんじゃないか。農家の皆さん、ますます厳しくなるのではないかと、こんなことを危惧しております。

ここにも書いてありますが、日本の肥料原料だけで、尿素の4割、リン安の9割を中国、塩化カリウムの4分の1をロシア、ベラルーシからの輸入に頼っているわけでございます。こういう大きな輸入をしているところが、本当に世界を今かき回して、不安を世界中に広げているというのが現状で、決してこれから先、日本の農業が私は楽ではないと、こういう現状に置かれているなということを思います。

そこで、中でも殊に尿素につきましては、肥料ばかりでなくて化学面とか、いろいろな面でたくさん使うことが多いものですから、これなんかについても、本当に今、倍にもなっているんじゃないかということをお聞きしております。

なお、最近ここへ来まして、24年ぶりの円安水準ということで、そうなると、輸入するほ

うには非常に負担が増すわけでございます。

そんなようなことがありまして、私は昨年まで野菜委員をやっている、5年間連続で圃場廃棄の現場に立ち会ったわけでございますが、今年降りましたけれども、また今年も圃場廃棄があったそうでございます。

そこで、私は農家の心情を考えると、本当に圃場廃棄する農家の人の気持ち、察するに、大変であると感じております。

そこで、1番目の質問としまして、朝日村は葉洋菜がすばらしいわけでございますが、果たしてこれから先、葉洋菜一辺倒でいいのでしょうか。圃場廃棄が相変わらず続いているが、農家の方の、さっきも言いましたが、心情を考えると大変だと思います。そこら辺で、村長、課長に、これについては今後どういうふうを考えていくか、ちょっと農業についてお聞きしたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

議員ご質問の今後の朝日農業の在り方と世界を見据えた農政についてでございます。

初めに、非常に大きな課題ではございますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、葉洋菜一辺倒の状況について、どう考えるかというお答えでございます。

朝日村でございますが、肥沃な農地とかん水設備等が整備され、冷涼な気候を生かして栽培されるレタス、キャベツ、白菜等、県内有数の高原野菜産地でございます。しかし、気候変動等により、農作物出荷量の減少、高齢化、後継者不足、またここに来ての、議員おっしゃるとおり生産資材や燃料の高騰など、農業を取り巻く環境は非常に厳しく、農業は大きな転換を迎えると捉えてございます。

葉洋菜につきましては、先人の皆様のたゆまぬ努力で築き上げられましたこの農地で、朝日村産の野菜を多くの消費者が好み、食していただいていると思います。それだけの需要がある、すばらしい野菜産地だと思っております。

他の競合産地と収穫時期等が重なり、廃棄処分がここ数年続いており、大変苦しい状況ではございますが、JAのご担当者にお聞きすると、朝日村産の葉洋菜は需要があり、大変評価が高いとお聞きしております。また、気候変動等に対応するため、JA野菜委員会では、新たな野菜の研究もされてございます。

現在JAでは、ブロッコリー、モロコシ、ミニカリフラワー、花のグラジオラスなども推進されてございます。村としましては、引き続きJA等と連携を図り、研究し、推進してまいる所存でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、続けて質問をどうぞ。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 大変失礼しました。4つまで出さなきゃいけないのに、1個だけちょっと出したものですから、すみませんでした。

2番目の質問としまして、国・県の支援策の下、村として何ができるかについて、野菜の価格、新聞等で読みましたが、多少の値上がりは、こういう時期であればやむを得ないんじゃないかという消費者の意見も少しはあるそうでございますが、それでも農家に行ってみれば大変なことですね。その点について、PRをもう少し、朝日村の農産物のPRにしっかり力を入れていくことが大事ではないかなということをお伺いしたいと思います。

それから、3番目、24年来の円安で輸入も大変厳しいです。140円台を割り、堆肥、従来、昔でいういわゆる堆肥ですね、家畜とかの堆肥とか下水汚泥の、今後は活用も考えていかないといけないんじゃないかなと思います。また、ロシア、中国が今のところ、なかなかうまく頼ることができないわけでございますが、やはり国も言っておりますけれども、幾分備蓄を増やしても、いざという時のために、そういうものに対する備蓄を備えておくことが大事じゃないかというようなことを考えていったらどうかと思います。

それから、4番目としまして、ここが一番大事なところですけども、土壌の各畑の地力を調べて、今までなかなか、そこら辺まではやることができなかったと思うんですけども、土壌診断の機械がありますので、pHとかいろいろありますけれども、肥料が今適量であるか、でき得るだけ、その畑にあった地力であれば、少し肥料とか、そういうものも削減できるのではないかと、こういうようなことも言っておりますので、ぜひ土壌分析等を積極的に進めていただければいいなと思いますが、その点についていかが考えているでしょうか、お願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、2回目の齊藤議員のご質問にお答えいたします。

国・県等の支援策に基づく、村として何ができるかという部分でございます。

村としましては、農業に対する村の支援策でございますが、現在は、令和4年6月8日付 J A朝日支所から提出されました資材価格高騰に対する農業者支援に関する嘆願書を受けまして、支援策を検討しているところでございます。実情を把握し、適切な支援が図れるよう検討しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、国・県等へも引き続き、農業の苦しさという部分をしっかり応援していただくよう、支援制度の拡充と諸課題について要望してまいります。

また、今、齊藤議員から、PRに力をとということでございます。コロナ禍で少し動けない状態でございますのであれですが、村としましては市場等に行き、村の特産の野菜をPRしていたところでもございましたので、引き続きそういったことは実施していきながら、村の安心・安全でおいしい野菜をPRしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、肥料の高騰に伴う備蓄ということの必要性についてでございますが、当然、備蓄をしていただければありがたいという部分はございます。国は7月25日に、化学肥料の原料の備蓄制度を新たにつくるという方針を公表してございます。今、そちらのほうの詳細については、多分つくられている段階でございますので、詳細はまだ分かりませんが、それらに基づき、国は進められるというふうに認識してございます。

議員ご質問のとおり、リンやカリウムといった化学肥料の原料は、ほぼ全てを海外からの輸入に依存しており、ウクライナ侵攻などで国際価格は高騰し、調達も厳しい状況にあると捉えてございます。しかし、現状において、肥料は農業振興に欠かせないものであり、J A等と連携し、国・県に、肥料をはじめ農業資機材の調達にしっかり対応いただくよう要望してまいり所存でございます。

次に、化学肥料の低減についてのご質問と捉えてございますが、議員ご承知のとおり、国はみどりの食料システム戦略で、2050年までに化学農薬使用50%低減、化学肥料使用量30%低減を目指すとする目標を掲げてございます。

村ではこれまでも、J Aにおける土壌診断が推進され、堆肥や緑肥などにより化学肥料を低減した地力向上が進められてきたと認識しています。しかし、さらなる農業情勢の変化により、今後はさらなる低減に向けた取組の必要性をJ Aとも認識、確認してございます。これまで以上に、土壌診断による施肥設計や堆肥の利用、緑肥麦の利用など、低減に向けた取組への支援も検討してまいり所存でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうからも、いろいろと述べていただきましたけれども、本当にこういう中で、土壌診断については、JAのほうではかなり詳しいんじゃないかと思いますが、そういう診断の機械というものがあると思います。私も土壌のpHを調べるのは、自分でも持っておりますけれども、やはりそういうことが、今すごく増えているらしいんです。農家の方の土壌診断で、果たして適量なのかというような、今の肥料で適正なのかというようなことで、調べ直している農家が非常に多いそうですが、やはりこういう厳しい折ですから、そこら辺に皆さんも注意がいつているなという気がしてなりません。

やはり、早くこの高値安定をやめて、本当に従来の朝日村の農産物が適正な価格で販売されることを願ってやまないわけですが、私も以上、いろいろな農家の方にもお聞きしましたので、この質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 2問目の質問でございます。

2番目としまして、有害鳥獣、特に熊の対策についてということでございます。

これにつきましては、先ほど来、林議員のほうで大分詳しく聞いてありますので、私もあまり聞くことがないわけですが、いよいよキノコシーズンになりまして、今、連日のごとくに放送されておりますが、一般の村民の方は非常に心配です。殊に夕方、暗くなってからは、外に行って農作業するのちょっと不安だというような人もいると思います。

そんなような中で一言、私、有害鳥獣、特に熊ということでございますけれども、林議員さんのほうで質問、ほとんどのところをしてあるものですから、今回たまたま私の近い方が、実はキノコシーズンを前に山に入って、命を落としたことがあったわけです。

そこで、私は別の面で一言だけお願いして、質問終わりたいと思いますけれども、今、キノコシーズン、そして熊が出没するシーズン、いろいろで大変でございますけれども、いわゆる山に行くには、自分は安心だと思っても、多くの方が一緒に行くとか、2人以上で行くとか、そういうことをしないと、1人で安心だということで行くと、とんでもない事故

が起り得る。こういうことを私も、本当に身近でちょっと体験しまして、切なかったわけ
でございますけれども、その点で、例えば熊じゃなくても、山で何かあった場合に、連絡の
取り方、そういうことをきちっとこの際、私は、熊のことばかりじゃなくて鑑みて、入山す
る場合にはきちんと届出を出すとか、連絡はどういうふうにしたらいいか、そういうこと
について、今日をお願いしたいなと特別思ひまして、やったわけでございます。

村内の方は、ある程度山の事情も分かると思いますが、今、山については簡単にはいかな
い、村外の方も入ってくるわけでございます。そうした人たちの管理をどのようにしてい
か、そして連絡方法をいかに取るか。こういう、事が大きくならないように未然に防ぐとい
うことをつくづく感じましたので、ぜひそういうことについて、きちんとした体制をつくっ
てもらいたいんですが、その点について、ちょっとお考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

特に齊藤議員のご質問は、いただいた質問の中の3番目のものだと思ひてござい
ます。村外の方が入山した等のとき、連絡体制等をきちんと思ひないとおかないと心配という部分
でございます。

まず一つ、村のほうの考えでございます。

村には、村外の方が入山した際の対応という部分では、基本的な村の考えとして、林野警
備連合会というものを組織してござい
ます。その中で、基本的には、村外の方々は村内の山
には入っていただきたくないということのご表明をしてござい
ます。

そんな中で、特に野俣林道愛護会も林野警備連合会の中に入
ってござい
まして、野俣林道
愛護会、松本市の和田・神林の皆様と今井財産区の皆様は林野警備連合会に入
ってござい
ますので、基本的には村外とはいっても、村の山に入山されてまいりますので、その方
たちには、入る際は必ず産業振興課のほうに届出があるということをお願いを
したいと思ひてござい
ます。

そのほかについては、基本的には、村の中には村外の方々は入らないという認識
でござい
ますので、お願いいたします。

なお、事業実施に伴う林業施業隊や鉢盛山登山者は、当然入山の際は、入山の申請を
いただき、こちらが許可をした中で入っていただいておりますので、何かあれば連絡も
できま

すし、いろいろな対応もできるというふうに捉えてございます。

ですので、基本的には入らないということで認識がございしますが、極力、村内外問わず、必ず山に行かれる方は、山に行ってくるよということは当然言っていただきたいですし、熊の対策については自助で、鈴等をお持ちになられるように対策を講じていただきたいということ、またなるべく、複数人で入っていただくことが一番よいですので、そんなことについてはホームページ等でも周知させていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 今、課長のほうからも聞きましたので、分かりました。

そこで、もう一つお聞きしたいわけですが、猟友会の皆さん、10人が今13人になったということで、非常に人数も増えて、今後のことを考えると、まだ大勢いてもいいなど、本当に安心・安全のためには、大勢の猟友会の方がいれば安心だなと思いますので、ぜひそこら辺の支援も、先ほど林議員も言いましたけれども、力を入れてもらいたい、そんなふうに思いますし、また殊に、先ほど農業のあれだということがありましたが、今年、どんな猟友会として実績ができたのかと、それから農業の被害が何かあったのでしょうか。そこら辺について、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢産業振興課長。

〔産業振興課長 清沢光寿君登壇〕

○産業振興課長（清沢光寿君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、村内における農業被害といった部分で、今年度の状況でございますけれども、基本的に、被害が起こる前に未然に対策している部分もございします。特に猟友会の皆様には、毎年カラスの関係につきましては、駆除等も含めて、餌をやったり、駆除している網の中のおりの清掃だとかを含めてやっていただきながら、そういったカラスおりについては一年中、年中かけてやっていただいております。

熊につきましては、今年度、まず目撃の情報から申しますと、今年度は10件ほどの目撃情報がございまして、捕獲は基本的に2頭してございます。熊の関係でございします。特に、捕

獲した熊の関係でございますが、養蜂に対する被害でございます、農作物という部分より養蜂の関係でございます。当然、甘い蜜を狙ってのことだと思っておりますので、そんなところで、養蜂の関係で約100万円くらいの被害が出ているというふうに捉えてございます。

それ以外は、猿だとかイノシシだとかということについては、お聞きしていますけれども、大きな被害等はないので、出没は多少ございますけれども、大きな被害はないので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔8番 齊藤勝則君登壇〕

○8番（齊藤勝則君） 質問ではございませんが、これで終わらせていただきますけれども、山へ入ったり、あるいは山で、いろいろな危険に出くわすことがあると思いますが、必ず複数以上の方で登ってもらうとか、いざというときに何かの事故が起こらないように未然に防ぐことにぜひ力を入れてもらえれば、このシーズンも安心して行けんじゃないかと思っておりますので、そこら辺を強調しまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（北村直樹君） これで、齊藤勝則議員の一般質問は終わりました。

◇ 小 林 弘 之 君

○議長（北村直樹君） 次に、9番、小林弘之議員。

小林弘之議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 9番、小林弘之でございます。

今回、季節柄、台風、豪雨に関連した質問を2件いたします。

1問目ですが、農道雨水、農地浸水防止壁破損についてお伺いします。

近年、大雨洪水による災害が多発している中、農道にも農地浸水防止が様々に対応整備されている。ところどころでの浸水防止柵が老朽化により壊れ、農地に浸水している箇所がところどころで見受けられ、農地地権者が困っていると。特にアスファルト舗装での浸水防止

壁の破損が多く目立っています。

そこで、次にお伺いします。

お手元の資料1の添付写真を参考に見ていただきたいと思います。

(1) これまでに、このような洪水防止の壊れている修繕依頼はなかったのでしょうか。また、農道浸水壁及び排水路等の点検は、当局で今まで実施したことがあるのでしょうか。

(2) このような浸水防止壁の修繕は当局で修繕してくれるのか、当局のご回答をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、小林弘之議員ご質問の農道雨水、農地浸水防止壁破損などにつきましてお答えさせていただきます。

1番目、2番目のご質問につきまして、このような修繕依頼があれば、建設環境課のほうで現場を確認し、村のほうで修繕を行っております。

農地への雨水流入は、近年、頻繁に起こる集中豪雨などにより度々起きており、今年度実施する東電道路前排水路工事もこの関連の事業であります。排水路の管理は、大きなところでいいますと、古見原、西洗馬原には排水路組合がありまして、通年での見回りや泥上げを行っている状況です。また、用水を兼ねた排水路につきましては、各水利管理者が管理をされているというところで認識しております。

次に、農道浸水壁、通称アスカブにつきましては、特に点検などは、村のほうでは行っておりません。農地に接している場所では、農家の方が農機具で出入りしている場合もあり、設置に対しては地権者さんの意向もありますので、一律に設置することはできません。農地への雨水流入などで修繕の依頼がありましたら、役場のほうへ連絡いただき、現場を確認して修繕していきたいと考えておりますので、お願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 今、大池課長のほうから回答いただきましたが、依頼があったら修繕するということですが、私も見っていますが、壊れりゃ壊れっ放しで、農家の人たちがそこを工夫してやっているところが見受けられます。それって、点検はしていないと言っており

ましたけれども、今後、そういう総合的な農道を点検をすることは可能なんでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 小林議員の2回目のご質問です。

アスカーブだけの点検というものは、ちょっと今やっておられませんので、村道に対しての点検の際に、そういうアスカーブ、雨水が農地に入ってしまうようなところがあれば、私たちのほうで、地権者さんの意向もあると思いますので、そういうものも確認しながら、修繕のほうを行っていきたいと考えておりますので、お願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） すみません、アスカーブと言っていたけれども、よく私も認識しておりませんが、このような添付された、幾つもあったんですが、ちょっと代表で出させてもらったんですけれども、このような破損というのは直してもらえるということでもいいんですかね。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 小林議員のご質問です。

先ほど申し上げましたように、農家の意向がありますので、現状、トラクターだったりで乗り入れたいとか、そういうことを確認しなきゃいけないので、道路の雨水がそのまま畑に入ってきてしまうような状況でありましたら、私たちのほうへ言っていただいて、先ほど、すみません、通称で言ってしまいましたが、アスカーブの設置を検討していきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 当局では、いずれにしろ、地権者が直してもらいたいという意向がなければやらないというふうに分かるんですけども、そういうところを見て回る、見て、それで目についたところを地権者に聞いて、対応するということはできないんでしょうか。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 先ほど申し上げましたように、農家の意向がありますので、アスカーブ、現状、道路排水が畑に流れ込まないような構造になっている場所もあります。道路面をかまぼこだったり、逆勾配だったり、それで道を流しているという状況もありますので、一概にアスカーブで雨水を止めているものがあるかどうかというの、道の形状もありますので、現状、今雨水が畑に入って困るというようなところは、東電道路が主なところで、ほかのところでは特に、農地に入って困るというような情報はいただいておりませんので、先ほど申し上げましたように、道の点検と併せて、アスカーブの破損箇所がありましたら、そういうところを地権者を調べて、修理なり意向を確認してやっていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 課長の言っていることも分かるんですけども、ただ、農家の皆さんも工夫をして、マルチをその際まで上げて、入ってこないようにしているところもあります。要は、雨水が入ってしまうと、土を持っていかれたり、近隣の畑にいつてしまうと、そんなこともありますので、これも私もちょっと、そういうふうなところには話はしますけれども、積極的な行政側での、そういうところも見ていただきたいというふうにお願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員、質問終わりますか、それとも答弁まで求めますか。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、担当課長と小林議員の話がずれているというふうに、私、聞いていて見えたので、ちょっと修正させてください。

役場の立場としては、行政の立場としては、常日頃から点検を全部やるというのは、これ無理です。これは人員の体制だとか、いろいろの関係であります。

今現状どうなっているかという、四、五日前もあったんですが、ついせんだっての集中豪雨がありまして、やはり古見原でオーバーフローして畑の土が流れたところを、当局と私も見に行ってきました。

ですから、まず1つ目としては、万が一被害があった場合には、役場に相談をするという

ところから始まります。ですから、そこでもって、みんなで見て、今後こういうことはまた起こるかもしれないから、さっきの水止めですよ、そういったものが必要だね、または、そこを修理しましょうねというような順序立てて物事を進めますので、先ほどから言うように、まず1点目として、あらかじめ全部を検査して歩くというのは、今の状況では無理。ですから、万が一被害があった場合、または被害が起こる前に耕作者から相談を受けた場合には、どのようにしたら一番いいかということに、我々は仕事をしていくということになります。

先ほど申した、ついせんだっての集中豪雨も、我々がこれから手をつけようとする、まだ下流で起きてしまったものですから、今後さらに様子を見ながら、次年度への対策工事をするかということまで今検討を進めておりますので、やはりそういうことで順序立てて進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 分かりました。

ですが、私は年1回ぐらいは、ずっとじゃない、年1回見回るのも大事じゃないかなというふうには思いますので、そこら辺も含めて、今後見てまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

1問目の質問は終わります。

○議長（北村直樹君） 小林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 2問目です。

小野沢本郷地区洪水被害対策についてお伺いします。

本郷集落センターからスケート場へ向かう村道、昨年8月の大雨洪水で、道路脇排水路から雨水があふれ出て、道路が傾斜しているために雨水が民家に浸水しやすい状態だと。この間に何回か洪水に見舞われ、土のう等で何とか逃れてきているようです。また、行政にも対策対応をお願いしているとのことですが、地元住民からも早期対応要請をされております。

また、私も現地を視察し、状況を確認したところ、資料2の添付写真を見ていただきたい

と思いますが、排水路が下流に従ってU字溝の深さが浅く、あふれやすい、あふれる。雨水のオーバーフローの排水路があるが機能していないと。

当局でも、様々な災害防止策を推進していると思いますが、このように台風、ゲリラ豪雨など大雨が来るたびに住民が脅かされており、村民の生命財産を守る防災・減災に向けた村としての対応の必要性を大として感じているところです。

そこで、お伺いします。

(1) 当局も現地を視察しているかと思うが、災害対策の優先度はある。しかしながら、まぜいまだに対策もされない、対応案も出てきていないのはなぜでしょうか。

(2) このような案件のみならず、村内各地、風水害、土砂崩れ等のおそれで困っている、村民が日々不安な生活をしているところがあるかと思いますが、当局では今までの災害を、大小問わず現状把握されているのでしょうか。また、対策整備計画は立てているのでしょうか、当局の答弁をお願いします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 小林弘之議員の2番目のご質問、小野沢本郷地区洪水被害対策につきましてお答えさせていただきます。

1番目のご質問につきまして、ご指摘のとおり、該当箇所は大雨の際、水路から水があふれ、近隣住宅に入り込んでしまうことがありました。被害対策の優先度という観点でいきますと、村ハザードマップにある土砂災害特別警戒区域全てにおいて被害対策が必要と考えております。

そこで、県と村では、平成26年から、危険箇所地域で土砂災害防災訓練を実施しております。地域に特化した地区防災マップ作成を支援しております。現在まで8地域で作成し、今年度、新田上・下、本郷地域でも作成し、全戸配布をしております。また、この場所につきましては、県事業への市町村要望として、土砂災害対策に掲載し、対策をお願いしている状況です。

この場所は、大水が出るたび改修が行われ、現在の対策となっていると認識しております。大雨が降った場合、山からの水はこの水路でしかのみ込めませんので、通常流れている針尾用水路、またマレットゴルフ場からの流れ込みもあるようですので、そういうものをスケートリンク周辺の分水箇所ですべて別水路に流すよう、今までやってくれていたかはちょっと不明で

すが、本郷地区もしくは水利管理者に、大雨の予報がある場合は、この作業をお願いしたいと思えます。

続きまして、2番目のご質問につきまして、現在村には対策整備計画はございません。先ほどの該当でも触れましたが、平成26年から実施している土砂災害特別警戒区域である地域で土砂災害防災訓練を実施し、地区防災マップを8地域で作成しました。マップには、地域で起こった災害内容も記載し、土砂災害時、人的被害が出ないように、防ぐため、適切な避難行動を取ってもらうような内容となっております。今後も、警戒区域の地域での訓練を継続して計画していきたいと考えております。

また、現在県では、土砂災害特別計画区域の針尾区、西沢で調査を実施して、この土砂災害に対する対策を検討している状況であります。

回答は以上となります。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） （1）番目ですが、先ほども言いましたけれども、何回もここはあふれて、鈴木さん宅等浸水している。土のうで毎度毎度防いで、しのいできていると。先ほど、県にもそういう対応策を申請しているとのことですが、いつ申請されて、いつ頃までに対応できるのかというところは出ているのでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） やはり、先ほどの議員ご質問にあった優先度というところで行きますと、先ほど申し上げた針尾、西沢のあたりでは、被害が甚大であるようなところが優先して、県のほうでは状況を調査している状況でありますので、先ほど申された本郷地区の土砂災害警戒区域の中も、ちょっと今現在、いつというところは、県からは回答はいただいておりません。村の中で被害状況が多いところが、やはり優先度が高いと考えておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

〔9番 小林弘之君登壇〕

○9番（小林弘之君） 言っていることは分かるんですけども、本郷地区のところも、要は住民といいますか、そういうので、いざとなったら、家も壊れたり、災害になって

しまったりということも考えられますので、考えられるというか、目に見えているところですので、針尾・西沢地区もそうですけれども、ぜひここを改善対応をしてください。してもらいたいと思います。

言い方は悪いですが、先ほど回答していただいた、そういう、じゃ暫定、こうしますねとか、恒久対策は今こういうふうに考えています、県にも申請していますというようなところを、きちっと地区、村民の方に言っていただければ、少なからずとも一つの安心材料にはなると思います。

ですので、そこら辺をきっちり、今後そういうところには、そういう回答をしてあげていただきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 先ほど申し上げましたように、私たちも担当と現場を見ました。とても大きい水路で、大雨のときはのみ込めないという状況があれば、私たちのほうで水路の改修等を考えますけれども、まずは針尾用水路、マレットゴルフ場からの水路を断つ、分水して鎖川に流すところがありますので、そこでまず、ちょっと本郷地区なり水利組合がやっているかどうかは分かりませんが、そこでまず水を逃がしてやれば、その水量はカットされますので、そこで。あとはそこから、マレットゴルフ場から下の水量と本郷の、今議員ご指摘の水路だけになりますので、そういう対策もまず行っていただきたいと思いません。

また、小野沢全地域で防災、あれができましたので、小野沢区なりで、またそういう話が出ると思いますので、そういうところも、先ほど申し上げたように地区防災マップ、小野沢全戸に配られていますので、そういうところですぐ避難とか、そういうところはそれで賄っていただいて、水路と、すみません、私たち、水があふれたときの状況がちょっと分からないものですから、そういうところで水路が必要だということになれば、今まで、すみません、ちょっと小野沢区なり本郷区なりの要請というのは、過去調べたんですけれども、そういう要請はいただけていないという状況なものですから、そういうものをいただいて、雨量というものを測りながら、今の水路で間に合うかどうかということも調べながら、改修のほうを検討させていただきたいということで、お願いしたいと思いません。

○議長（北村直樹君） 小林議員。

[9 番 小林弘之君登壇]

○ 9 番 (小林弘之君) 分かりました。

じゃ、まずは針尾の河川、マレットゴルフ場、その対応をしてもらおうということで、分かりました。そこは建設環境課のほうで、その依頼をお願いしたいと。

そういう中で、それじゃオーバーフローの、今写真に写っているんですが、先ほど申請はしてあるという中では、それを見ながら、改善策はするということによろしいですか。

○ 議長 (北村直樹君) ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

[建設環境課長 大池 守君登壇]

○ 建設環境課長 (大池 守君) 水量等が、ちょっと今、針尾用水路が入ってのオーバーフローなのか、そういうところがちょっと現状、その当時、本郷地区なりでそういうことが行われてのオーバーフローなのか、そういうところも検証させていただいて、小野沢区の防災会等の話をさせていただき、改修できれば、そういうものを考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○ 議長 (北村直樹君) 小林議員。

[9 番 小林弘之君登壇]

○ 9 番 (小林弘之君) 分かりました。ぜひ住民の方が安心できるような、そういう対応をお願いします。

また、こういった風水害とか、第 6 次総合計画の中でも、安心して暮らし続けられる村をつくるようにしますと、村民の命と財産を守る防災・防犯対策を推進するとうたっておりますので、ぜひこれからも、村民の生命・財産を守るような村としての対応を今後ともよろしくをお願いしたいと思います。

以上で 2 問目の質問を終わります。

○ 議長 (北村直樹君) これで、小林弘之議員の一般質問は終わりました。

ここで、昼食の時間を取りたいと思います。

再開を 13 時ちょうどといたします。

休憩 午前 11 時 26 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりました。

午前中に引き続き一般質問を再開いたします。

◇ 塩 原 智 恵 美 君

○議長（北村直樹君） 次に、10番、塩原智恵美議員。

塩原智恵美議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 10番、塩原智恵美でございます。

私は今回、2つ質問いたします。

初めの質問です。

朝日村ならではの空き家対策計画策定を。

村は昨年、空き家116件についてアンケート調査を実施し、その結果を現在、ホームページで公表しております。アンケートの目的は、空き家について総合的な対策計画をつくるため、意向調査して、検討の材料にするためであるとしております。結果は76件、65%の回答がありました。このうち、空き家と思われる物件は50件で、今後の利活用の意向は、最も多かったのが解体16件、売却12件、貸したいは9件となり、これらは空き家全体の74%を占めております。

村はこうした結果を参考にして、空き家対策計画と関係の条例を今年度中に策定すると、6月の一般質問で考えを述べております。その後の7月29日、臨時議会が開かれ、村は、新しい条例、朝日村建築物等における不良な生活環境の解消に関する条例と条例制定に係る補正予算を提出し、可決となりました。

補正予算の内容は、相続人のいない空き家について、近隣住民からの苦情処理のための非常手段として対応したもので、村が相続財産管理人を選任して、この管理人から空き家の解体と土地の売却等を処理してもらった経費です。一連の手續に要する予算は600万円です。

このときの条例は、いわゆるごみ屋敷にしない良好な生活環境確保のため、村をはじめ村民や所有者の責務を求めた内容でした。よって、議会は村民への周知徹底を求め、条例は現在施行されております。

この実例のように、利活用されず適切な管理がされないまま、相続人も分からない空き家が増加すれば、そこに費やされる事務量や村税は、村民にとって大きな不利益となります。また、所有者がいても、利活用されずに適切な管理がされないまま放置される空き家の増加は、防災、衛生、環境、景観など多岐にわたる問題が発生し、結果、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすと考えます。こうした空き家は、向こう10年の間に相当数発生すると思われま

国は空き家問題の抜本的な解決策として、平成27年5月、空家対策の推進に関する特別措置法を施行し、県はこれに基づいて、空き家対策支援連絡協議会を8月設立、これによって、県と全市町村と関係する団体が一体となって、空き家対策を総合的に推進するとしました。

法律は、市町村長について、空き家対策計画の策定と協議会を設置し、空き家をはじめ、その跡地の有効利用の促進、特定空き家の措置、村民の相談対応など、総合的かつ計画的な実施の取組を求めています。

法律の施行から7年が経過した今、全国の空き家対策計画の策定状況は、83%の自治体が計画づくりを完了し、積極的な対策を進めています。

村は、3月議会で空き家対策協議会を規定し、関係の要綱もつくりました。また、当初予算で、空き家対策の事業費509万円を計上しました。

こうした状況の中、以下質問します。

1、509万円の内訳は、空き家対策計画策定委託料500万円と対策協議会委員報酬9万円であり、それぞれ詳細な内容説明と進捗状況は。

2、村が現在進めている空き家対策の評価と課題は。

3、空き家の担当部署と職員体制、職務の内容。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの説明に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

[建設環境課長 大池 守君登壇]

○建設環境課長（大池 守君） それでは、塩原智恵美議員ご質問の朝日村ならではの空き家対策計画策定につきましてお答えさせていただきます。

1番目のご質問につきまして、朝日村空き家等対策計画策定事業の入札は、6月1日に行われ、特定非営利活動法人SCOPさんが税込み299万2,000円で落札し、契約をしております。SCOPさんには、昨年行ったアンケートの集計、村の世帯数、人口、年齢構成のデー

タを提供し、再度、集計と分析を行っていただいております。また、担当職員が、昨年計画を策定した生坂村へ視察も行っております。

委員報酬の予算9万円は、協議会を5回開催予定で、1名3,000円を6名に支給するという内容となっております。

対策協議会につきましては、第1回目の会議を9月20日に予定しております。協議会メンバーの中には、議会から総務産業委員会、林委員長に入っております。

続きまして、2番目のご質問につきまして、建設環境課では今後の課題として、今年度、空き家対策計画策定後、特定空き家の把握と所有者の特定、また、相続人が不明な空き家などの調査を実施していきたいと考えております。

最後のご質問につきまして、建設環境課では、建設農地係に1名で、他事務との兼務で空き家対策を担当しております。職務は、今年度は、空き家対策計画策定を主な業務とさせていただきます。

建設環境課からは以上です。

空き家の利活用につきましては、企画財政課よりお答えさせていただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） 清沢課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、塩原議員ご質問の村が現在進めております空き家対策の評価と課題のうち、企画財政課が担当しております空き家の利活用事業としての賃貸に関する業務についてお答えいたします。

まず、空き家対策の評価についてでございますが、平成22年からこれまで、延べ46世帯108人の方が空き家バンク制度を活用して入居されており、空き家の利活用が図られ、人口確保対策の一つとして一定の効果がございました。

課題としましては、あくまでも空き家は個人所有の財産でございますので、空き家活用補助金に上限を設けてございます。居住に必要な修繕が補助金の上限を大きく上回りますと、所有者の方が自己資金を投入してまで修繕し、賃貸するのは難しく、賃貸が進まない場合があると思われまして。また、物件所有者が賃貸する場合に、入居者が地域のお付き合い、家や庭の管理、草やごみなど、周囲とトラブルを起こさないかを心配され、賃貸をためらう例もございます。

先ほど塩原議員のおっしゃられました昨年度実施の空き家の調査の結果では、解体希望16件、売却希望12件という状況でございましたが、これまで、賃貸を希望する物件を空き家バ

ンクに登録し、活用する際の改修補助等を行ってまいりました。現制度では、売却を希望される物件につきましては、物件の登録及び補助金の交付はできませんが、課題解決に向けまして、今後、制度の改正も含め検討してまいります。

次に、空き家の担当部署と職員体制、職務の内容についてでございますが、空き家バンク制度による空き家活用事業につきましては、企画財政課の企画係1名が兼務で行っております。職務の内容は、空き家バンクへの物件の登録、空き家に住みたいと希望される方の利用者の登録、空き家の改修、家財の片づけ、不動産業者への仲介手数料等に対する補助金の交付に関する事務でございます。

企画財政課に関する部分につきましては以上でございます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） ただいまお答えいただきました。それぞれ担当部署が2つに分かれているということ。

では、次の質問にちょっと進めます。

今回の朝日村がつくろうとしている空き家対策計画でございますが、その根本になるのは、空家対策特別措置法という国の法律であります。その目的とするところは、空き家の放置によって発生する様々なトラブルの解消と空き家の活用、そして処分を後押しするための法律です。

法律の中では、特定空き家の判断基準を4つの状態で示しております。1、そのまま放置すれば建物倒壊のおそれがある。2、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある。3、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている。4、周辺的环境を保全するため、放置することが不適切である。こうした状態の空き家は、特定空き家とされます。

特定空き家の所有者は、行政から修繕や撤去の指導、勧告、命令を受けることがあり、場合によっては、土地の固定資産税が6倍に課税される事態も起こります。こうしたことにならないようにするために、国は財政的な支援や税制面での優遇策を講じて、解体を促すよう総合的に進めているところで、これが平成27年にできた法律の内容です。

この中で、自治体の空き家対策計画策定について、責務としております。さらに、昨年6月30日、法律を改正し、主に2つの項目があります。1、特定空き家について、将来著しく衛生上有害な状態が予見される空き家も含む。2、所有者の所在が特定できない場合、市町

村長が不在財産管理人または相続財産管理人の選任の申立てができる。

国は、これらの対応に手厚い財政支援をしております。特定空き家の除却について、国、村、個人の負担割合は、国が5分の2、村が5分の2、個人は5分の1、20%で解体ができるという内容です。さらに、所有者が特的できない空き家の解体については、つまり7月の補正予算の対応となった物件は、村負担の2分の1が特別交付税の対象となり、最終的に村の負担は40%で済むことが分かりました。

7月の臨時議会に提出された600万円の補正予算は、空き家対策計画と協議会が設置されていれば、240万円で対応可能な事例だったと考えますが、このことについて、村の見解はいかがでしょうか。

また、現在の村の空き家対策は、ただいま課長の説明のとおりです。貸し借りしか対応しておりません。平成22年につくった補助金要綱に基づくものですが、法律は、売買による改修や跡地利用を前提にした解体も対象となり、そこには財政支援もあることから、ほかの自治体は工夫を凝らした補助金要綱をつくり、移住・定住対策を強力に進めるための手段として、独自性ある空き家対策を講じております。村の要綱は法律と乖離しており、大きく後れを取っているように見えます。

このことについて、村はどのような見解を今お持ちでしょうか。また、原因はどこにあるかとお考えでしょうか。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 今回の塩原議員のご質問ですが、特定空き家の取壊し、すみません、私たちの認識としては、跡地利用があつての取壊しに対しての補助だということで、担当のほうから確認しておりますので、跡地が公共に供される場合、単に特定空き家だから取壊しに補助というところは、いまだ確認しておりませんので、国の法律等を見させていただいて、そういうものが本当に該当、単なる取壊しだけに補助が出るのか、ちょっと研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） 私のほうからは、空き家を地域活性化のための施設に活用する場合に、空き家を改修する等に補助が出るということで認識をしておりました。ですので、今回、跡利用があるという前提での改修でしたら、例えば地域交流施設等の活用、そういう場合を前提としておりましたので、これまで賃貸のみの補助ということで考えておりました。

ただ、例えば税金の投入ですとか、一般財源の投入ですとか、改修をして貸出しをする際に、家賃収入がございまして、家賃収入で賄うほうを優先するという考えで、売却等については考えておりませんが、今後検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） ちょっと答えになっていないかと思いますが、申し訳ありませんが、やはり法律を読んでいただきたいと思えます。

いろいろと、やはり原因を調べてみました、私も。空き家対策計画の遅れだと思えます。つまり努力義務と、よくこういう言葉を行政は使いますが、法律はあるが努力義務だと。これまでそういった言葉をよく聞きましたが、この法律も努力義務なんです。でも、法律に基づく仕事をしなかったことによるものと捉えます。

ほかの自治体、策定率83%ということは、計画をつくらないと、国や県の財政支援をもらえないことを理解しているんです。その上で財源を確保して、いかに住民生活に寄り添う空き家対策を講じるか、そこにしっかり対応しているんだと、そう見えます。国の法律と情報をいかに早く取り、政策に反映し、村民サービスを高めるか、視点はそこにあると思えます。

いずれにしても、これまで空き家を売りたいくても、また解体したくても、解体後の土地を売りたいくても、計画がないため、その一歩が踏み出せなかった村民がいると、それは事実だと思えます。アンケート結果を見ても、こうしたことへのニーズが高い、それが分かっております。

このことにつきましては、法律の中に全て書いてありますので、それを理解すれば、やらなきゃいけない、どういう内容を講じなければいけないかというのは、空き家対策計画の中に全てあるんです。それは全部、国が財政支援しているんです。よく内容を見ていただきたいと思えます。

視点をちょっと変えます。空き家の活用です。

これについても国は支援しております。これを利用した例で、生坂村の空き家対策補助金メニューは移住・定住の要素を入れており、補助金の対象者は移住者も含まれています。具体的に、解体は取り壊した後、戸建て住宅とすることを条件に、購入者に対して50万、子育て世帯は100万円の補助です。これも国の財源が入っているんです。戸建て住宅とすることを条件の解体は、国が3分の1、村3分の1、そういう条件がございます。それから、特定空き家の所有者に対しては、2分の1の補助率で50万が上限です。

改修は、購入者、賃貸、借りた人ですね、共に2分の1の補助率で50万円の上限、子育て世帯は100万円を補助しています。家財等片づけ費用は2分の1の補助率で20万の上限、うちの村は、たしかこれ10万にしましたよね。こうした内容で積極的に取り組んでおります。これからの計画づくりの参考にしていただければと思います。

そして、生坂村では、空き家は様々な相談があると。改修、解体、売買まで全ての対応は、むらづくり推進室というところが一つの窓口でやっております。

朝日村は、今の説明のとおり、2つの課で対応しておりますが、所有者や利用者の相談業務など、空き家対策をスムーズに進めるためには、今後どうするのが望ましいのか、村長の今の時点での見解を伺います。また、計画をつくるに当たっては、K P I、目標値、この設定についてどのようにお考えか、参考までにお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 私の見解をとということですので、お話をいたしますと、塩原議員おっしゃられるように、朝日村の空き家対策事業は遅れております。これは確かでございますので、これから少し挽回を図らなくちゃいけないということで、この20日に第1回の協議会を開いてまいります。

ただそれも、まだまだ方向性が見定まらない現状でありますので、今、私の私見でもう少し話をしますと、空き家に対する考え方とか施策というのが、みんなそれぞれちょっと視点がばらばらで、基本的なところが今、まだない状態です。これが遅れているということだと思うんですが。ですから、1回みんなで、みんなでというのは議員の皆さんと行政側で、1回下見をして、どの程度の空き家がどういうように50件あるのか、そのうち何件が今、貸したいというけれども、どの程度になっているのかということをして1回レベル合わせをしてから、話し合いを、またはこれから協議を、協議会でしてまいりたいというふうに今思っております。

いろいろな村の例、特に今、生坂さんの例を調べていただいて、おっしゃっていただきましたけれども、やはり進んでいると私も思いますので、そういったところを村として、今も組織の話もございましたけれども、いろいろな意味で、どういうようにしていくか、これから真剣にやっついていかなくちやいかんというふうに思っております。

ちょっとそれ以上は、今ありませんけれども。そんなことで、至急挽回をしたいと思しますので、お願いいたします。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 今、村長が不安に思っている基準の話も、ガイドラインの中に出ているんですね。国交省が、国が補助金を出すということは、そういった手引書を全部出していますから、その中にあります。全国統一の基準でないと補助金出せませんので、国は。そういった設計になっていますので、そういったところを担当課のほうで、しっかり対応してもらえばいいのではないかなと思うところです。

私の周辺でも、あと10年の間に、今私が見ている景色が随分と変わるんじゃないのかなと思うところです。村内三十数か所、地域・地区がありますけれども、その中でも、それぞれ空き家の実態というのは様々だと思います。あと、この10年の間に、相当深刻な状況に陥る地域もあるのではないかと危惧しております。

でありますので、こうした村全体の空き家の状態がどう予測されるかということも踏まえて、全体のむらづくりの在り方につながっていくことかとは思いますが、対策計画を充実したものにしていきたいと、そう思いますので、今回はこの問題は、課題の共有化のために質問させていただきました。

これで1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 次は、区と地区が所有する耐震性に欠ける建物の防災支援の必要性についてです。

村は昨年4月、朝日村耐震改修促進計画を策定しました。

この計画は、村内の建築物の耐震性を確保するために、耐震診断と耐震改修を促進するこ

とによって大規模地震などに備え、村民の命と財産を守ることを目的とした計画です。これは、国の法律、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいて策定したもので、県の計画や村の地域防災計画との整合も図り、より具体的に耐震化を進めるための計画です。計画期間は令和3年から7年までの5年間です。

村は現在、既存住宅耐震補強とブロック塀撤去の補助金交付要綱を定めております。これら補助金の利活用の状況がどうなのか、以前から気になっておりました。促進計画を見ると、ある程度は分かります。その内容は、村全体の住宅総数2,197戸、このうち、昭和55年以前の建築住宅は899戸で、全体の40.9%を占めております。耐震化を進めるのは、この899戸と見受けました。

国の建築基準法では、見直し後の耐震基準が昭和56年6月から施行となり、これ以前の住宅は耐震性がないとされております。法律に基づく村の耐震改修促進計画は、耐震性のない建築物が対象で、具体的には住宅のほかに公共建築物などです。

この計画を実効性あるものにすることは非常に重要で、村の防災計画や国土強靱化計画との関係も考慮すると、村民益につながり、村全体の安全・安心対策になると考え、以下質問します。

1、耐震改修促進計画の公表はどのようにしたか。また、計画では住宅の耐震化率が示されていない中、令和7年の耐震化率目標を70%とした理由は。その積算根拠の説明と住宅の耐震化率は示せるか。

2、現在実施している木造住宅の耐震補強補助金とブロック塀撤去補助金の利用状況など取組の実績と、それに対する評価は。また、計画で示している目標年、令和7年までに240戸の耐震化を達成するとあるが、方策は。

3、協議会の設置について検討するとあるが、設置の目的と構成、時期についての考えは。

4、昭和55年以前に建設した区と地区の集会場の数は把握しているか。これらの施設は公共性が高く、防災面では1次避難所として、また、コミュニティとしては地域の運営協議の場であり、福祉面では地域サロンとして活用するなど多様な使われ方をしている。しかし、耐震基準から外れ、耐震改修の必要性があるにもかかわらず、多額の経費が予想され、その上、人口減少、高齢化により管理面でも支障が出ており、地域の負担が重くなってきている。こうした状況が招いたと思われる実例で、既に解体したという集会場もある。

村の耐震改修促進計画に位置づけできない、こうした公共的な建物について、防災や地域コミュニティの核として存続するために、村は何らかの支援など手だてを講じる必要性があ

と考えるが、いかがか。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、塩原智恵美議員の2番目のご質問、区と地区が所有する耐震性に欠ける建物の防災支援の必要性につきましてお答えさせていただきます。

1番目のご質問につきまして、計画の公表につきましては、ホームページに掲載して公表しております。現在、第3期の計画となっております。

耐震化率につきましては、計画の中では村の耐震化率は示しておりませんが、国の耐震基準である昭和60年以降の建築住宅は、計画策定時の令和2年度で59.1%であります。この数値を村の耐震化率と捉え、また、国の基本方針である令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するとされていることや県計画の耐震化率の目標、また村内の地震被害想定半減を目指して、耐震化率70%という数字を設定しております。この数値は、とても高い目標ではありますが、引き続き、無料で耐震診断が行え、耐震改修工事には助成があることを村内に周知していきたいと思っております。

また、この10月の全戸配布では、県のチラシがあります。こちらを全戸配布させていただき、PRをさせていただきます。

また、先ほどの塩原議員の質問にあった空き家対策計画、また条例の制定により、空き家の取壊しなどに補助などが計画できれば、昭和56年以前の建物の取壊しが進むことも想定され、目標達成につながると考えております。

2番目のご質問につきましてです。

利用状況ですが、直近3年で、すみません、耐震診断は令和元年から3年度までゼロ件、耐震改修補助金も、令和元年から令和3年度まではゼロ件となっております。ブロック塀の撤去補助は、令和元年度に1件、令和2年度はゼロ件、令和3年度が1件でありました。

実績につきましては、まだまだ少ないと考えております。改修補助などの工事費の5分の1は個人負担となりますので、耐震診断は個人負担なしで可能ですので、このものを多く村内の方々にPRし、使っていただきたいと考えております。昭和56年以前の建物所有者などにもピンポイントでPRできたらと考えております。それを耐震改修につなげ、目標値に近づけていきたいと考えておりますので、お願いいたします。

続いて、3番目のご質問につきまして、協議会の設置につきましては、現在のところ考えておりません。耐震診断などの促進につきましては、引き続き担当課で行っていきたいと考えております。

最後のご質問につきまして、昭和56年以前に建設された地区集会場は、現在13件把握しております。56年の新基準ですので、56年のものも入れて13件ということをお願いしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、耐震促進計画に位置づけできない施設につきましては、今後、村単独事業での耐震診断に対する補助などを検討し、それぞれの地区と耐震改修について協議を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 最後の質問に対しては、前向きなお考えをいただきました。

今現在進めてきた、これまで進めてきた耐震の促進計画のことは、今課長の説明があったとおり、今回第3期の計画ということで、最初の計画のスタートは平成20年からですね。第2期が平成28年からで、第3期を昨年つくったと、そういった経過であることが分かりました。その計画から14年経過しているわけなんですね。

この間の村の取組なんですけど、住宅の耐震診断、まず改修するためには診断をしなければいけません、これが42件の実施、このうち5件、耐震改修をしていると。先ほどの空き家対策と同じなんですけど、耐震改修促進計画、こうした計画がないと、やはり国・県の財政支援はありません。そして、法律の改正に沿って、村の計画も見直しをしないと、対応が遅れるわけなんです。

耐震改修するためには、まず診断しますが、これは先ほど課長の言ったとおり、個人負担はありません。にもかかわらず、42件という数字、これはどうなのかというところですね。そのうち40件は第1期計画の中で診断しております。しかし、2期計画の5年間は、たった2件だけですね。この数字は、先ほど、ちょっと進んでいないというような説明がございましたが、何が原因だったか、そこのところ、今説明ができましたら、お願いいたします。

また、耐震改修の補助金については、村の計画では、個人の場合は補助率が50%、今の要綱ですよ。それは50%で、100万円が上限となっております。これに対して、県の支援計画を見ましたら、国・県・村が改修費の80%を補助して、所有者負担は20%だと、100万円を

上限とするとなっております。この80%という高い補助率は、アクションプログラムを策定済みの自治体に対して交付すると、80%というのは。うちの村では、このアクションプログラムを今年の4月に策定しているんですね。

したがって、何を言いたいかといいますと、補助金設置要綱が今現在、50%で100万になっていますが、ここのところは80%としなければいけないんじゃないかと。補助金の見直しが必要だと考えますが、速やかに見直ししなければいけないと思いますが、どのように対応されるか、説明をお願いいたします。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） 塩原議員ご質問の1問目ですが、やはり村のPR不足というところが顕著に表れてしまっているのではないかと思います。

今、3期も始まっていますが、3期計画の中でも、今年ようやく、耐震診断1件していただいております。そちらの診断結果も出ておりますので、それに伴って改修を行うかは、個人の方の判断になりますので、一応予算的には1件ずつ、耐震診断と改修で1件ずつ、予算は取っております。

確かに56年以前の住宅というものを、ちょっと把握し切れていない部分もありますので、その辺を改めて、そういうところにPRをしていきたいと考えておりますので、お願いします。

次の質問に対しましてですが、確かに塩原議員言われるとおり、アクションプランができておりますので、先ほど答弁の中でも5分の1と言いましたけれども、現在の要綱上は2分の1になっておりますので、これは、結果そういうことが分かりましたので、早速、今要綱を変えて、今度の耐震改修をやる方にも適用できるような処理を行っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） やはりこういうことをきちっと対応していかないと、村民が困るんです。みんな村民の生活に影響しているところなんです。

それで、先ほど課長も進んでいないという話なんです。やはり県から来たチラシを配る程度じゃ駄目だと思うんですね。村の対応策も含めて、耐震診断は無料だから、改修につい

でもこういうふうになっているから、手直ししますので、だから皆さん、本当に真剣に考えてくれというような強力なメッセージを出さないと、これは無理だと思います。耐震化率を上げるなら、そういうことのきめの細かい対応をするのが、やはりいいんじゃないのかなと思うところですので、ご対応をお願いいたします。

それではちょっと、これから本題に入っていきたいと思います。

先ほど課長が調べたら、昭和56年以前の耐震改修促進計画の中にない地域の集会場等の話ですけれども、このことにつきまして、実はかつて、村が主体になって、農村生活環境整備事業として、地区の集会所等の建設に取り組んできた経緯があります。昭和51年からです。これは農振整備計画をご覧になっていただければ分かります。一括、表になっています。

この古い耐震基準の昭和56年以前をたどりますと、村内各地13か所、課長のおっしゃったとおりです、公会所や生活改善センターが国の補助事業で建設されました。古見集落センターも昭和56年、非常にその中間にあって、ちょっと危ういところなんですけれども、56年に建設され、現在は空き家状態です。西洗馬公民館は昭和39年建設で、耐震性はありませんが、現在、村の指定避難所となっております。令和5年、防災センター建設後は使われなくなる建物となります。

こうした公共的な建物は、村の耐震改修促進計画の中で明確な位置づけがされていないため、財政支援も講じられていないのが実態です。

そこで、改めて県の耐震促進計画を調べたところ、地震時に避難施設となる建築物の耐震化に対し、国庫補助を活用して、災害時の避難所として市町村の地域防災計画で指定された施設への支援策を、市町村と協議を進めるとあります。この表現が、私はちょっと分かりにくくて、県に問合せしました。

集会所は今、一時避難所として地区防災部会が活用している実態があることから、防災計画の中に位置づけすることによって、対応の可能性があるということでした。防災計画の中に位置づけると、国の財源が取れるんです。

財源が取れることの説明しますけれども、建物の耐震診断は、国・県・村が負担して、地元の負担はありません、その場合ですね。また、耐震補強の工事ですが、これは平米単価5万1,200円と定められておりまして、それに対して、国・県・村が合わせて3分の2、地元負担は3分の1で対応できます。

ちなみに、生坂村は、60か所での集会所の耐震診断は村が主体で実施し、全て終了しているそうです。

隣の塩尻市は、公共施設等建設事業補助金交付要綱をつくっております。この中で、集会所等の老朽化による改築は、世帯数割に応じて上限を設け、補助率2分の1、50戸未満の地域は400万円、50から100戸未満は480万円です。一方、耐震補強工事は3分の2の補助率で、木造は400万円を上限としております。

この塩尻市の補助金の考え方ですが、これは、施設の老朽化に伴い改修費が高額になる傾向がある中、地域住民の高齢化や人口減少による地元負担の増加が影響して、改修する決断が難しくなっているため、補助金の交付は地域活動の拠点施設の機能の維持に寄与するものである、こうしております。この補助金は、令和2年は8か所、令和3年は4件、今年は11件、令和5年は5件の予定という取組が現在されております。

これらの事例を踏まえて、村の対応はどのようにお考えか。先ほど、前向きにご検討されるというお話もございましたが、村長の見解は。今私が紹介した事例を参考にさせていただいて、果たして第1次避難所が、防災計画の中に載せることによって、その耐震診断、それに伴うところの改修、それが財源対策を講じて実行できるとすれば、これはすごく魅力的なことだと思うんです。これ、実際に麻績村が対応したということを知っております。お願いします。

○議長（北村直樹君） 大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、最初に集会所、先ほど言った13件の地区集会所になります。地域防災計画に位置づけるというところなんです。そもそも今耐震がないというものは、56年以前のを第1次避難所として選定は難しいと考えております。なので、そういうところのものについて、先ほど、最初のご質問でお答えさせていただきましたが、何らかの補助というものを村のほうで考えていきたいと考えておりますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 選定するということを求めているものではないんです。工夫して、防災計画の中に何らかの形で掲載する、付記するというような形でもいいと思っております。そこに位置づけるという方法、それは工夫だと思いますが、そういったことはまた内部で検討いただいて、そして、そういったことが対応としてどうなのか、県にも問合せさせていただいて

いいかと思いますが、今ここで結論を求めるようなものではございませんので、しっかり検討していただいて、地域の集落センターなりの機能が維持できる、現実に1次避難所として使っておりますので。今回、13件の中には、御道開渡や御馬越等、非常に人口も減少しているような地域の中の集会施設もございます。

あともう一つ、改修ばかりの話じゃないですね。古見の集落センターの関係ですが、これは今、空き家ですね。耐震の促進計画の分子になるところは、改修ばかりが分子ではないですね。解体も分子になっています。そういったことも考慮して、どんな手だてが講じられるか、その地域の資力にもよりますけれども、どれだけということは私は申し上げません、言うこともできませんし。それは考えていただければいいと。工夫をしていただいて考えていただくと、そういったことをちょっと提案申し上げたいと思います。

村長、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 公会所で昭和51年前後に建てたもの、例えば西洗馬は、全部の公会所がそれに当てはまります。これは各地区地区、ちょっと分かりませんが、例えば私の中組では、公会所のメンテナンス費用というのを定期的に積み立てております。ただそれは、屋根替えだとか補修ですよね。ですから、そういう積立てをしている常会も例えばあるでしょうし、ない常会もあるかもしれない。

ですから、さっき課長のほうで答弁いたしましたけれども、耐震診断はまずはできるということと、それと以降どうするかというのは、各常会ごと個別に、今後話が出てくる可能性があります。ですから、これ一律に、例えば地区長会議等々において、新たな問題として提起をしていく必要があるなというふうになら今考えております。

ですから、こちらのほうも遅れてきておりますので、なるべく挽回をしていきたいというふうな思っております。

○議長（北村直樹君） 塩原議員。

〔10番 塩原智恵美君登壇〕

○10番（塩原智恵美君） 分かりました。

私は今回、昨年計画を見直し、今年アクションプランを策定したということは、国や県の財政支援をしっかりと取りつけて、村の耐震率を高めたいと、そういう表れであるということは評価したいと思います。

ただあと、これから先なんですね。アクションプログラムは、非常に大ざっぱと申しますか、というふうに書いてあります。でありますので、行動計画ですね。実際に、先ほど240戸の耐震をしなきゃいけないという目標がございますので、それを達成するための行動計画をつくって、それを公表いただきたいと。

それから、今回の耐震促進計画は、議会の皆さん、誰も知りませんでした。役場の中も知らない方が結構多くいました。この大事な計画は、やはり村民に公表して、そして分かってもらう努力をしてください。

そんなことも申し伝えまして、これがしっかり進んでいくことが、本当の意味での朝日村の村民の安心・安全だと思いますので、しっかりご対応をお願いしたいと思います。

以上をもって質問を終了します。

○議長（北村直樹君） これで、塩原智恵美議員の一般質問は終わりました。

◇ 羽多野 美 映 君

○議長（北村直樹君） 次に、1番、羽多野美映議員。

羽多野美映議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 1番、羽多野美映です。

私は、3項目について質問いたします。

1問目、奨学金等に関する新たな子育て支援制度について。

朝日村では、第6次総合計画の中の基本戦略に基づき子育て支援制度を進めており、他市町村に先駆けて保育料無償化事業を実現したほか、高校生までの医療費の給付などに加え、この4月から高校生通学支援事業、小学校給食費無償化事業に取り組んでいます。高校卒業までは、切れ目のない手厚い支援をしていただけるようになりました。

しかし、一方で、子育てに係る費用負担が一番大きいのが、高校卒業後、大学や短大、専門学校に進学してからで、この部分に対しては、国や自治体の支援は、それほど積極的に行われていないのが現実です。

資料1をご覧ください。

平成21年に出された文部科学省白書の中の子育てに係る家計負担を教育段階別にまとめた

ものです。この資料は14年前のものになりますので、あくまでも参考という範囲でお示しました。以降2年ごとに行っている文科省の学習費調査がありますので、最近のデータと比較するため、資料1-2、この表を添付しました。こちらは大学生の調査結果がありませんので、ご承知おきください。

資料1-1では、高校までの公立・私立の別と大学の国公立・私立の別を組み合わせ、総計を算出し、学校段階別に比較できるようになっています。公立大学進学の場合、国立大学進学の場合、自宅から通学すると、公立高校進学の家計負担に比べて1.8倍、下宿・アパートになると3.4倍、私立大学では、自宅から通学した場合でも3.3倍、下宿・アパートになると5倍以上の負担になります。平成22年から高等学校等就学支援資金制度が始まっていますので、資料1-2、平成30年の調査では、高校の家計負担は若干減っています。

続いて、資料2をご覧ください。

このグラフから、子供が大学生になると、家庭における貯蓄はマイナスに転じることが分かります。大学進学後、教育に関する家計負担の内訳を示したものが資料3です。一般家庭において、現実には全額を親が負担することはなく、学生本人がアルバイトをするか、日本学生支援機構の奨学金支援制度を利用するなど補完している場合が多く見られます。アルバイトをする場合、学業に負担がかかるケースもありますし、就職後の奨学金の返還がままならないというケースも報告されています。

奨学金の返還例に関しては、資料4をご覧ください。

以上をまとめますと、大学では、小・中・高でかかっていた費用のおよそ3倍以上が必要である。大学に進学すると家計負担が増えるため、家庭の貯蓄はマイナスになる。学習教育費等の費用を学生本人が何らかの手段で補完しているということになり、高校卒業後、家庭や本人の負担が大きくなるが、公財政支出の学生支援制度等が薄いことが分かります。

第6次総合計画の中で、資料6に示しましたように、子育て支援事業はロードマップを見ると、令和5年にアンケート調査を行い、令和6年には第3期の計画が策定されるとあります。この計画に合わせて、高校卒業後の子育て支援制度として、奨学金等の事業を行うべきと考えます。

家計の負担を軽減することや、子供たちが学費を負担することなく、集中して学生生活で学業を修めることが主な目的ではありますが、長期的に見ると、家計負担軽減により親世代の貯蓄を切り崩すことなく、将来への不安がなくなることや、支援を受けた若者がこの地で子育てをしようとして戻ってくるという人口流出を防ぐ手だてになります。学生までの手厚い子

育て支援事業を村外に広く知らせることで、移住・定住を促すことにもなり、人口減少にブレーキをかけることができるのではないのでしょうか。

奨学金支援制度の例として挙げれば、家庭や本人の負担が大きい大学卒業後、期限を設けて、村に帰ってくる学生に対して返還不要とする給付型奨学金、卒業後、原則として返還するが、無利子での貸与で、返還はふるさと納税などによる返還が可能とする貸与型奨学金、朝日村に住むことを条件に、返還の一部または全部を支援する奨学金返還支援制度などがあると思います。

また、村の予算的に資金援助が難しい場合は、村外に住む学生に向けて、朝日村から応援ボックスなどを配達する物的支援はできないのでしょうか。多くの家庭で需要があると思いますが、理由は次のとおりです。

親の就業スタイルが変わり、仕送りなどが時間的に難しい。サラリーマン家庭においては、米などの食料品は全て購入し、家計負担が大きい。生理用ナプキンの購入などができないなど、衛生用品が整わない学生が多いと聞く。村では、以上のような趣旨を盛り込んだ支援制度を今後、子育て支援事業として新たに導入をするかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、羽多野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、当村の子育て制度についてでございます。

当村の子育て支援制度は、出生時の出産祝い金に始まり、医療費給付、保育料については、令和元年10月から、国の子育て施策として無料化が始まりましたが、当村では3歳以上児の無料化を平成24年度から行っております。

子育て支援センターでは、未就園児を対象に親子体操教室やぼけっと広場、放課後児童クラブは、放課後児童健全育成事業としても行っております。

小・中学校では、特別支援教育を含む就学援助費支給制度があり、また、子育て世帯へは、G I G Aスクール構想推進に伴う通信費、通信環境整備の補助、また、ファミリーサポートセンター事業では利用補助を行い、今年度からは、小学校の給食費無償化を新たに組み込んでおります。

さらに、高校では、私立高校へ通う生徒への通学補助に加え、全ての高校生の通学費用の

負担軽減を図るため、高校生通学支援事業を今年度から始めております。

このように、議員ご発言のとおり、当村では切れ目のない子育て支援事業を実現してきております。

そこで、議員ご提案の大学生、専門学校生など高等教育に係る新たな支援制度についてでございます。

これに関する現在の当村の支援制度では、コロナ関連で学生応援緊急給付金の給付、学生応援商品券配布事業など、必要な時期に対応を行ってきたところでございます。

継続事業では、高校、大学等の入学や就学の用に供する教育資金を指定金融機関等から融資を受けた保護者に対し、教育ローンになりますけれども、支払い利子の一部または全額を補給する教育資金利子補給金交付事業を行っております。令和3年度からは、証書貸付型に加え当座貸越型、いわゆるカードローンにも対応した制度に改正し、事業を行ってきているところでございます。

この教育資金利子補給金交付事業の利用状況を申し上げますと、令和元年、2年では、証書貸付型4名、制度を新たに改正を行った3年度は、カードローン型が1名、今年度は、証書貸付型が3名、カードローン型が1名となっております。

この数字の多少の判断の分析は、まだ難しいところではあります。金融機関への制度の案内についても、利用者に行っていただくようお願いしているところではありますが、現実的に、村の制度の対象となる教育ローンの借入れを行う家庭は少なく、先ほどお話しした実績であり、ほかの何らかの制度も利用されているものと考えております。

そこで、ご提案の就学金支給制度についてでございますが、これに関しては、他市町村等の状況を見ますと、近隣では生坂村が、高等教育関係の制度があります。また、筑北村、麻績村は、中等教育への奨学金の貸与の制度が整備されております。また、県内の市町村の状況では、地域の人材確保を目的としているものや医療系の人材確保を目的とするものなど、それぞれの目的に合わせた制度となっております。

このほか奨学金制度は、日本学生支援機構をはじめ、大学や財団等の独自の制度もございます。また、国の動きとしては、これまでに高等教育に関し、奨学金支給、授業料等免除制度のスタートや、所得が低い家庭の子供たち等に限って無償化の実現方針など、高等教育の負担軽減について検討がされてきております。

このようなことから、今後、さらに少子化が進む中で、これからニーズをどう捉えていくか、判断が必要だと考えております。

当村でも、既存の利子補給制度を踏まえ、ご提案の奨学金制度についても研究を行っていきたくて考えております。また、入学金、学用品、生活費への補助や、どのような目的で行ったほうがいいのかという事業なども、真に必要な制度の研究も必要であると捉えているところでございます。

以上です。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） ありがとうございます。

私もいろいろ調べたところ、やはり、例えばそれぞれの目的に合わせた支援制度だったりとか、進む学部だったり、そういったところに合わせて補助というのがあるということは、私も存じ上げているんですけども、調べたとおりだと思います、次長が説明していただいたとおりだと思います。

ただ、私、娘が大学生なんですけれども、最初の年にコロナの給付金を頂きまして、やはり独り暮らしを始めたばかりの子供が、特にそのときは外出制限なんかもあったりして、いろいろなものが自由に物が入らない、それからアルバイトができない、そういうような状況で、あの給付金は非常に本人にとって助かりました。私も親として本当に助かったんです。

ただその後の、例えば商品券ですね、商品券頂いたんですけども、それは村内でしか使えなかったものですから、実は実際、例えば村内で買ったものを、仕送りの中のものに入れて送ってあげるといったことはやれたんですけども、物の選定の幅がなかったりとか、そういったところでやっぱり不便を感じていて、もう少し学生本人が自由に使えるような、自由といたしても学業に利用できるものですね、そういったところの支援というのを村独自でやっていくということが、これから必要かと思うんです。

というのは、例えば、医学部生に対しての奨学金というのはいろいろございます。自治体にもやはりあります。なんですけれども、全員が全員、お医者さんになるわけではありません。特異な環境です。そういった中で、そういうことではなくて、朝日村で子供を育てるといった意識を持って、朝日村全員で、朝日村のみんなが全員で子供たちを社会に送り出すという感覚で取り組むべき事業なのではないかなと考えるんですけども、そういった視点で考えていくと、やはり学生に何か村で支援するようなことを今後考えていけないかどうか。

ちょうどこのロードマップを見ますと、第3期の計画に、令和5年、令和6年と2年ございますので、そういったところにどうにか組み込んでいけるような、何か足がかりになるよ

うな、そういった検討をしていただけるかどうか、ちょっとお考えを聞かせていただきたい
と思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 羽多野議員のご質問ですけれども、まず、今回行いました商品券
についても、実際行う際に、学生が使うには、やはり難しい商品券だったかなとは思いますが
けれども、実際に、羽多野議員おっしゃるとおり、保護者の皆さんが村内で買ったものを送
るというような形で利用させていただいて、そのご家庭が何らか負担軽減になればというよう
な形で実際行ってきています。そういう使われ方もされたということですので、そこはいい
かもしれませんが、羽多野議員おっしゃるとおり、学生が実際に使いたいものがどうなのか
ということになってくると、そこを村がどこまで用意できるかということがあるかと思
います。

先ほど申したとおり、その辺は今後の研究課題とさせていただきたいと思いますが、今回
の商品券を配布するについても、村の商工会の皆さんともお話をさせていただき、途中、商
工会の皆さんが入っていただくことによって、保護者なり学生が必要なものを用意して送っ
ていただけるかというようなことも、ちょっと検討もさせていただきましたが、なかなか小
さい村の中で、必要なものが用意できるかという部分のところでは、ちょっと難しいところ
もあって、そこまで至らなかった部分があります。

村で今、ネット等で注文すると何でも届くような、そういう事業はなかなか難しいかもし
れませんが、いずれにしても地域の皆さんと一緒に、学生を支援できるような制度設
計ができるかどうか、ちょっと、議員からもお話のあったように、5年、6年と計画策定に
向けて検討しなきゃいけないので、そこで少し制度設計なり、今学生の皆さんがどのよう
なものを必要としているか、保護者の皆さんがどんな支援を必要としているか、少し研究を
させていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） ありがとうございます。

今を考えるとということも大事なんですけれども、先ほども質問の中に申し上げましたとお

り、今ではなくこの先のことです。人口減少対策に関しても、非常に取組としては重要な事業に、私はなってくるのではないかと考えています。

というのは、例えば人口減少の対策に関して、少子化問題というのは全国的な問題です。どの自治体でも、少し言い方悪いんですけども、人の取り合いといいますか、人口の人の移動というのは、どの自治体でもテーマであって、例えば朝日村からどこかに移動する、どこかから朝日村に移動する、増えた減ったというところの数の問題というのは、どの自治体でも意識している部分ではあると思うんです。

ただ、移動して増えた減ったということに一喜一憂するというのではなくて、根本的な問題です。根本的な問題を今後考えていくのが必要なんじゃないかと思います。どういうふうに人を減らすのを防ぐか、それから、どうやって人を増やしていくのか、そういうことを考えていくのに、やはり若者の支援です。これから巣立っていく子供たちに対して、家庭への支援ではなくて、若者に学生に目を向けるという支援、そういうことをやはり村として意識していくということが私は大事だと思います。そういう意識を持って、若者に対応していくということです。

そうすると、若い人たちは、人間とは違うんですけども、ツバメというのは巣立った場所に必ず帰ってきます。それと一緒に。巣立った場所に帰ってきたい、ここにまた根っこをはって生活したいという、そういう生活基盤が張れる、生活基盤を置いて、ここで生活していかれるという安心感をやはり自治体で用意していくということが、この支援金制度の最終的な、私は目的になっていくと思うんですけども。その辺はいかがお考えですか。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 羽多野議員おっしゃるとおり、人口減少も含めた対策の中で、学生にどう目を向けていくかということだと思います。

羽多野議員ご提案にもあります、村内に住んだ場合とかそういう場合には、村が全額返還金を不要にするとか、そういうご提案もいただいています。ふるさと、地元に戻ってくる意識づけとして、一つはそういう制度もあるかと思いますが、あくまでお金の中で、地元に戻らなきゃお金返さなきゃいけなくなっちゃうとか、そういう考えがいいかどうかはちょっと別として、教育委員会とすれば、子供を育てていく中で、保育園から小学校、中学に上がって高校、大学に行くに当たって、村とどう関わっていくかというようなことで、今、教育大綱の中でもつくっていますし、そんなところから、子供たちが大学に行って、県外に出て勉

強した後も村に戻ってきたいというような制度設計というか、政策が必要であると思っていますので、ご提案いただいた奨学金制度だけではないと考えておりますので、それも踏まえて、少し研究をさせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ありがとうございます。

羽多野議員から、大変有効な手だてになりそうな案を幾つか提案をしていただきまして、ありがとうございます。

私ども、村から子供たちが離れて、大学とかそういった専門学校等に行って、またその後、社会で活躍するような、そういった子供たちを多く輩出していくということも、非常に大事なことになるんじゃないかというふうに思っております。

そういった姿は、やはり先ほど、前からお話ししておりますように、自らを常に耕し続けていくという、そういう姿にもつながるというふうに思いますし、やっぱりそういう学生さんたちを応援していくということは変わりのないところであります。

これまでの子育て施策については、ゼロ歳から18歳まで切れ目のない支援ということで、教育委員会、ずっと取り組んできたわけではありますが、ある程度の全体を通して、形が出来上がってきているのではないかというふうに私どもも思っております。

そういった中で、今回、18歳以上のお子さんたちの対応ということで、先ほどお話にありましたように、利子補給とか、そういったところで対応してまいりましたけれども、やはりその利用数は年に数名ということで、本当のニーズがそこにあるのかどうかということは、やっぱり反省しなければいけないというふうに思っております。

そういった意味で、今回、羽多野議員からご提案がありましたように、本当に学生本人の皆さんが自由に使えるような支給とか、あるいは入学時の準備品とか、あるいは生活に必要な物資がしっかり自分の手元に入る、あるいは必要なものが本当に周りから購入できるとかいうような、実質的に使えるようなものにしていかないと、やっぱりまずいかなということは思っております。

今、本当にコロナの中で、学生さんたち、本当にアルバイトもできない、結局親御さん、保護者の皆さんに仕送りをしてもらいながら、外にも出られないような、学生の生活が本当に狭いもので終わってきってしまうというような、本当に寂しいような状況の中で頑張ってい

るものですから、何とかそこに応援をしたいなという気持ちは非常にあるわけであります。

これから、今次長がお話ししましたように、もっと学生の皆さんが、どういったニーズを持っているか、それから、人口減少対策にどう絡ませることができるか、あるいは、もっと学生の皆さんが、4年間の間に、もっと村に目を向けて、また戻ってきたときに、何か村に活動できる場所があるのかとか、そういった村に居場所を持ってもらうような活動というのも、これから新たに見いだしていかなければいけないかなということを思っております。

羽多野議員はじめ皆さんのお知恵をお借りしながら、そんな新たな見直しを図りながら、奨学金というか、学生さんへの手助け、また支援を考えていきたいと、そんなことを思っていますので、またよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） ありがとうございます。

ぜひ、こうした取組を積極的に、朝日村独自で取り組んでいただけるようなことを検討していただければ、本当に村にとって財産になっていくと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

1問目の質問を終わります。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） それでは、2問目です。

朝日村行政改革アクションプランに基づく働き方改革の推進と行政サービスとの両立についてです。

資料6をご覧ください。

朝日村行政改革アクションプラン2021の中に、働き方改革の推進とあります。この計画に基づき、令和4年度は、勤務間インターバル制度を重点的に取り組んでいると思います。これにより村の職員の働き方に変化があったかどうか、以下の項目でお聞きします。

ワーク・ライフ・バランスを保っているか。この取組がほかの事業推進にどう影響があるか。推進速度が速くなった、もしくは逆に進まなくなったなど。行政サービスは向上してい

るか。きめ細かな対応ができていないか、仕事で平日に休みが取りづらい村民に対する時間外のサービスはどうかなどです。

いかなる行政サービスにおいても、職員が健全であることが大前提です。働き方改革を進める過程において、取組当初はできていても、徐々に導入前に戻ってしまったら、職員の健康は保障できません。一方で、時間差出勤や勤務時間インターバル制度などを利用して、村外に働きに出ている村民のため、時間外対応をするサービスを取り入れるなど、窓口対応や手続などの時間的なゆとりも必要とされていて、職員の健康と村民へのサービス向上を両立させられるか、現在どのように対応しているかをお聞きしたいと思います。

理由は次のとおりです。先日の議案説明の中で、マイナンバーカードの交付率が8月になって全国平均を上回ったというデータを示していただきました。村は、保育園の降園時や村民が集まる機会を利用して呼びかけたほか、定期的に時間外窓口を設けて対応するという職員の工夫と努力の結果で数字に表れたものと私は受け取りました。ほかの行政サービスも同様に、時間外対応や出張対応が定期的にされたとしたら、窓口対応による各種手続や相談がしやすくなったり、村民が無理のない時間休を取り、介護認定やケア会議など、時間外に行うことができるのではないかと考えました。

働き方が多様化している時代に合ったものにするためだからといって、全てに対応することは難しいと思います。労働環境を良好に保ちながらも、時間外である程度の対応ができるという柔軟性を積極的に示していけるような行政サービスが可能かどうかお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、羽多野議員の働き方改革の推進と行政サービスの両立についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、令和2年度に策定しました行政改革大綱のアクションプランで、質の高い行政組織の構築を目指し、職員の健康保持、仕事と家庭の両立など、職員が働きやすい職場環境づくりによる行政サービスの向上を図るため、令和3年度から取組を始めております。具体的な取組としましては、時差出勤、それと年次休暇の取得の奨励、テレワークの推進がございます。

そこで、羽多野議員ご質問の職員のワーク・ライフ・バランスは保つことができていないか

とのご質問でございますけれども、これら3つの取組につきましては、令和3年度末、職員にワーク・ライフ・バランスに関する職員アンケートを実施し、調査を行っております。正規の職員の回答は58人中50人で、回答率は86%でございました。

アンケートの中で、時差出勤につきましては、利用した職員は42名、回答した者の82%でございますけれども、時差出勤のメリットとしまして、朝夕の時間に余裕ができた。家事、育児、介護などの家庭生活と両立が図られたと回答する職員が多く見られました。

次に、有給休暇の取得の奨励でございますけれども、月1日以上の有給休暇の取得を推奨することとしまして、計画的な取得の呼びかけを行い、取得日数につきましては、令和2年度の職員1人当たりの平均日数6.6日に比べまして、令和3年度は9.4日に増加をいたしております。アンケートでも、有休を取得しやすいと答えた職員は33人、全体の66%でございまして、一方、有休が取得しにくいと答えた職員の理由につきましては、有休を取得すると仕事がたまってしまう、ほかの日に残業しなければいけないという回答が多い状況でございました。

最後に、テレワークについてでございますけれども、こちらにつきましては、昨年7月から取組を行いまして、職員1人当たり月1回のテレワークの実施を目標としまして取組を行っております。結果、実施回数は、3月までの9か月間で、職員1人当たり月0.43回になっております。ですので、二月に1回くらいのテレワーク勤務が取れているような状態です。

テレワークのメリットとしましては、通勤時間の縮減が図られた、業務に集中できたとする一方で、デメリットとしましては、情報漏えいの観点から書類が持ち出せないこと、上司や同僚との打合せが難しいことや、窓口業務や現場業務を担当する職員についてはテレワークの取組が難しいなどの意見がございました。

こうしたアンケートの結果を見ますと、時差出勤、有休取得、テレワークの取組によりまして、職員それぞれが仕事と生活、また育児や介護などとの両立が図られ、ワーク・ライフ・バランスを保つことができているのではないかとというふうに思われますけれども、課題も若干見えてきているところでございます。

なお、議員のご質問にございました勤務時間のインターバル制度についてでございますけれども、これは職員が1日の勤務を終えた後、次の勤務を始めるまでに、最低11時間の休息を確保するというものでございます。

こちらにつきましては、昨年度、アクションプランの見直しの中で検討を行いましたが、実施は行わないということになりました。長野県ではインターバル制度につきましては、2017

年に試行的に行ったようにございますけれども、コロナの影響や時差出勤の活用などで、現在は実施していないようにございます。また、県内の自治体でも、現在取り入れているところはないようにございます。

このインターバル制度につきましては、現在、国の人事院の研究会で、フレックスタイムなどと併せて研究が進められているようにございますので、今後、研究会の方策や国家公務員の取組の事例を参考に、地方自治体でも改めてどこかで検討がなされると思いますので、お願いしたいと思います。

次に、この取組が事業推進にどう影響しているかのご質問でございますけれども、ワーク・ライフ・バランスの取組の成果としましては、多様な働き方を推進することによりまして、個人に最適な仕事の時間、それと生活の時間をつくり出し、仕事も私生活も満足のいく状態になることによって、仕事への意欲や能力が高まり、行政サービスの向上や仕事の効率化が図られるということが挙げられます。

こうした成果につきましては、今後、超過勤務の時間の減少だとか、有給休暇の取得の増加、また、人事評価における職員の評価点なんかに表れてくるかと思われましても、現時点では、まだ取組が始まったばかりでございますので、具体的な成果をはかるには、しばらく時間がかかるものと思っておりますので、お願いしたいと思います。

最後のご質問でございます。行政サービスの向上と時間外窓口のサービスについてのご質問でございますけれども、近年、こうした住民サービスの拡充として、平日の勤務時間を延長するなどして、時間外サービスを提供する自治体もある状況でございます。

住民の皆さんがこうした時間外窓口を利用する主な目的としましては、戸籍や住民票、印鑑証明などの証明書の取得だと思いますけれども、当村におきましては、こうした証明書の発行件数は年々減少傾向にございます。現在の発行数は、年間約2,500件でございます、1日当たりの発行件数は約22件になります。一度に複数の証明書を取得されていく方もおられますので、来庁されている住民の皆さんは、さらに少ない状況にあると思います。

人口の多い自治体だと、時間外窓口サービスも効果的に行えると思いますが、当村のような小さな自治体ですと、時間外窓口を設置しても来庁する住民の皆さんが少なく、効果的な運用にならないのではないかとこのように捉えております。

こうしたことから、当村におきましては、時間外にも対応した証明書発行の住民サービスとして、来年1月から各種証明書のコンビニ発行を行うこととしております。これによりまして、昼間仕事をお持ちの村民の皆さんにおかれましても、マイナンバーカードを取得いた

だくことで、年末年始を除いて朝6時半から夜11時まで、役場窓口が開いていない早朝から深夜まで、コンビニで証明書取得ができる仕組みが構築されますので、村としましては、DXの推進も併せて、マイナンバーカードによるコンビニ交付を村民の皆さんに推進、今後は定着を図ってまいりたいというふうに考えております。

このために必要となりますマイナンバーカードの普及につきましては、現在、交付率が47%でございますので、より多くの村民の皆さんへの普及を目指して、これにつきましては、臨時的に夜間・休日、また時間外窓口、また出張窓口等を設置しまして、積極的に取り組んでいるものでございますので、そういったことでご理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） ありがとうございます。

コンビニ交付など利用できる場所は、そういった形で時間外に交付申請ができるようなことは、形として、利用していくということは非常にいいと思うんですけども、例えば、先ほど職員のアンケートの中にもあったように、現場対応ということですね。育児・介護ということが、やはり時間的にコンビニで対応できるようなものでなかったり、例えば、具体的に言えば介護関係です。職員とご家庭の方、介護者との話合いの時間帯を、平日ではなくて、少し夕方の時間にシフトして対応していただいたりとか、そういうようなことをやっていただけるようになると、そうすると働き手のほうも、子育てに関してもそうなんですけれども、働き手のほうも、まとまった時間勤務して、上手に時間休を取れるような、そういうようなこともできるかと思うんです。

そういうような形で、少し夕方のほうにシフトした対応ができるとか、早朝に対応ができるとか、そういったことができるかどうか、お考え聞かせていただきたいと思うんですが。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 羽多野議員のご質問でございますけれども、やはりコンビニ交付のように対面しなくてもできる業務については、そういったことで、今後そういったコンビニ交付みたいなものに変えていきたいというふうに思っておりますけれども、対面しての相談業務とか窓口業務につきましては、現在も、ちょっと窓口開設で、長時間の

時間の中で受け付けるということはあまりないんですけれども、相談業務というのは、ある程度個々、事前に申込みをされたりということがありますので、その方の時間に合わせて、その方が都合のつくいい時間ということで、時間外も対応したりという形は取っております。

職員のほうも、そういった相談があるときは、時差出勤ということで、朝遅く出勤して夕方の相談に対応する、そういった取組も行っておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） ありがとうございます。

ぜひ、職員の皆さんが時間的に無理のない、そういう取組をされるのが前提ではあるんですけれども、村民の皆さんが相談しやすい環境をやはりつくっていただきたいと思います。普通だったら平日にできるという前提で話をするのではなくて、時間外でも大丈夫ですよということを、やはり大きくアピールしていただくといいますか、絶対に時間外にやりますということではなくて、こういうことで村民を支える準備があるんだということをまたお示ししていただけるような、そういった形を取っていただくと大変ありがたいですし、村民の皆さんも安心してお仕事に、お勤めに出かけられるようになるのかと思いますので、これは要望なんですけれども、ぜひそういった対応をしていただきたいと思います。

以上で2問目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） 羽多野議員の2問目の質問は終わりました。

残り時間4分でございますが、いかがいたしますか。

〔1番 羽多野美映君登壇〕

○1番（羽多野美映君） 3問目の質問は、こちらもしっかりとお答えをいただきたいと思いますので、次回の定例会に質問をさせていただきたいと思います。

申し訳ありません、時間の関係で、今回用意してきたことがお聞きできなくて申し訳ないんですけれども、以上で私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（北村直樹君） これで、羽多野美映議員の一般質問は終わりました。

ここで、休憩を挟みたいと思います。

再開を2時45分といたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時45分

○議長（北村直樹君） それでは、時間となりましたので、引き続き一般質問を再開いたします。

◇ 高橋良二君

○議長（北村直樹君） 次に、2番、高橋良二議員。

高橋良二議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2番、高橋良二です。

先ほど塩原議員が一般質問いたしましたものと内容が重なりますが、お聞きください。

1、空き家対策について。

移住者が長野県は全国で第4位とのこと、うれしく思います。2021年度、県内に移住した人は2,960人、コロナウイルスの下で実を結びつつある。内訳は、東京都159人、神奈川県91人、埼玉県71人、愛知県70人となっています。

村内においては、空き家が122戸ほど、そのうち賃貸しは10戸ほどとなっています。その中、西洗馬地区でもあったように、放置空き家があり、最終的に行政で処理しなければならないようになり、大変憂慮する事態である。今後、このような空き家が増えると予想される。

結婚して、さて家を探したが、朝日村には借家がない。仕方なく塩尻市にアパートを借り、朝日村まで仕事に来る。また、家族が増えて、今の家では狭過ぎるので、朝日村の中で借家はないかと探している人もいます。

旧おひさま保育園の若者向け村営住宅、中組住宅団地、防災センターを造るのはよいことですが、建設までに3年から4年かかると伺っています。その間にも人口は減少していきます。空き家も増えていきます。

そこで、空き家の水回りだけでも直して、貸し出したらどうでしょうか。自然が豊かで水もおいしい、地震も自然災害も少ない村です。都会の人には古い家を求めている人も、中にはいるでしょう。お考えをお聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、高橋議員ご質問の空き家の水回りを直して貸し出したかどうかという件につきましてお答えいたします。

個人の所有する空き家を村が借り上げて整備し、利用を希望する方に貸し出す場合を議員は想定していると考えておりますけれども、村が管理者となりますので、建物の維持管理、事故対応、その他様々な事項に対しまして、村のリスクですとか財源の投入、公平性など様々な課題がございます。

空き家活用事業として貸し出す際、村内にすぐに貸出可能な物件は少なく、かなり修繕を要する、必要とする物件がほとんどでございますので、多くの財源を要することとなります。

現在、特別交付税で、移住・定住対策に要する経費として50%が措置されておりますので、特別交付税の対象となったとしましても、残りの部分につきましては一般財源での対応となっております。村の一般財源を投入した以上、所有者の方が短期間で返還を希望されても、一定の期間、お返しすることは難しいと思われまます。

そのような状況を踏まえ、実施可能か、また実施すべきであるかなど、協議が必要でございますので、今後検討させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） まずは財源を使う、それもいいことですが、村税も使って、一応借家として一、二件、貸出しというか、一、二年間のお試し期間という形で住んでいただいて、見ていただいたらいかなものかと思ひますが、それについてはどうでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

先ほど塩原議員のときにも答弁いたしましたけれども、1回、議会の皆さんと行政で、まずは視察をしたいと思ひます、どの程度の家があるか。そして、これから協議会も立ち上がりますので、今議員のご指摘の話も出てくるかと思ひます。

実際、新聞で見たんですけれども、市民タイムスさんでしたかね、山形村でお試し住宅を開所して、1件そういう事例が先行しておりますので、私たちの村でもそういった可能性は

十分あると思いますので、そういう一連の視察をして、どの程度のものがどのくらいあるのかというのをまず見て、じゃ、直すんだったら1,000万修理にかかるだとか、その場合はどうするだとか、そういったアイデアを今後膨らませていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 分かりました。

先ほど塩原議員のときに説明していただきましたので、取りあえずはそんな方向で、村長が言っていただく方向でしていただくようお願いいたしまして、私の質問は終わりにします。

○議長（北村直樹君） これで、高橋良二議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（北村直樹君） 次に、3番、清沢正毅議員。

清沢正毅議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 3番、清沢正毅でございます。

私は今日、2問質問をさせていただきます。

1つ目ですが、長引くコロナ禍で変わってしまった地域コミュニケーションの活性化と今後の地域行政運営の在り方検討。

小林村政が始まった年の後半から、新型コロナウイルスが全世界に蔓延し、感染防止対策に取り組んで既に3年となりますが、いまだ感染が収まらず、現在第7波に入り、いまだに感染が収まっておりません。その間、感染防止対策の強化や事業者支援、生活困窮家庭への支援活動など、コロナ禍における様々な対策措置に追われ続けた3年間でありました。そして、小林村長に負託された任期は、残すところ半年余りとなってしまいました。

こうしたコロナ禍にあって、小林村政は、第6次総合計画、男女共同参画計画、協働のむらづくり指針、向陽台住宅第3期着手、観光・農業・ゼロカーボンビジョン策定、行政改革、教育大綱制定等々に、ほかにも行政運営の重要な基盤となる幾つかの方針策定や施策の実施に取り組んでこられました。

しかし、こうした行政運営の根幹となる計画指針は制定されましたが、実践に当たっての村民への理解と浸透といった面では、やや不安を覚えるところでもあります。というのは、長期間、コロナ禍を理由に、出前村政をはじめ、いろんな会議やイベントが中止されてきました。そして、こうした環境に行政も住民も慣れてきてしまい、対面接触の機会が失われていることが背景にあると考えます。

過日、決算審査報告会の中でも村長が触れられておりましたが、最近、村民の皆さんとのコミュニケーションに壁が生じている。そのためか、村民の皆さんが行政任せになりつつあるようにも感じるとの言葉もありました。感染防止のためのワクチン接種も既に4回が終了しつつあり、重症化リスクも少なく、感染拡大も縮小化の兆しが見えてきている現状を鑑み、村長に残された任期の中で、村民との壁を取り除くことに基軸を置くとともに、課題が浮き彫りにされてきた地区行政の今後の在り方について、しっかりと方向づけを示していただく必要を感じます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1つ目ですが、村長の公約の第1番に、対話集会から始めます、第7番目に、行政の見える化とあります。コロナ禍で、ほとんど取り組めなかったことは理解いたしますが、このまま任期満了になってしまうわけにはいかないかと思えます。

コロナだから休止からコロナでもやれるに意識転換を図り、感染防止対策に万全を期し、出前村政をはじめ各種会議やイベントの復活に前向きに取り組み、小林村政でつくり上げてきた各種方針・施策、先ほど申し上げましたが、いろんな方針・施策、せっかくつくってきました。こういったものについて、住民との対話を積極的に行い、村民の皆さんとのコミュニケーションの壁を取り除き、本来の行政運営の基盤固めに取り組むべきと考えますが、いかがか。

2つ目ですが、コロナ禍の中で、各地区においてもこの3年間、ほとんど地区常会も開催されず、地区の住民が一堂に会して顔を合わせる機会が失われ、住民同士の絆づくりにも少なからずとも影響が出てきており、地区行政の運営にもひずみが生じつつあると感じます。

2年以上前から大きな課題として提起されていた入三分館の活動休止課題も、その一つであると思えます。ようやく今後の公民館活動の在り方検討会が立ち上がり、全6回かけて検討するとありますが、果たして公民館活動の在り方だけの検討でよいのか、疑問を感じております。

小林村政の中でつくり上げてきた協働のむらづくりや地区未加入者対応も含めた新しい自

主防災会の確立、それらを実現するためのキーマンとなる集落支援員の採用を進めてきました。こうしたすばらしい指針や仕組みを生かし、このコロナ禍を好機と捉えて、村長が諮問する行政区画審議会を立ち上げ、自主防災会を基盤とした新たな行政区画の審議・検討と分館活動の活性化を含めた地域行政の在り方を並行して審議していく必要があると考えますが、いかがか。

以上、残された村長在任期間で、僅かですが、時間が足りないかもしれません。今後の行政運営に期待する2項目について、お伺いをいたします。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 清沢議員から、非常に幅広く、いろんな質問をされました。

最初に、出前村政、各種会議、イベントの復活で、住民との対話を積極的にしていったらどうかというような、そこからお答えをしていきたいと思います。

議員おっしゃられるように、私の任期もあと半年となりました。就任して半年後には新型コロナが中国で確認されて、そして、日本では2020年2月に、クルーズ船、ダイヤモンド・プリンセス号、もうあのときの船、何という名前だったかななんていうのも忘れちゃって、調べたらこういう名前だったということで、もう2年半たって、非常に当時と状況が変わってきていますけれども、そんなことで、プリンセス号の横浜入港して、感染が始まったということでもあります。その後、緊急事態宣言の発令、これも2回ありましたかね、等々の、非常に我々にとっては未曾有の事態を乗り越えて、現在に至っているということでもあります。

でも、いろいろコロナがあって、何も活動が制約される中で、行政は待ったなしの状況ですから、あの当時、条例の未公布問題を皮切りに、コンプライアンスの問題だとかいろいろご指摘をいただく中で、第6次総合計画を立案したり、今議員がいろいろご紹介いただいた各種事業に取り組んできたということかと思えます。

議員おっしゃられるとおり、何が足りなかったかということ、やはり村民の皆さんとのコミュニケーション、いわゆる出前村政というのも、1回、2回やって中止になったぐらいでしたから、非常にコミュニケーション不足というのを痛感しております。これは、そういった出前村政のようなものだけでなく、各種行事ができないもので、その後続く懇親会だとか、そういったものを全て含んでのコミュニケーション、村民と話すことが全然できなかったということが事実であります。

それだものですから、あと半年とはいえども、また今ちょっと、コロナも集団的に広がっている場面もありますので、なるべく行事は行う中で、村民との対話、コミュニケーションは、より深めていきたいというふうに思っております。

私もコロナを経験した身だものですから、かかってみれば、あんなものかと思うんですが、今、朝日村では、昨日現在では約人口の5%から6%の方がコロナに感染をしました。でも、まだ5%、6%だものですから、大半の方は非常に、やはりコロナに関する、気をつけなくちゃというのがまだまだ根強くあると思いますので、そういう中で、できるだけ対話をしていくということかと私は思っております。

それと、2つ目の、行政区画審議会を立ち上げて、新たな行政区画の審議と分館活動の在り方を並行して進めたらどうかという問いでございますが、議員ご指摘のとおり、行政も、先ほど言ったとおりなんです、一番大事な地区行政の常会が、やはり2年半から3年、ずっと開かれてこなかったということは、議員のおっしゃったとおりであります。ですから、本当に私も、同じ常会の中で3年間顔を合わせていない人もいたり、または、定期的な懇親会の席もなかったりということで非常に疎遠になっている、そういったことも感じております。

ですから、ご指摘の住民の絆や地域の行政にいろいろひずみが出ているんじゃないかと、そのとおり、私も思っております。それが公民館活動にも影響があるという、まさしくそういうことかと思えます。公民館活動というのは地域の絆づくりのようなものですから、そういったものがなければ、みんなでもって新しい何かをやろうよだとか、祭りをもっと盛り上げようだとか、そんなことは全然生まれてこないものですから、そんなふうに、私も全く同感に感じております。

そこで、新たな行政区画ということに、議員のほうは話を進めていただいたわけですが、地域の未加入問題ということを発端に、2年前に地域の在り方というのを、高橋議員も一緒におられたと思いますけれども、区長会で中心になって行っていただきました。

30年前から同じような問題があったということは聞いておるんですけども、いろいろ検討を進めてくるんですが、グッドアイデアというものが生まれてこない。非常に乏しくて、あのときに、どうしたらいいものかと、さんざんみんなで考えたことを今思い出すんですけども、その中で出てきたアイデアとしては、あのときちょうど台風19号だとか、各地で自然災害、多くの方が亡くなれるというような自然災害も多かったものですから、そういったことを背景に、じゃ、そういったところは地区自主防災会をもっと充実させて、もっとい

い編成にしていったら、今の問題も解決していくんじゃないかということの関連で来た話に今なっております。

そういったことだものですから、全員が地区自主防災会に加入するということにつながっていくということであるならば、集落支援員制度を導入させてもらって、その再編に取り組んでいこうよということが経過でございました。

今この活動も、やっこの間、地震総合防災訓練で、そこでもって、新しい地区編成での再編での活動ができたものですから、もうしばらく成り行きを見守っていただいて、次に、今議員のおっしゃられるようなところにつながっていくんだらうというふうに私は望んでおります。

そういったことで、話がちょっと回答になっているか分かりませんが、現在そのようにいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

1問目のことについては、できるだけ実施の方向で進めていきたいという回答をいただいています、まだまだ、そうはいつでもコロナは蔓延している状況ではあります。ただ、先ほど村長も、いい経験をしましたと言いますが、私もその対象の1人でありまして、今のコロナは、国の動きも全世界もそうですけれども、第5種の対象になってくる。

あまり重症化しないし、私みたいに無症状だった人は出回っていいよと、逆にそういう方向に変わってきている、こういう状況でありますので、先ほどもちょっと申し上げましたが、今まではコロナを理由に、やめよう、やめようというのが非常に多かった。こういう考え方ではなくて、今、国もどこもそうですけれども、コロナであつてもいかにやれるかということ、今、考え方を変えてきています。

やっぱり、この2年半、約3年近くというのは、非常にコミュニケーション不足、行政と村民、我々も含めてですが、ここで絆といいますか、こういったところが、やっぱり大きく出てきてしまっているところがある。こういった状況に慣れちゃうのが一番問題だなというふうに、私自身思っていますので、慣れると、何もしなくていいや、行政でどんどんやってくれることに従っていればいい、じゃ役員だってやらなくていいみたいな、そういったところに持っていったら、慣れちゃうのが一番よくないなど。

と同時に、せっかく先ほど挙げましたように、小林村政の中で、いろんな方針や施策や計画や大綱をつくってききましたから、それを浸透して生かせるようなことを、これから任期、あまり長くないかもしれませんが、そこにやっぱり基軸を置いて、残った期間で方向づけをきちっと示していただくことを1番目のほうではお願いをしたいと思います。

2つ目のほうが、ちょっと私は非常に重要なことだと思っていますが、公民館活動の件について、在り方検討会が始まったということで、この前報告もありました。また、6回やりますということもあったんですけども、やっぱり、これだけで本当にいいのというのは、前々から教育長含めて、いろんな定期監査のときや、決算監査のときや、いろいろなところで申し上げてきました。

公民館活動のみを検討したって、やっぱり行政運営が、地区行政の運営がなかなか難しくなっているんだよ、例えばの話、入二地区、それから入三分館、これが、あるいはその前に消防団がありましたね、第3分団、これの第4への統合もありました。それだけやっぱり、高齢化と少子高齢化が進んでいる中での地区の実態を見ていくと、なかなか行政運営、毎回同じ人が区長をやったり、館長をやったり、いろいろなことが出ている。ということになると、やっぱり行政区画、この辺も考えていかないと、非常にまずいんじゃないですか。

そこからセットで考えないと、公民館活動だけで6回かけて、公民館のみで検討していったって、行政区画のほうが進んでいかないと、多分しっかりしたものはできてこないというふうに私は考えています。

そういうところで、いいきっかけというのは、今コロナでこういうふうに課題が浮き彫りになってきた。この契機として、今まで長年の課題であった行政区画というのを審議をしながら、いいチャンスが今、自主防災会、これができたわけですね。地区未加入者のことも含めた対策として、自主防災会が新たな形でできてきた。だったら、その自主防災会を基盤に、新しい地区割、区画、こういったものを検討しても、いいタイミングじゃないのかな。

そこにキーマンとして入ってきているのが集落支援員。集落支援員さんは、協働のむらづくりを実現しようとして採用されて動いています。ただ去年は、協働のむらづくりについては、しっかり浸透・説明をしましょう、みんなに理解してもらおうというのが令和3年だった。だけれども、コロナでそれがなかなかできなかった。したがって、地域の人たちも、監査のときにも申しあげましたけれども、やっぱり浸透していない、協働のむらづくりって本当に分かっているのという。区長会の中の一部の人、あまり理解していないところもあります。

そういう意味で、理解不足だな、コミュニケーション不足だな、そういうところに結びついたんですけれども、せっかくこういうものをつくってきた、その題材がありますから、行政区画審議会の中、やっぱりそういうことを含めて、時間かかると思います。すぐ結論なんて出てこないと思う。

ただ方向として、そういうこと検討していきましょう、一緒にセットでやりましょう、それしないと、多分、公民館の活動の活性化、6回やったって、いいものが出来上がるかどうかというのは、非常に懸念するところだと私は思います。

こう言っちゃいけないですけども、一旦その区画の課題についてはリセットしてみたらどうか。そうしたら、いろんな課題が見えてくると。じゃこれを検討、これを検討、これもやらなきゃいけない、そういう棚卸しをしながら、それに対してどうやっていくかということこれから考えていくという、やっぱりスタートのいい時期かなと、こんなふうに思いますが、行政のほうではいかかでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 行政区画をどうしたらいいか、本当に誰がどう困っているかということを確認していかないといけないと思っています。それが今、一番出てきているのが、公民館活動の人員がないというところに手っ取り早く見える、そこに見える。そして、行政のほうとしても、いろんな委員を選んでくださいというときに委員がない、そこで見える。そういうことだと思います。

それで、一番大事なものは、私、前もちょっと言ったことがあると思うんですが、今までの地域文化と行政区画的なこととやはり分けないと、今までいいコミュニティができていたものを分解させるわけには、これもこれ、問題があるというふうに思うんですね。

グッドな解決策というのは、じゃ、例えば公民館を、公民館活動やるときに、今年の新しい方針として、地区対抗をやめましょうというようなことで今動いているらしいんですが、そういうことやらなければ、参加は自由ですといえば、これはこれでまたいいわけですし、地区対抗をやらなければ、別に競い合うことないわけですから、出られる競技だけ出りゃいいということになってきますよね。ですから、もうちょっと歩みを見ながら、どういったところにメスを入れたらいいかというふうに、私はしたいなというふうに思っています。

それと、もう一つ、この間、対話が不足していて、新しいことを考えるのに、みんな同じ人が出てくる、先ほども議員おっしゃっていましたが、今度のいろいろな、例えば公

民館の在り方というところを見ても、みんな決まった人が出てくる。これも一つ、今後変えていこうと私は思っています。

いつも問題だなと思っていたら、この間テレビでいいことを言っていました。多分見た人もいると思うんですが、くじ引き民主主義という方法のようです。いわゆる、いろんな地区、これはもう無作為に年代をただくじ引きで選んで、その人に、こういう会議ありますけれども、こういう協議会ありますけれども、メンバーになっていただけませんかというようなことで、いろんな年代層から拾えるそうなんです。民主主義、議会制民主主義に対して、くじ引き民主主義という言葉も生まれているようです。

もう少し私も研究してみたいと思うんですが、そんなことから新しい発想だとか、今のよな新しい、今後もっとこうしていこうじゃないかというのが、いろんな年代層から意見が拾える可能性が出てきたというふうに思っています。

いかんせん、今は何とか、そういういろんな協議会、いろんな運営協議会の委員を選ぶのに、私ども行政としても、JAさんから1人、商工会から1人、そういうような選び方が普通になってきちちゃっていますので、それプラス、くじ引きで民主主義を達成していこうなんていうのも、今後いいアイデアかななんて思っています。そんなことで、そういうことをやりながら、もうちょっと時間をいただいて、みんなでもって、そういった課題を解決していけたらいいなど。

ちょっと返答になっているか分かりませんが、そんなことも必要だと思いますので、取りあえずは、今の集落支援員さんにもう少し頑張ってもらおうということしていきたいというふうに思っています。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 村長の思いは分からないわけではないですが、もうしばらく時間をというのは、もうしばらくというのは過去からずっとやってきているんですよね。だから、スタートをどこかで切って、時間をかけながら、行政区画審議会でも、それがいいかいけないかというのは村長にお任せしますけれども、そういったところで検討を進めていかなきゃいけないというふうに思います。

今の話のように、いろんな案があるんですね。くじ引き民主主義だっていいと思います。それから、地域の文化も、いろいろ検討していかなきゃいけないというのも課題としてあります。とって、ずっと課題、課題がいっぱいあるから、いつまでも検討できないというこ

とには、今のしばらく時間をといるところは、私としてはお願いしたいなと思っているのは、スタートしながら、いろんなことを検討し、課題を挙げ、方向性をどういうふうにしようかなというスタートは切っていったほうがいいんじゃないですか。

結論をじゃ、いつどうするかと、目標は立ていなきゃいけないかもしれないけれども、検討する場はやっぱり設けながら、いろんな人たちといろんな知恵を出しながら検討していくということは、やっていただいたほうがいいんじゃないですかねというふうに私は思います。

とにかく今が、常会はコロナで誰も顔も合わせていなかった、地区の行政運営もなかなか滞っていますというのがどんどん浮き彫りになって、今がスタートのチャンスじゃないのか。区長会長さんたちとも、あるいは区長会の人たちとも話しすると、それに手をつけ始めないといけないのかなと。

だから、協働のむらづくりもできました、集落支援員さんもスタートしました。だから、一番いいタイミングじゃないのかな、検討していくスタートとしてはというふうに思いますが、最後にいかがですか。私はそう思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

今、幾つかプロジェクトが動き出していますので、やはりそれはそれで、ちゃんとやっていかなくちゃいけないということが一つありますので、それと並行して、先ほど並行してという言葉ありましたけれども、並行して、次にどういうことがいいのかということ、今のようアイデアをいただきながら考えていきたいと思えます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ぜひそれをお願いしたいと思えます。

とにかく今、動き出したのは、公民館の在り方検討会が動き出していますから、それだけじゃなくてというところも含めながら、ぜひ意義ある結論に持っていかれる、そういう方向で、行政のほうでぜひ取り組んでいただきたいということをお願いを申し上げまして、1問目は終了したいと思えます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 2問目の質問でございます。

村道小野沢11号線・5号線の環境整備と安全対策についてでございます。

かたくりの里から中央公民館に続く村道小野沢11号線、通称針尾学校坂、これは村道両脇の樹木が大きく成長しており、昼間でも暗く、道路環境が劣悪な状況にあります。特に雨の日は、樹木の枝や葉が落下をして、スリップして交通事故に結びつく危険性が大きいにあります。

また、かたくりの里のほうから上がる上り口はカーブがあります。そこに竹林がかなり伸びており、前方の安全確認に支障があります。よく利用する地元農家の方々からも、早急な道路の安全対策実施の要望をいただいております。

針尾学校坂は、あさひ保育園への送迎道路として、また小学校の通学道路として、そして農業車両も大変多く利用しております。通行頻度がとても高い道路であります。また、災害時は、中央公民館が指定避難場所となっていることから、大変重要なアクセス道路でもあります。

そして、もう一か所、同様に道路環境が劣悪な村道が、県道バイパスの小野沢の神社から学校坂に抜ける小野沢5号線も全く同様の状態にあります。

小野沢5号線で、私が県道バイパス入口で通学の安全指導を行った際にも、あさひ保育園への送迎の車が頻繁に利用しており、地域住民にとっても、とても大切な道路となっております。

現在、西洗馬7号線の環境整備が進んでおりますが、むしろ小野沢11号線・5号線のほうが、村民の利用頻度は7号線以上であると私は考え、安全対策の優先度は高いと考えております。これは7号線がまずいということじゃない、それよりも頻度が高いというふうに理解をしています。

11号線は過去において、針尾区の役員さんからも要請をいただいて、担当課にお願いをいたしました。落下していた木の葉や枝の撤去を行いました。以後、さらに両脇の立木が成長し、道路に覆いかぶさっている状況であります。事故が起こってからでは取り返しがつきません。早急な道路環境整備と安全対策を実施していただきたいが、いかがか。

以上です。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

大池建設環境課長。

〔建設環境課長 大池 守君登壇〕

○建設環境課長（大池 守君） それでは、清沢正毅議員ご質問の村道小野沢11号線・5号線の環境整備と安全対策につきましてお答えさせていただきます。

初めに11号線ですが、この場所は、ご存じのとおり河岸段丘内での道であり、安全対策での道路拡幅などは非常に難しい場所であります。また、木々の成長により、環境整備の必要性も認識しております。

村道両脇は個人所有の山林、墓地であり、地権者への木々の枝打ちなど、依頼させていただきたいと考えております。また、山林でありますので、森林税などを活用した環境整備につきましても、産業振興課と相談しながら検討していきたいと思っております。

次に、5号線ですが、近年交通量が増えていることは認識しております。この場所は10年ほど前に、林務事業で一度間伐が行われております。しかし、木々の成長により環境も変わってきております。こちらも11号線と同様に、産業振興課に相談しながら、環境整備を検討していきたいと考えております。

安全対策につきましては、こちらも河岸段丘内の道路であり、山側には墓地が点在しているため、道路拡幅などは非常に難しい場所であると認識しております。ところどころの待避所の設置など、今後対策を検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 安全対策、環境整備、検討して実施をしていただくという回答をいただきましたので、安心しましたけれども、いつやるかというのは、それは即答できないかもしれませんが、ただ、今の環境をしっかりと見ていただくと、非常に不安全な場所であるということは、行政もつかんでいただいているというふうに思いますけれどもね。

例えば去年、小学校の通学用の道路の安全点検を実施してもらっていると思うんですが、その際には、この11号線・5号線の安全状況・環境については、通学として適正な場所であるかどうか。いわゆる保育園は、相当あそこの道路を使って、西洗馬・小野沢・本郷地区の人たちが送り迎えをする。あれはちょっと、あの環境は物すごく不安な状況だと思うんですが、通学路の安全点検の中では、こうした指摘はなかったんでしょうか。

○議長（北村直樹君） 上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） 通学路の安全点検の関係でございますので、私のほうからお答えさせていただきますが、まず小野沢11号線、針尾からの件については、あそこは今、子供たちは、小野沢の新田上の児童が登下校に使うのが主でして、針尾のお子さんは針尾橋を渡って、そのまま東電道路のほうへ抜けるファミリーロードを利用しておりますので、児童の通行については少なくともはなっていますけれども、県道の学校坂と同様に、危険もあるというようなことは承知はしておりますけれども、通学路の安全点検の中では、小野沢11号については点検をしている状況ではありません。

今後、先ほど建設環境課長のほうからもありましたけれども、全然通らないわけではありませんので、確認はしていきたいと考えております。

また、小野沢5号線については、今議員おっしゃるとおり、保育園の保護者の送迎の車が、特に朝、多いのではないかと思います。そこは、子供たちの小学校の児童の通学路にはしてありませんので、児童との接触は県道に出てからになるかと思えます。また、ちょっと保育園のほうとも話をして、保護者の皆さんがあそこを通らないで行けるかどうか、ちょっとまた保護者会の中でも検討していただくことが必要なのかなということで考えています。

便利だとは思いますが、便利なんですけれども、議員のおっしゃるとおり、危険性もありますので、そこは保護者会と話をしたりして、どうするか検討することが必要なのかなと思います。

あと、道路整備については、環境建設課のほうの答弁のとおりですので、お願いします。

以上です。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 通学路安全点検、要は危険予知をどういうふうに見るかの見目だと思いますよね。だから、そここのところは、通学路の安全点検に当たっても、やっぱり危険予知のよくポリシーを見ながら、本当にどうあるべきかというところは見ながら、やっていただきたいなというふうに思います。

村道ですので、ほかの村道も含めてですが、とにかく過去、針尾学校坂、私たちが通学しているときは50年も前ですけれども、当時みんな木が小さいんですよ。だから、あまり最近まで、環境問題とかいろいろ言われてきていないんですけれども、50年近くたってきたり、現場を見てもらえば、立木が樹木がかなり大きくなってしまっている。それで、枝が全部道路に覆いかぶさっている。やっぱりこれは、今度は村道の安全対策、これをどうするか

というところを、きちっと恒久的にも考えていかなきゃいけないんじゃないかというふうに私は考えるんですが。

例えば、朝日村の村道の構造の技術的基準を定める条例というのがありますよね。この中の第40条2項に、道路の交通の安全保持に著しい支障がある小区間について、応急対応措置として改築を行うという項目があります。それから、朝日村交通安全条例第3条、村は村民の交通安全を確保するため、道路環境整備等、総合的な交通安全対策の実施に努めるというふうにあります。これをきちっと準用していくとすれば、あの環境をいかに安全対策しなきゃいけないかということは、村としてもきちっと対応すべきであるというふうに思います。

ただ、先ほど言うように、道路脇の樹木は地権者が別ですから、当然地権者の確認が必要になる。先ほど課長がおっしゃっていましたが、森林税とかそういうのを使いながら補助して、伐採ができないかというのを検討していただくという回答をいただきましたが、恒久対策として、こういうことができないかということなんですが、村道の安全とは、先ほどの条例にありますように、交通の安全保持に著しい支障がある小区間について、応急措置として改築を行うとか、当然、交通安全条例の中にもありましたように、村道脇に、安全带という言葉がいいのか、鳥獣防護柵でいけば緩衝帯、要は、これからどんどん樹木は大きくなる一方ですから、余計に何かの災害とか、豪雨とか台風のときに倒れる可能性なんて、いっぱい考えられるわけですよね。そこを緩衝帯的とか、どういうふうに言葉にしたらいいか分からないですけども、そういう場合でも道路に倒れないとか、落ちてこないとか、交通安全に支障になるようなことがないように、緩衝帯的な、あるいは言葉が適切じゃないかもしれませんが、そういうことを設けるとかいうことで、いわゆる村道の、名前がどういう言葉がいいか分かりませんが、村道安全対策、例えば村道安全対策環境整備要綱とか、何かそういうものつくっておいて、ほかの村道も含めて、常に村道の管理として、村独自としての要綱で安全対策を今後ずっと継続してできるように、そんな仕組みを検討してもらったらどうかと。そこに補助制度として、森林税とかそういうものが利用できるとか、そういうようなことを含めて、恒久対策でそういうものを持って、安全のはかりを全てつくっておくということも必要だと思うんですが、そんな案についてはいかがかと。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今、清沢議員のアイデアをいただいて、はっと思いました。

今の村道のところは、我々行政としても、本当は全部木を切っちゃいたいんです。これは

日陰になっているし、上から枝が落ちてきたりということで、今までは、それは議員の皆様にもお認めいただいて、子供の通学路で上から枝が落ちてきたら困るから、これは村費を使って切らせてもらいたい、村費を使わせてもらいたいということで、学校坂、小野沢のほうから上がるほうの学校坂は手を入れさせてもらいました。

あとは村道のほうですね。これは、どうしても行政というのは、ほかの事業、例えば県のそういった森林に係るような事業と抱き合わせて、なるべくそういうところの補助がつかなければ仕事ができない。そういう頭に結構こびりついて、そういう頭になってきちゃっている部分が、今はと思ったというのはそこなんです。

ですから、当然事業計画を立てますけれども、そのようにみんなが危険だという認知をするような道路に関しては、村道、県道はまた県道で、もしかしたらできるかもしれませんが、村道に対しては、そういった考え方で、自分たちのお金を使わせてもらおうと。村費で地権者と話し合っ、例えば5メートルは村で木を切らせてもらおうというようなこともすぐできそうです、そういう考え方を変えればね。

ですから、これはあくまでも地権者さんとの合意が必要ですが、ちょっとそんなことで発想を転換して、なるべく予算盛りができるようなことも検討したいと思います。本当にグッドアイデアだと、今私は思いました。

○議長（北村直樹君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） そのように村長から、大変期待を持てる言葉をいただきました。

とにかく最初、最初はとありますが、今回私がお願いしたいのは、早急にやってほしいのは、今の11号線・5号線。だけれども、一旦やったとしても、恒久的には、やっぱりきちんと対策を取っていかなくちゃいけない、そのためには、やっぱりそういう要綱だとか、今後の村道の管理の基準みたいなものを明確にしておけば、地権者の皆さんも村道管理というのはどうあるべきなのかというのを理解していただきながら、協力してもらおうということがぜひ必要だと思いますので、まずは現状の環境不良の道路についてはしっかりとやっていただきたい。

それと、今後の村道の管理については、一定の要綱や、条例まで必要かどうか検討していただきたいですが、そういうことで村民に明確に理解していただいて、村道管理を徹底していける、こんな方向でぜひ取り組んでいただきたいということをお願いをしまして、私の質問は終了させていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（北村直樹君） 次に、5番、高橋廣美議員。

高橋廣美議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 5番、高橋廣美です。

私は、2問質問させていただきます。

まず、第1問目であります。

先ほどから同僚議員が質問された中で、答弁が終わっている部分もあろうかと思いますが、私なりの質問として行いたいと思います。

1つ目、公民館活動の在り方について。

新型コロナの感染拡大の影響で公民館活動が停滞し、関係者の皆さんは大変ご苦労されていると思います。しかしながら、コロナも感染防止等、かなり学術的にも経験的にも各方面で学習され、その対処の仕方がある程度は分かってきています。コロナ初期と違い、関係機関からの指示等も変わっていると思いますので、当局の切替えも必要だと思います。

公民館活動は戦後、公民館の目的として、社会教育法の中に、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的にするとあります。

当初の目的は、時代の移り変わり、人々の生活様式の変化で変わってきています。教育長が先般、公民館の在り方検討委員会で述べているとおりです。新たな形で地域のつながりを取り戻したい、そのとおりだと思います。

そこで、お聞きいたします。

1つ、今後の公民館の在り方を考える検討会で、役割や事業検証を考えるとありますが、具体的にどのような方向性を考えていますか。

2つ目、人口減少等、役員の成り手不足の問題があります。どのような対策を考えていますか。

以上、お答えいただきたいと思います。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條教育次長。

〔教育次長 上條靖尚君登壇〕

○教育次長（上條靖尚君） それでは、高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、公民館の在り方検討委員会についてでございます。

この検討委員会は、議員のご発言のとおり、時代の移り変わりとともに人々の生活様式が変化する中で、公民館事業活動の在り方が問われてきております。このことから、これまでの公民館活動の成果を検証し、また今後の公民館活動の方向性を探るため、関係者から意見を伺う目的で設置をしたところでございます。

委員の構成は、地域振興に精通な松本大学の白戸 洋教授を委員長に、清澤正文公民館長ほか各分館長、入二の斉藤区長さん、また、先ほど話のある集落支援員を含めた村内からの中から委員をお願いしているところでございます。

8月23日に第1回の検討委員会を開催し、これまでの公民館の役割や活動などの確認をいただきました。今後、年度内に数回の検討委員会を開催し、これまでの活動を振り返る中で、公民館が地域や村へ果たしてきた役割を検証した上で、一定の方向を見いだせればと考えております。したがって、具体的な方向性はこれからになると考えております。

しかしながら、先ほどの清沢正毅議員のご質問にもありましたように、公民館だけの枠組みだけでは方向性は見えず、今後、先ほどの行政区画も踏まえた地域と共に活動する公民館が必要になると捉えております。

白戸先生のお言葉をお借りすると、公民館で事業を行うことが目的ではなく手段であると。つまり、地域や個人それぞれの課題を解決することを目的に、公民館に集い、学習し、交流することで、それぞれの個人の地域のスキルアップをする、それが当村の教育理念にもある、自らを耕し続ける人づくりにつながるものと思っております。それが公民館としての役割であり、公民館事業であり、課題解決をするための手段となると捉えております。このような方向になるのか、委員の皆さんからご意見を伺う予定でございます。

2つ目の役員の成り手不足の対策についてです。

これについても、現在行っている事業については、役員の負担軽減を図った内容で検討を行っておりますが、最終的には、さきに述べた公民館活動の方向性が出ることにより、公民館を運営する役員体制も決まるものと捉えております。

公民館活動については、当村だけの問題ではなく、他地域でも課題となっておりますので、

先進的な事例が他の地域であれば参考にし、当村に合った公民館活動になるよう、教育委員会全体で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋廣美議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 先ほども清沢議員のときにも質問にありましたが、これから何回も重ねて在り方検討会と、非常に難しい部分だと思います。

地区から役員が選出されて、一堂に会して、これからどうしようというのが、今までの公民館の役員の活動だったと思いますが、最近はなかなか、若い人たちといいますか、我々のやっている頃は、ある意味、公民館の役員としての活動が非常に楽しかったという部分がありました。でも今は、それぞれ人生観というか、社会観というか、そういったものが変わってきているので、非常に難しいと思います。

しかしながら、これを活性化していく、非常に難しいと思います。ですが、2番目の成り手不足、この辺やっぱり、地区ごとといいますか、区ごとで人口の偏在化している部分があるので、当然その少ない人口のところはあると思いますね。だから、役員の選出が非常に難しい。

だから、私は思います。やっぱり本部のスタッフが、非常に強力に公民館の事業を引っ張っていくというようなことでやっていかないと、リーダーシップを取ってですね。そうしないと、先の見えない会議の連続ということになりはしないかというふうに思います。

という考えでおりますが、役員の成り手不足、手薄なところの補助として、本部スタッフの強化というようなところについては、いかがお考えでしょうか。

○議長（北村直樹君） 百瀬教育長。

〔教育長 百瀬司郎君登壇〕

○教育長（百瀬司郎君） ありがとうございます。

高橋議員のご質問にお答えをしたいと思います。

ご承知のように、コロナ対応がもう2年、その間ほとんど公民館活動は中止というような状況でありました。そういった中で、地域のつながりというのがなかなかできにくいというような状況がずっと続いてきたわけでありましたが、高橋議員のおっしゃるとおり、切り替えどきではないかというような時期にも来ております。

今年は公民館の活動については、その切り替えを行っているところでございます。中には野球大会のように、どうしてもこれは感染が重篤になって、できなかったということもありますけれども、ほかの行事については、できる範囲のことをやらせていただきました。

そういった中で、在り方委員会を設けてきたわけでありましてけれども、やはり新たな形で、私がお話ししましたように、新たな形で地域のつながりを取り戻していくということを、この会で狙っていききたいというふうに思っております。

ここで再確認したいことは、公民館の活動の本来の目的をまずは再確認したい。公民館活動って、やっぱり地域づくりの拠点であるということは、私、以前この議会で、2年ほど前になりますかね、お話を申し上げたとおりであります。その中で検討したいことは、やはり朝日村らしさのあふれる地域のつながり方の在り方であります。

先ほど高橋議員から、本文のリーダーシップを求めるといってお言葉もありましたけれども、やはり在り方委員会の中で、私ども事務局も考え方を述べてまいりますけれども、大きくは、幾つか課題はありますけれども、キーワードになることは、1つには、防災対策を絡めた地域の絆づくり、それから2番目に、やはり入三分館をはじめとする分館活動が停滞した、その停滞を復活・復興させていく手だて、そして、そういうことの先に分館のイベントの精選、あるいは、本当に分館の人たちがやりたいと思っていることをやるというような、新しい、決められたイベントをやるということではなくて、分館が本当にやりたいことをやる。

例えば、この前、落語をやった分館もありました。やっぱりそういう新しい視点を持った分館活動というのがこれから必要になる、それも若い人たちの視点も入れながらの活動が必要になると、そんなふうに思っております。

それから、もう一つは、子供を呼び込む、中高生を呼び込む、さらに、若い世代のお父さん、お母さん方を呼び込む、高齢者と若い世代の交流を深める、こういうような視点が、これからのキーワードになってくると思います。

今まで分館活動がどうしても停滞してきたという背景には、そういう役員の成り手がなかったということと同時に、非常にやらされ感が強かったという問題もあります。ですから、先ほどの村長の話ではありませんが、こういった分館活動に関わっていただくには、やっぱり一つのキーワードとしては、主体性という言葉が出てくると思います。みんながやりたい、俺もやりたいんだというような声が、やっぱりその地域の中で出てきてほしいと願っているところであります。

先ほど、くじ引きという話もありましたけれども、やっぱりそういった手が挙がってくる

ところから地域をつくっていきたいというような願いは持っているところでもあります。そういったことが今度できるかどうかということが、在り方委員会のこれからの検討の柱というか、根っこになってくるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、もう一つであります、視点を変えまして、やっぱり先ほど清沢議員のお話にありましたように、行政区画と分館の関係であります。これは、やっぱり清沢議員のおっしゃるとおり、思い切った英断というか、切替えが必要だなというふうには私も思っております。ただ、私ども教育委員会では、やっぱり公民館という活動を、私どもの枠の中に入っておりますので、その視点で物事を進めてまいりますけれども、やっぱり最終的には、新たな枠組みづくりというのも視野に入れなければいけないのではないのかということも、これからは検討課題になるのではないかとこのふうにも思います。

いずれにしても、分館のスリム化というのはこれから必要になってくる。役員の皆さんが何十人もいるというようなことではなくて、少ない人数でできる、またそれも、皆さんがやりたいという思いを持って関わってこられるような分館活動というのが、これからのキーワードになってくるのではないかと私は思っております。そんなことを在り方委員会の中で話し合えればいいかなと、そんなことになります。

また、皆さんのご意見を多く寄せていただければありがたいと、そんなふうにも思います。よろしく申し上げます。

以上であります。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

そのようないろいろな意見を持って、検討委員会に参加してもんでいくと、非常にいいことだと思います。

先ほど、行政区画と公民館という話が出ましたけれども、やはり少ない人口、少ない区画の中で何かやろうとしたときに、やはり村全体の、または近隣のでもいいんですが、やっぱり応援体制というようなことで、その地区でやろうとしていることを盛り上げると、こういったことも非常に大事かなというふうに思います。

私、地区でいいますと、例えば古見分館なんて、昔から芸能文化というか、非常に活発な地区であったと。でも、最近ちょっと低迷していますが、そこには全村から、やっぱりそれに共鳴する人が集まって盛り上げてくれたと。その発表が、また村が企画する、例えばお夏

まつりのようなものにつながればというふうに思って、また過去は、そういうことで一生懸命やってきました。

もう一つ、村のリーダーシップというか、本部のリーダーシップということのを思い起こせば、お夏まつりが、何年前になりますかね、二十何年前、始まったときに、これを初めてやった、初めてそういう企画をした本部役員が、各地の生の楽器等を集めて朝日小唄を盛り上げようと、こんなことで、それぞれの地区にいる、そういった人たちを掘り起こしたんですね。それがずっと続いてきた。何年も続くと、多少マンネリ化はしてきたんですけども、そのような掘り起こし、役員からじゃなくて、地区のそういった潜在的に根づいている文化芸能の掘り起こしというふうなことも考えながらやっていけば、また違った活性化した公民館活動ができるんじゃないかと、このように思います。

ぜひその辺も、可能かどうかですが、また検討委員会でもんでいただければというふうに思います。この辺は私の考えで、要望ということで聞いていただきたいと思います。

公民館活動に関しては、1問目は以上で終わりにさせていただきます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 2問目の質問であります。

村が目標とするデジタルトランスフォーメーション事業の進捗状況についてであります。

当村では、電子決裁や文書の電子化、議会のペーパーレス化に着手し、テレワークやサテライトオフィス、小学校のGIGAスクール、電子メールやLINEを活用した村政の情報発信等、各部署においてDX事業が着々と進んでいます。

国の進めるマイナンバーカードの普及促進では、東筑摩郡内5村と北安曇郡南部2町村の中ではトップの64.2%の交付率という新聞報道がありました。しかしながら、来年早々始まるコンビニでの住民票の交付ということを考えれば、まだまだ低いといえますか、低水準だというふうに思います。また、人口減少や行政の業務の効率化を考えると、DX格差を生んではならないと思います。

村民の大多数が参加できるDX事業を進めるために、今後村が考えている構想があれば、お聞かせください。

○議長（北村直樹君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

清沢企画財政課長。

〔企画財政課長 清沢さおり君登壇〕

○企画財政課長（清沢さおり君） それでは、高橋議員ご質問の村民の方の大多数が参加できるDX事業を進めるための今後の村の構想についてお答えいたします。

現在村では、議員のおっしゃられましたとおり、行政事務に関しましては、電子決裁、ペーパーレス会議、テレワークシステム構築、各種ツールによる情報発信など、ある程度進めてきていると捉えております。

村民の皆様のご生活等に関しましては、まだこれからという部分が多い状況でございますので、まずは住民票等のコンビニ交付開始など、様々な場面で必要となるマイナンバーカードの普及啓発ですとか、各種サービスを受ける、または行政からの大事な情報を得るためのスマートフォン講座の開催、いわゆるデジタル活用支援など、身近なところから進めてきております。

このスマートフォン講座につきましては、基礎講座3講座、応用講座が2回セットで5講座を2月まで開催する予定でございまして、周知をしているところでございます。今年度、地域プロジェクトマネジャーを採用しておりますので、出前講座的なものも含めまして検討し、今後も時間をかけて、しっかり対応していきたいと考えております。

また、電子決済、電子申請、その他様々なデジタル化に取り組んでいくことは可能でございますが、そのためには非常に多くの財源が必要となります。システム等導入の際に補助金を活用した場合でも、その後の維持経費、ランニングコストがかかってまいりますので、何が必要か、どれだけの効果があるのか、また、どれだけの人が活用できるかなど検討しなければなりません。

村民の方の大多数が参加できるDX事業ということでございますが、どのようにどこまで進めていくのか、非常に難しいところでございます。

今年度、村では地域の課題解決のため、今後、朝日村でDXをどのように進めていくかという朝日村DX推進計画を策定するため、ワーキングを行っているところでございます。その中で、必要性、費用対効果を含め検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

また、計画を策定して終わりではなく、計画策定後も状況を見ながら、随時見直しを行っていく考えでおりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

かなり細かいところまで考慮しながら、DX事業といいますか、デジタル化を進めていくという村の姿勢は伝わってきます。村自体、自治体自体の人手不足とか、先ほども出ていました働き方改革とか、行政側の立場からは、そういったことでどんどん進める。しかし、その相手には村民がいるわけですね。

やはりデジタル化に不慣れな高齢者等に対して、どう底上げを図っていくかと、この辺が一番危惧するところです。今、スマートフォンの講座とか、そんなことで、何講座かを予定しているということですが、もっともっと幅広くというんですかね、裾野を広く、またそのレベルを、レベルといいますか、底上げを図るということで、村全体のDX推進が成功に導かれるんじゃないかというふうに思います。

今後の進め方について、その辺について、もう少し細かく、我々DXのいわゆる弱者を救うということには、どのような方法が考えられるかということ、その意気込みをぜひお聞かせいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北村直樹君） 越川副村長。

〔副村長 越川 豪君登壇〕

○副村長（越川 豪君） 高橋議員のご質問のお答えになるかどうか、ちょっと自信ないんですが、DXということが声高に、国を挙げてということで進める中で、今年度、プロジェクトマネジャーということで、専門家、かなり造詣の深い方を雇用することができて、さてさてというところです。

一つ、今、スマートフォン講座ですとか、いろんな形で、いろんな階層の方にデジタルとか、入門も含めてなんですが、こういうものですよということ、あらゆる機会を捉えて企画して、ワーキンググループやったりして模索をしているというのが、本当言うと現実です。

もう一つ、じゃ何をするかというと、高橋議員がおっしゃったように、我々デジタルになじまない世代がどうするのか、優しい世界をとというような意味合いですが、そうなってくると、今、プロジェクトマネジャーとか、企画のほうとたまに話をする中で聞いてみると、使いこなすものではないと。使いこなせなくても何とかなる。それが例えばコンビニの、印鑑証明じゃなくて、住民票の交付であるとか、そういったことも含めてなんですが、使い勝手がよくなる、使い勝手がよくなるということは、操作が複雑になってはいけないというところだとは思っています。

一つツールとして、私がもし考えられるというか、とすれば、企画自体はなかなか頭回らないんですけれども、トリガーの一つとして、マイナンバーカードの普及ということが挙げられます。

マイナンバーカードが今、50%弱まで来ました。DXの構想の中には、マイナンバーカードに埋められているチップの空き容量をうまく使えということがあります。ということは、何かをひとしく提供しようとする場合は、マイナンバーカード、いろんな議論があつて、作らない方もいらっしゃるの重々承知の上で言うとしたら、その普及がまず第一歩。そうすると、インフラができます。そこに何を乗せるか、どんなことができるかというところを、今同時に模索をしているというか、考えている最中でございます。

そのほかにいろんな、実はインフラ、デジタルができるインフラというのはまだまだありまして、ただ、一番はマイナンバーカードであろうと今は思っております。オンデマンド交通ですね、公共交通ですとか、それから、JAさんの食品の部門がなくなったりするので、そこら辺の買物のこととか、そういったもののアイデアというのを乗せていくとすれば、そこに一つあるのではないかと思いますので、それが恐らく80%ぐらい、100%というのは多分無理かと思うんですが、80%を超えるぐらいの普及率になれば、相当なことがやりやすくなる、まずベースができるかなと。

あとは企画の若い頭の柔らかい人間が、そこに乗せるものを、今やっていることで効率化できるものをのせればいいかなというところが、本当言うと正直なところなんです。そんなところでご容赦いただければと思います。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

非常に、個人レベルでも使いこなしながらいかないと、非常に損をする部分も出てくるんですね。最近のスマートフォンを駆使して買物したり、いろいろするにしてもですね。だから、行政と村民、また議会も含めて、それぞれの立場でといいますか、発信するほう、また受けるほうというか、そんなことでそれに慣れていき、レベルアップしていくというようなことを、お互いにやっていかなくちゃいけないかなというふうに思います。

ともかく高齢者を、これから始まって、行き着くところがどうなるか、私が思うに、DXが推進されて、かなりの率でいくと、非常に夢のあるユートピアがあるんじゃないかと。そんなところに我々高齢者を連れていってもらいたいというようなことを、ぜひ裾野の広い対

策といたしますか、できる範囲でお願いしたいというふうに思います。

村長お願いできますか、何か。

○議長（北村直樹君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 私も、ファミマさんで、今までファミマのカードでいろいろ支払いしていたんですけども、行くたびに店員の方から、ファミペイに替えてください、ファミペイに替えてくださいということをさんざん言われて、四、五か月前に替えました。そうしたら、便利なこと、便利なこと。ですから、やっぱり私たち、何でも使ってチャレンジしてみるところを仕掛けをすることだと私は思っています。

年に1回だけ、電子、e納税じゃ、電子納税、何だったっけ。

〔「e-Tax」の声あり〕

○村長（小林弘幸君） e-Tax。あれ、年に1回ですよ。あれ毎年、さてやるぞ、やるぞと思いながら、パソコンを開いていくと、そのたび、ソフトウェアのバージョンアップから始まって、非常に年1回使いこなすというのが難しいんですね。ですから、その前になったら、やっぱり講座を開くとか、何か一つのそういうターゲットを決めて、事細かなメニューづくりで、村民の皆さんに使ってもらえるという、やっぱり講座だと思います。

ファミペイも多分、今度の講座の中で、そういったことも今欠けていたら、ぜひメニューに載せてもらいたいと、私もこれから交渉しますけれども、何しろ使ってもらうための仕掛けづくりというのが行政だと思っていますので、これは企業さんが努力するだけ以上に、行政もバックアップするというのが一番のポイントだと最近思っています。そんなことを我々は仕掛けをしたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○議長（北村直樹君） 高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

議会の中でも、非常にたけた人もいれば、まだよちよちの人もいます。非常に、何かまだ食わず嫌いのところもあったりして、ちょっと避けていた部分もあるんですが、かなり夢のある部分に近づいてきているなというふうなことがありますので、頑張ってDX事業の一端を担っていければなというふうに思います。ありがとうございます。

これにて、私の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（北村直樹君） これで、高橋廣美議員の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（北村直樹君） 以上で、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時15分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和4年朝日村議会9月定例会 第3日

議事日程(第3号)

令和4年9月16日(金)午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第55号から議案第66号まで及び認定第1号から認定第7号までの質疑、討論、採決

(追加付議事件)

- 第4 議案第67号 工事請負契約の締結について
- 第5 議案第68号 工事請負契約の締結について
- 第6 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 第7 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第8 報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
- 第9 議案第67号から議案第69号まで及び諮問第1号並びに報告第5号の議案提案説明
- 第10 議案第67号から議案第69号まで及び諮問第1号並びに報告第5号の議案内容説明
- 第11 議案第67号から議案第69号まで及び諮問第1号の質疑、討論、採決
- 第12 議員派遣について
- 第13 閉会中の継続調査の申出について

出席議員(10名)

1番	羽多野 美 映 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	小 林 弘 之 君
10番	塩 原 智 恵 美 君	11番	北 村 直 樹 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	小林弘幸君	副村長	越川豪君
教育長	百瀬司郎君	会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君
企画財政課長	清沢さおり君	住民福祉課長	上條裕子君
建設環境課長	大池守君	産業振興課長	清沢光寿君
教育次長	上條靖尚君	保育園長	上條浩充君

事務局職員出席者

議会事務局長	山本珠明君	書記	北林薫君
--------	-------	----	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（北村直樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（北村直樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（北村直樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

10番 塩原 智恵美 議員

1番 羽多野 美 映 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（北村直樹君） 日程第2、諸般の報告を行います。

9月6日に提出された決算書について、誤植による正誤表は配付のとおりでございますので、報告いたします。

入札結果調書が別紙のとおり報告されております。

報道関係者から取材の申出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

9月6日の本会議で上程された報告第4号につきましては、報告でありますので、報告を受けたものとして処理いたします。

◎議案第55号から議案第66号まで及び認定第1号から認定第7号までの質疑、討論、採決

○議長（北村直樹君） 日程第3、議案第55号から議案第66号まで及び認定第1号から認定第7号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第55号 朝日村議会及び朝日村村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第55号は可決されました。

次に、議案第56号 朝日村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第56号は可決されました。

次に、議案第57号 朝日村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第57号は可決されました。

次に、議案第58号 朝日村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第58号は可決されました。

次に、議案第59号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第59号は可決されました。

次に、議案第60号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第60号は可決されました。

次に、議案第61号 令和4年度朝日村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 令和4年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 令和4年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 令和4年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第2号）
についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 令和4年度朝日村簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議
題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 令和4年度朝日村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和3年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和3年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和3年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第3号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 令和3年度朝日村後期高齢者特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第4号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 令和3年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第5号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 令和3年度朝日村簡易水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第6号は認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 令和3年度朝日村下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

◎議案第67号から議案第69号まで及び諮問第1号並びに報告第5号
の上程

○議長（北村直樹君） この際、日程第4、議案第67号から日程第6、議案第69号まで及び日程第7、諮問第1号並びに日程第8、報告第5号の議案を上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（北村直樹君） 日程第9、ただいま提出されました議案第67号から議案第69号まで及び諮問第1号並びに報告第5号の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいま上程されました追加議案についてご説明を申し上げます。

本日追加提案いたしました議案は、契約3件、人事1件、報告1件の計5件でございます。

初めに、議案第67号 工事請負契約の締結につきましては、村道針尾幹2号線舗装修繕工事に当たり、指名競争入札により5,610万円で清沢土建株式会社と仮契約が締結されましたので、法及び条例の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第68号 工事請負契約の締結につきましては、御道開渡橋橋梁修繕事業に当たり、指名競争入札により5,126万円で清沢土建株式会社と仮契約が締結されましたので、法及び条例の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第69号 工事請負契約の締結につきましては、朝日小学校プール棟改修工事に当たり、指名競争入札により8,470万円で清沢土建株式会社と仮契約が締結されましたので、法及び条例の規定により議会の承認をお願いするものでございます。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員法の規定により、人権擁護委員候補者の推薦につきまして議会の意見を求めるもので、任期は令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間でございます。

次に、報告第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、朝日村の教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するものでございます。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げましたが、担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案内容説明

○議長（北村直樹君） 日程第10、議案第67号から議案第69号まで及び諮問第1号並びに報告第5号の議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時19分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午前11時42分

○議長（北村直樹君） これより本会議を再開いたします。

報告第5号につきましては、報告でありますので、報告を受けたものとして処理いたします。

◎議案第67号から議案第69号まで及び諮問第1号の質疑、討論、採
決

○議長（北村直樹君） 日程第11、議案第67号から議案第69号まで及び諮問第1号の質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第67号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
本案について質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第69号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（北村直樹君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を述べることについてを議題といたします。

お諮りします。諮問第1号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は上條多喜男氏を適任としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は上條多喜男氏を適任とすることに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（北村直樹君） 日程第12、議員派遣についてを議題といたします。

会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり決定することにいたしました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（北村直樹君） 日程第13、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長より、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北村直樹君） ご異議なしと認めます。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（北村直樹君）　ここで、村長から挨拶したい旨、申出がありましたので、これを許可いたします。

小林村長。

〔村長　小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君）　発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、多くの案件、特に決算認定を含め、ご審議をいただき、原案どおり可決いただき、ありがとうございました。

今定例会の一般質問、全協、これらでは、十分な時間をかけていただき、各議員の皆さんから建設的なご意見を、またご提案を多数いただきました。朝日村の福祉の充実、安心・安全な村づくりの参考にさせていただき、幾つかは早速、具現化の検討に入ってまいりたいと思います。

そして、これからは台風のシーズンとなります。現在発生している台風14号に注意が必要かと思えます。村民の皆様におかれましては、避難指示等が出ましたら、自分のこととして捉えていただき、早め早めの行動をお願いするものでございます。

そして、コロナの関係でございますが、全国的には感染者の減少や、全数把握をやめる方向で進んでおりますが、しかし当村では、逆に感染拡大の傾向となっております。引き続きコロナ感染対策にご協力をお願いするものでございます。

本日、または今定例会、誠にご苦労さまでした。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（北村直樹君）　以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、令和4年朝日村議会9月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 48 分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員